

玉野市地域防災計画

【資料編】

(素案)

令和 年 月

玉 野 市

目 次

第1章 本編関連資料 -----	1
第1節 総則-----	1
第2節 災害予防計画-----	38
第3節 災害応急対策計画-----	53
第4節 災害復旧・復興計画-----	130

第1章 本編・マニュアル編 関連資料

第1節 総則

1-1 断層型地震の被害想定

1-1-1 断層を震源とする地震

(1) 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

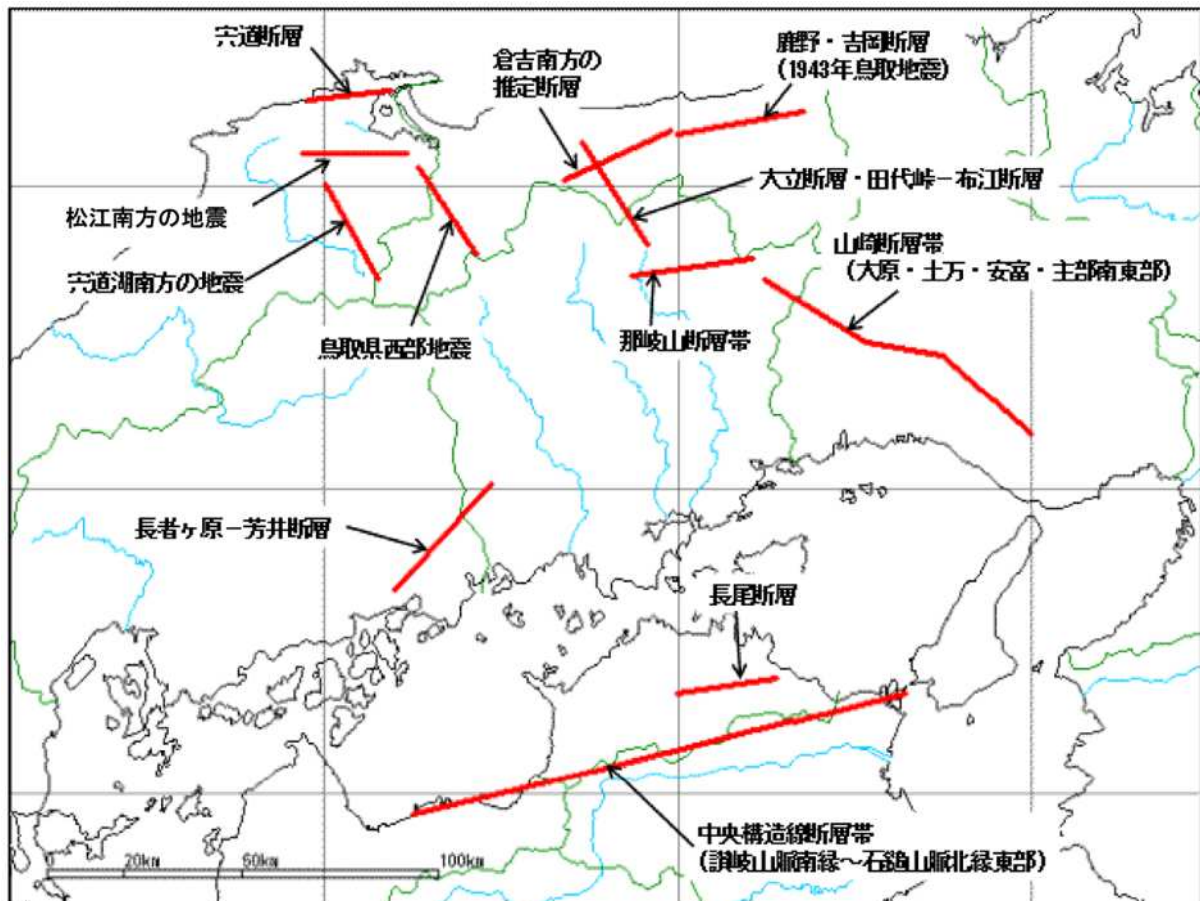
岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の人的・物的被害等に関する想定を岡山県が行った。

(2) 想定した断層型地震

岡山県では、国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果を受け、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、県による被害想定を行った。

1) 各断層の位置



2) 12 断層の概要

断層名	規模 (M)	断層規模 (長さ、幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	8.0	L=80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	7.6	L=32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原－芳井断層	7.4	L=36km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
倉吉南方の推定断層	7.2	L=30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	7.2	L=30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	7.3	L=26km W=14km	鳥取県
鹿野－吉岡断層	7.2	L=33km W=13km	国（地震調査研究推進本部）
長尾断層	7.1	L=26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	7.3	L=27km W=14km	鳥取県
松江南方の地震	7.3	L=27km W=14km	鳥取県
宍道断層	7.1	L=22km W=13km	国（地震調査研究推進本部）

※ 地震の規模欄の M はマグニチュード

(3) 震度分布等

1) 各断層型地震

断層名	山崎断層帯(※)	那岐山断層帯(※)	中央構造線断層帯(※)	長者ヶ原-芳井断層(※)	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
玉野市最大震度	5強	4	5強	5強	4	5弱
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟栗村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野-吉岡断層(※)	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層(※)
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	ほぼ0%	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
玉野市最大震度	4	4	5弱	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きい被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

(注) 1 断層名欄の※は主要活断層帯

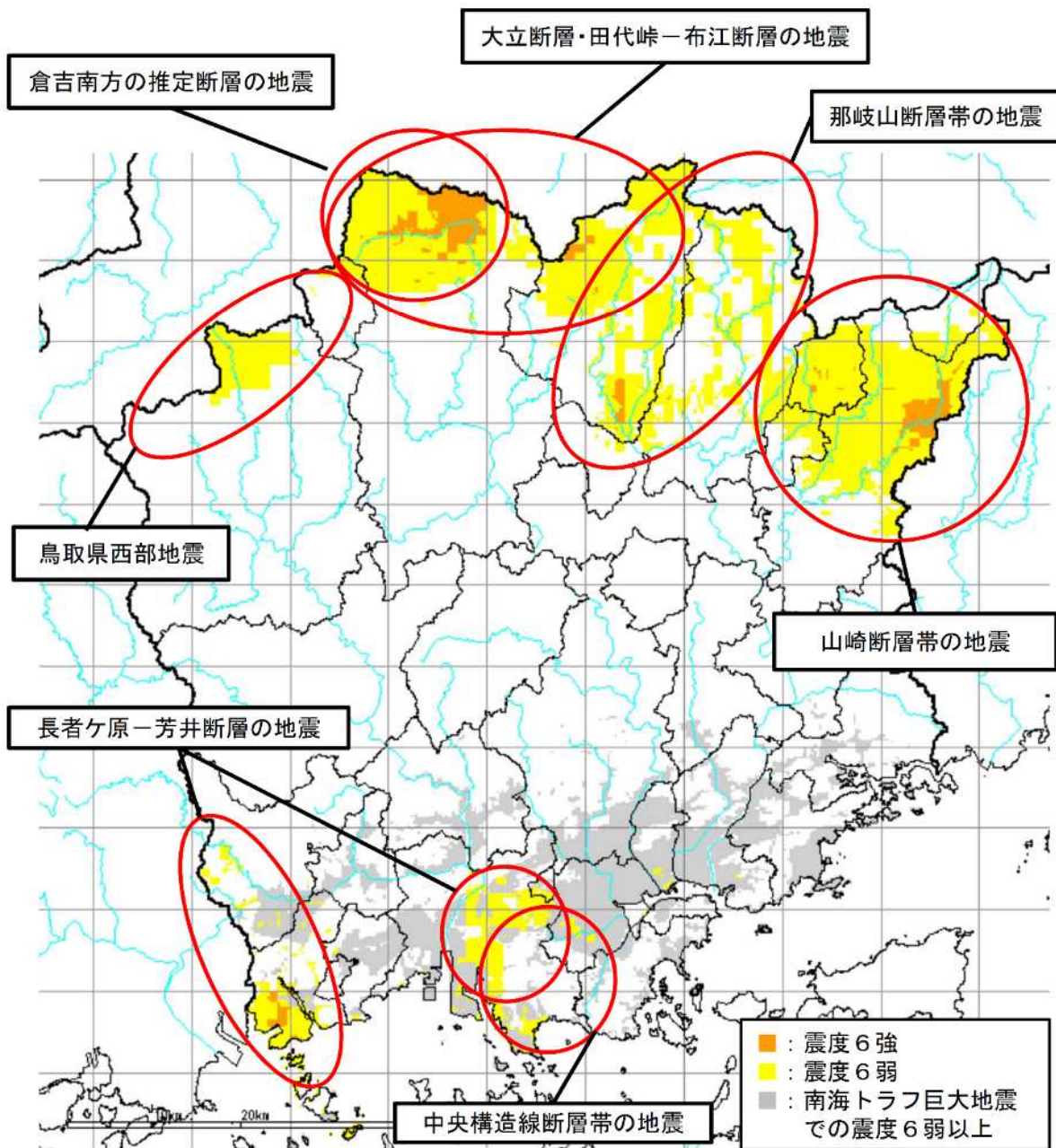
2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所)

2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、下記「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおり。

断層型地震における震度6弱以上の地域図



1-1-2 被害想定

(1) 想定手法

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

(2) 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

(3) 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原-芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。

玉野市に被害が想定される断層の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

1) 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度4の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

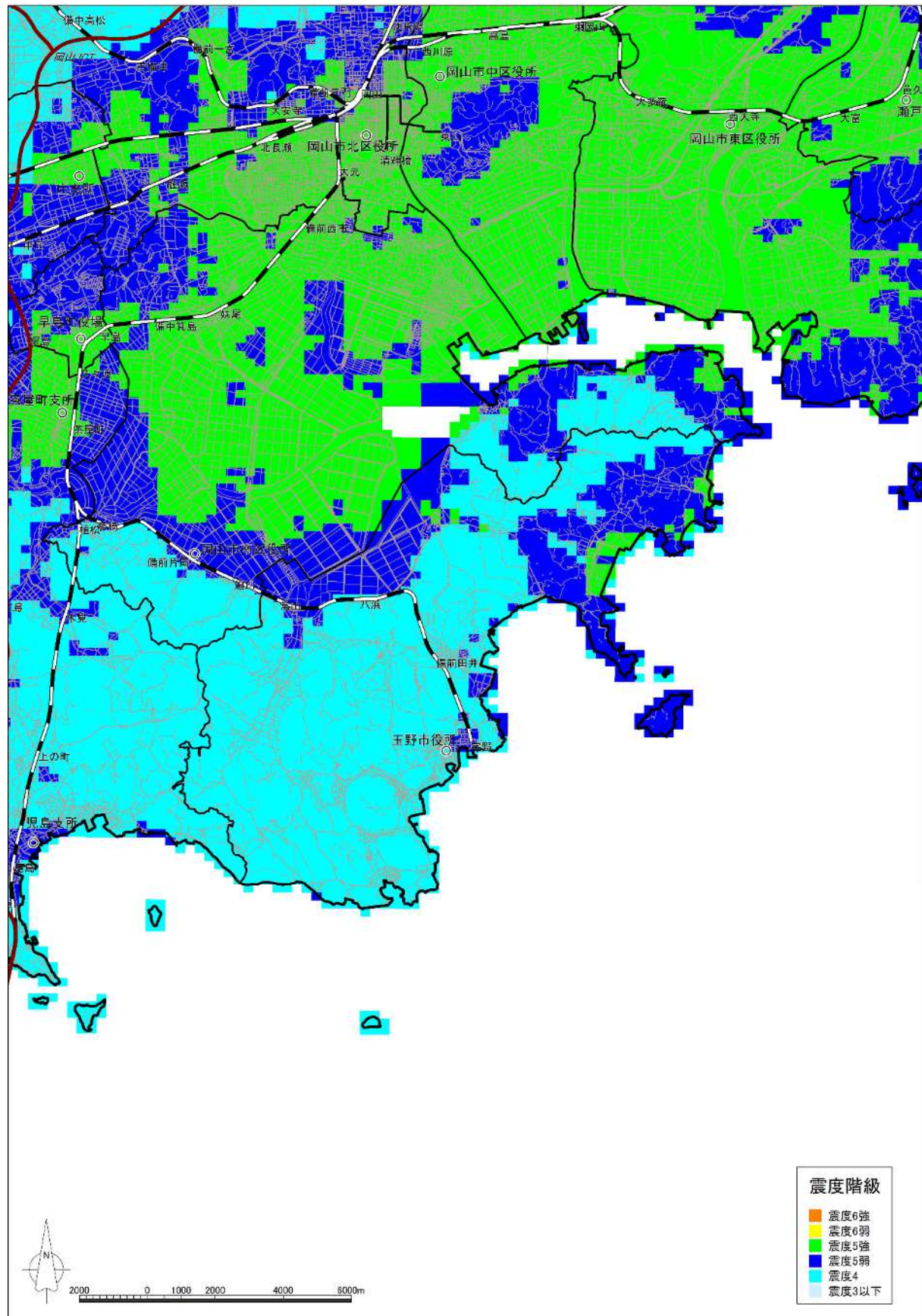
被害項目	ケース	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定	
				美作市	奈義町
最大震度		6強	5強	6強	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	604	1	471	56
死者数（人）	冬・深夜	33	0	30	3
最大避難者数（人）	冬・18時	5,680	12	3,474	532

(注) 1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同じ)

2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。(以下同じ)

3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値。(以下同じ)

山崎断層帯主部（大原・土万・安富・主部南東部）の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市

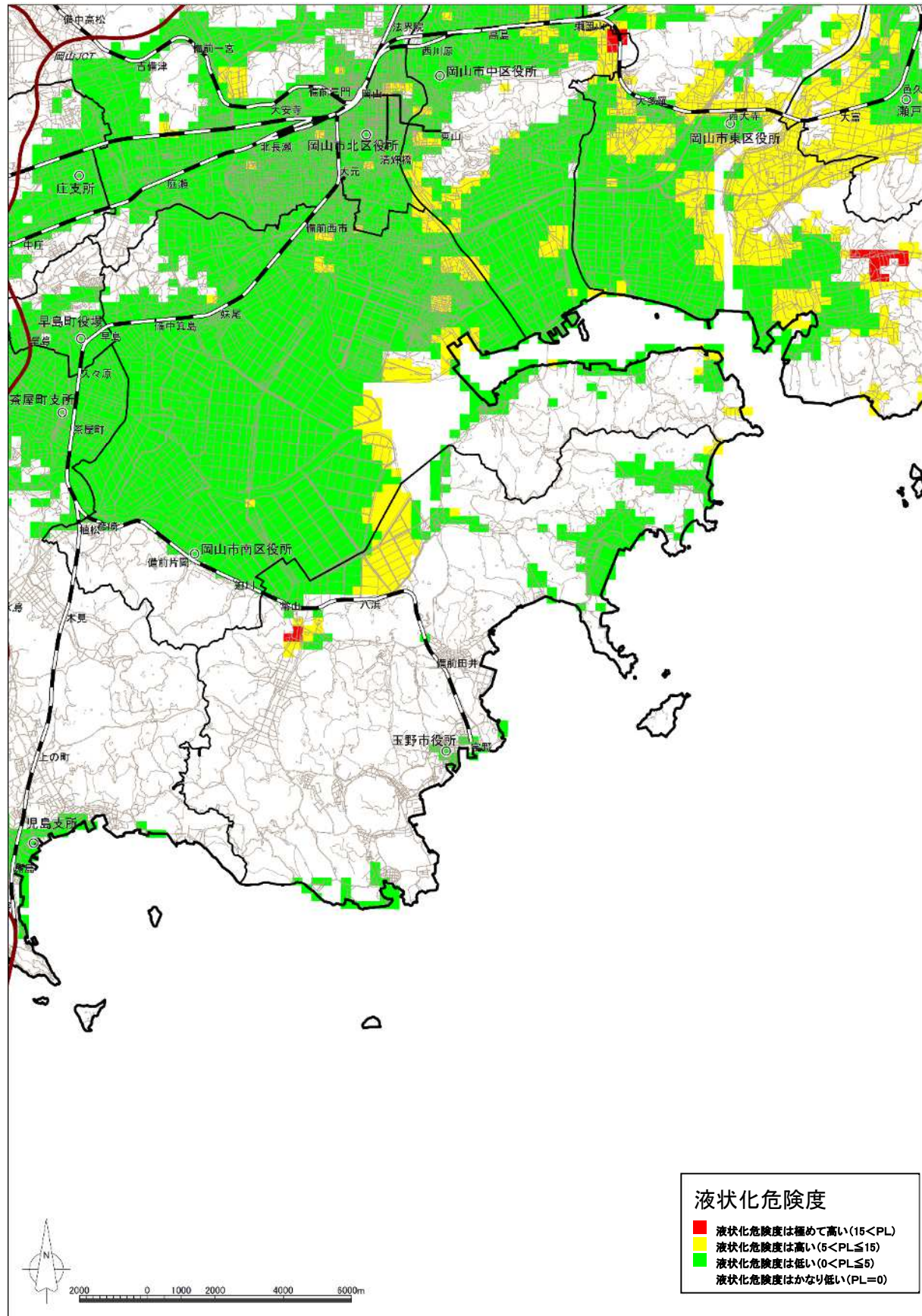


岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平 24 情使、第 706 号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

1:100000

山崎断層帯主部（大原・土万・安富・主部南東部）の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】玉野市



岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

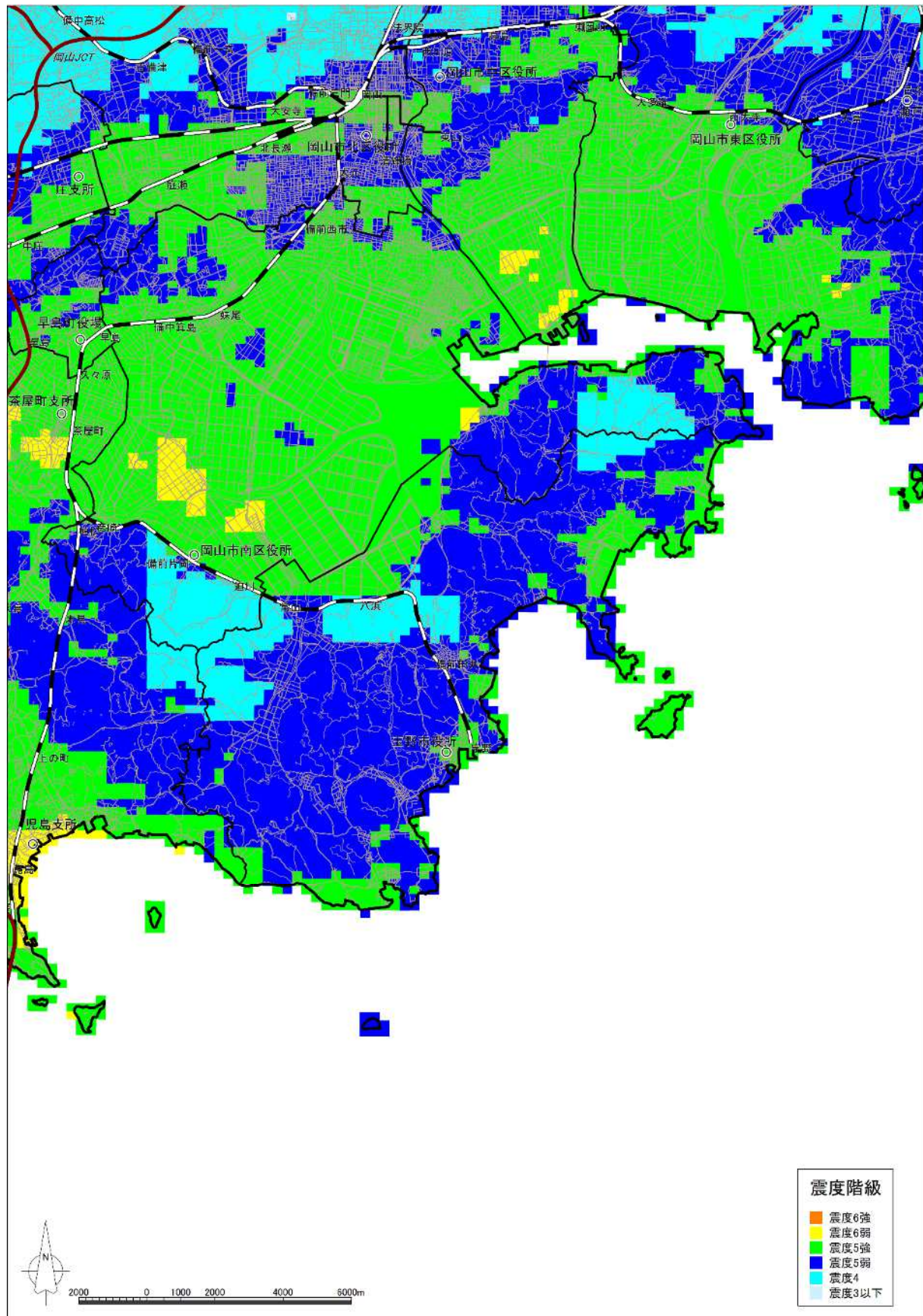
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平 24 情使、第 706 号）
 また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

2) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度5弱の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

被害項目	ケース	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定		
				岡山市	倉敷市	笠岡市
最大震度		6弱	5強	6弱	6弱	6弱
建物全壊(棟)	冬・18時	291	6	49	218	13
死者数(人)	冬・18時	5	0	1	4	0
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	86	1,918	8,730	40

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市

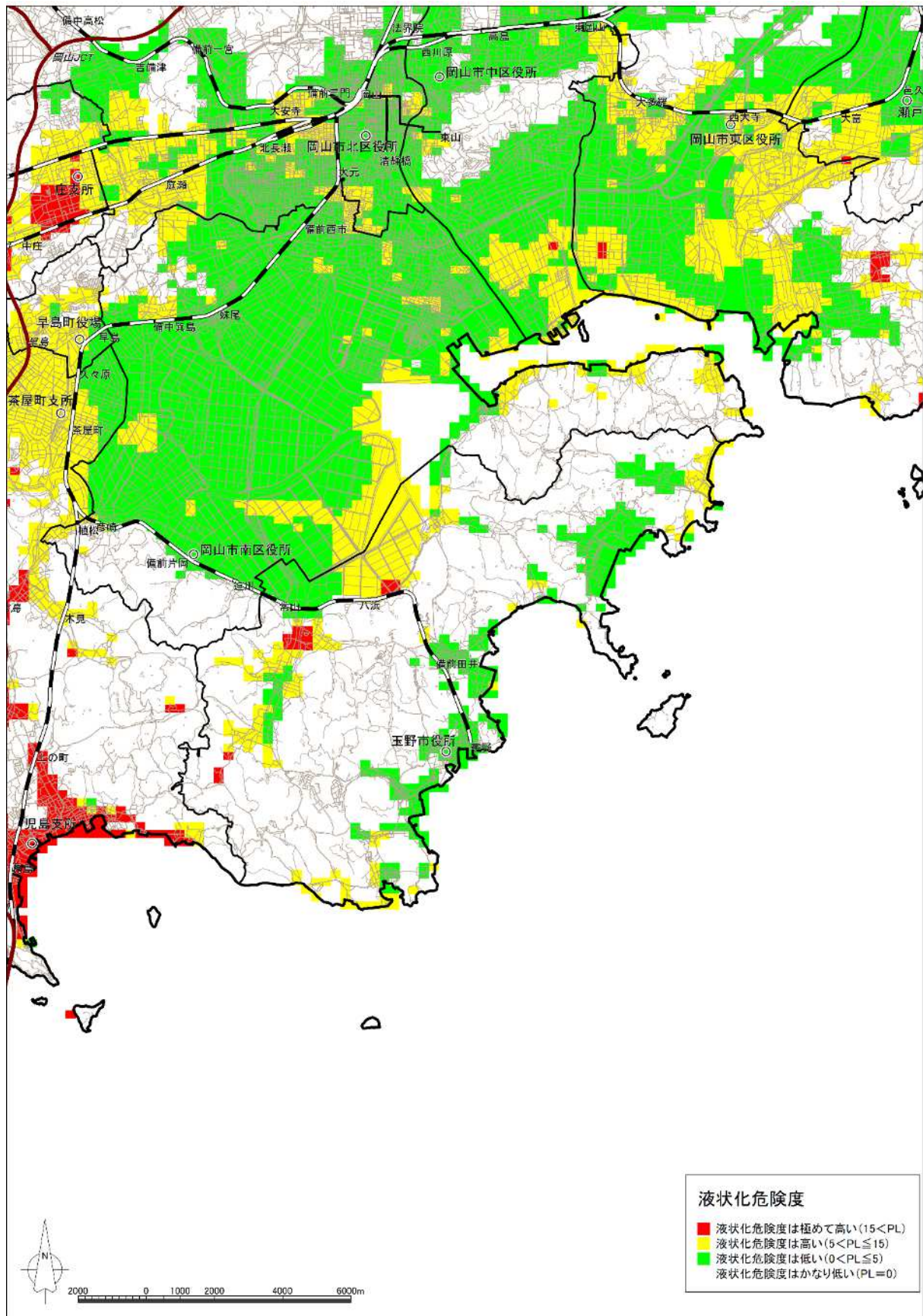


岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平 24 情使、第 706 号）
 また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】玉野市



岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

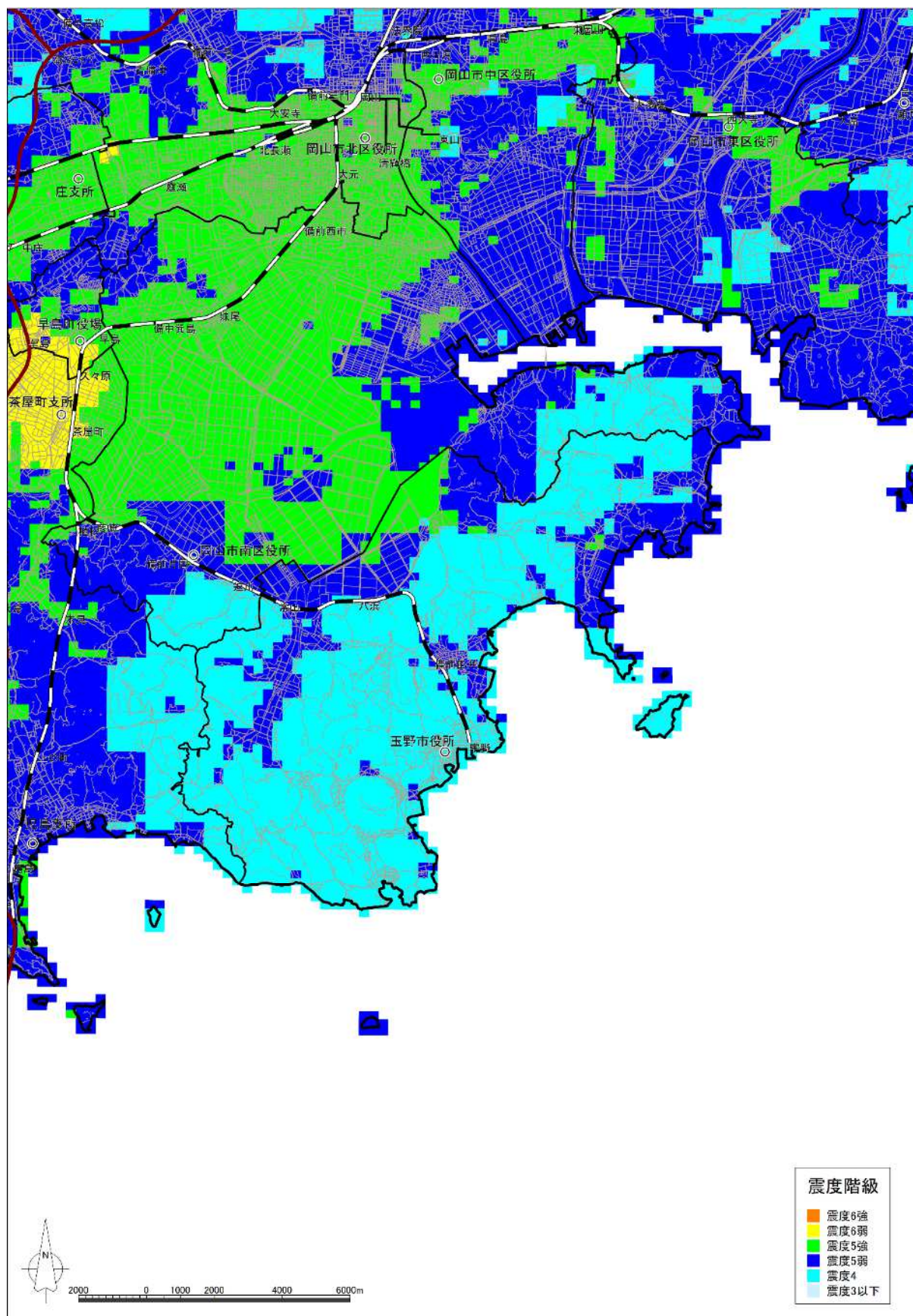
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平 24 情使、第 706 号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

3) 長者ヶ原－芳井断層の地震

- ・笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度4の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

被害項目	ケース	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定	
				倉敷市	笠岡市
最大震度		6強	5強	6弱	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	856	1	634	166
死者数(人)	冬・深夜	40	0	29	10
最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	18	16,892	2,168

長者ヶ原断層－芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市

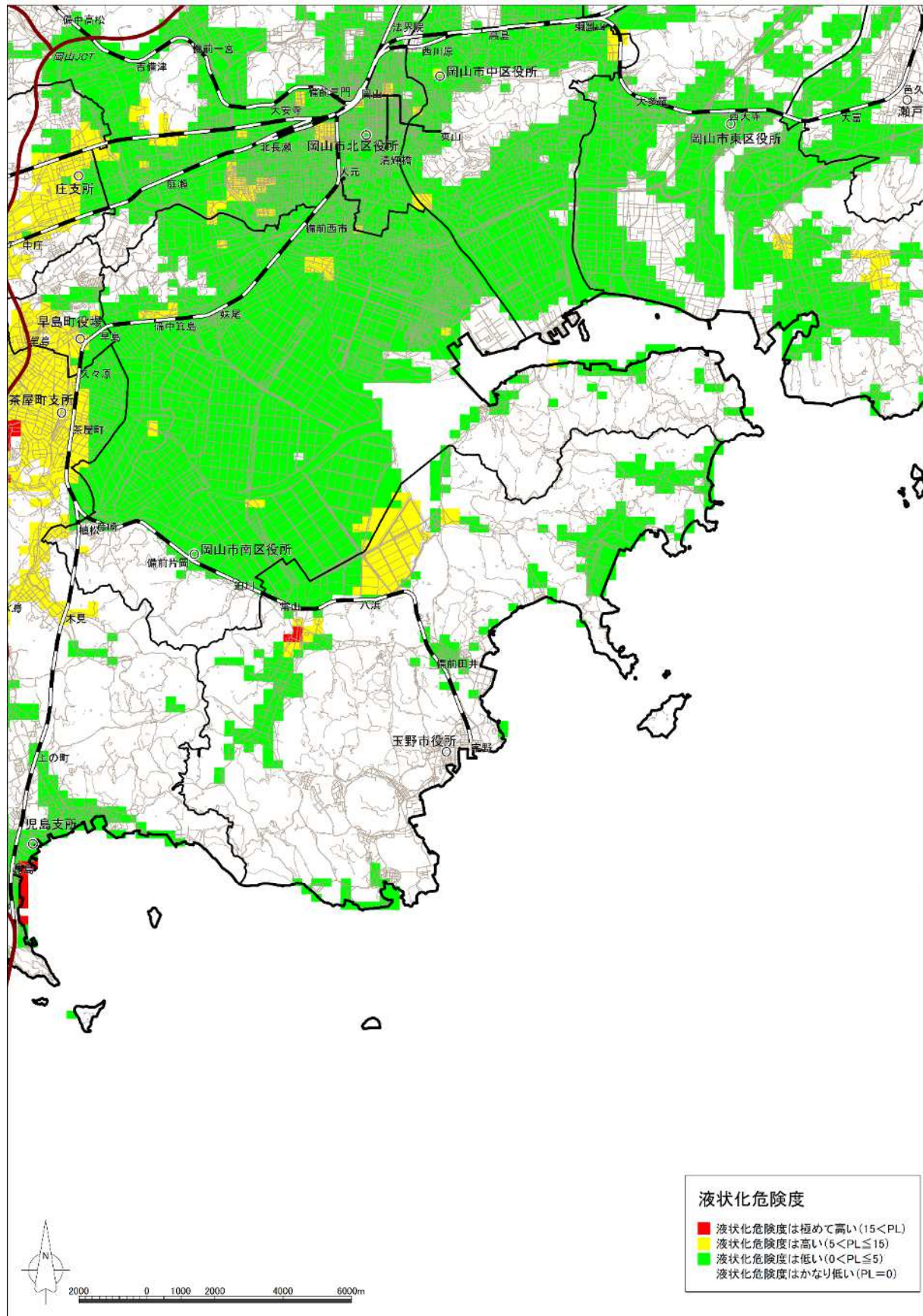


岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 24 情使、第 706 号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

長者ヶ原断層－芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 玉野市



岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 24 情使、第 706 号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

1-2 南海トラフ巨大地震の被害想定

1-2-1 南海トラフを震源とする地震

<最大クラスの地震・津波>

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

(1) 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧される場所である。

今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、住民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の岡山県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、岡山県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行われたものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

(2) 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

(3) 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

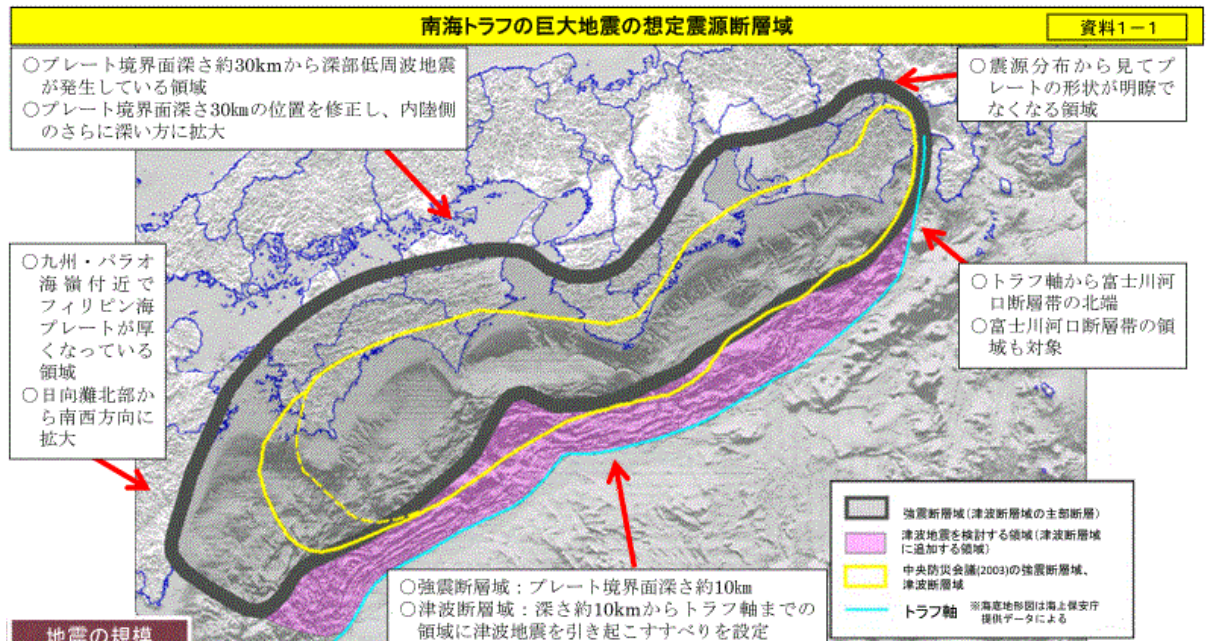
このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

＜前提条件による想定される被害の特徴＞

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 <p>* 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</p>
② 夏・ 昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 <p>* 木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定</p> <p>* 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</p>
③ 冬・ 夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定地震の震源域位置図

<南海トラフ巨大地震の想定震源断層域>



※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

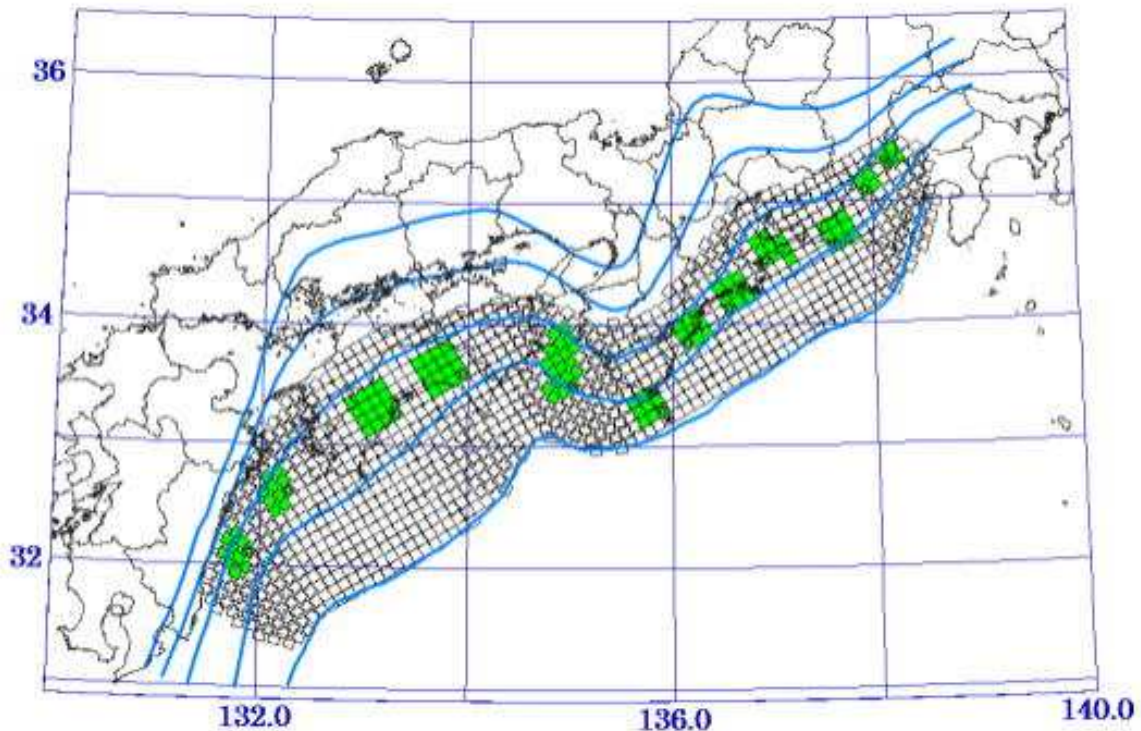
※ 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

1-2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

<国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」>



※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

※ 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

<参考：国の推計の考え方>

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

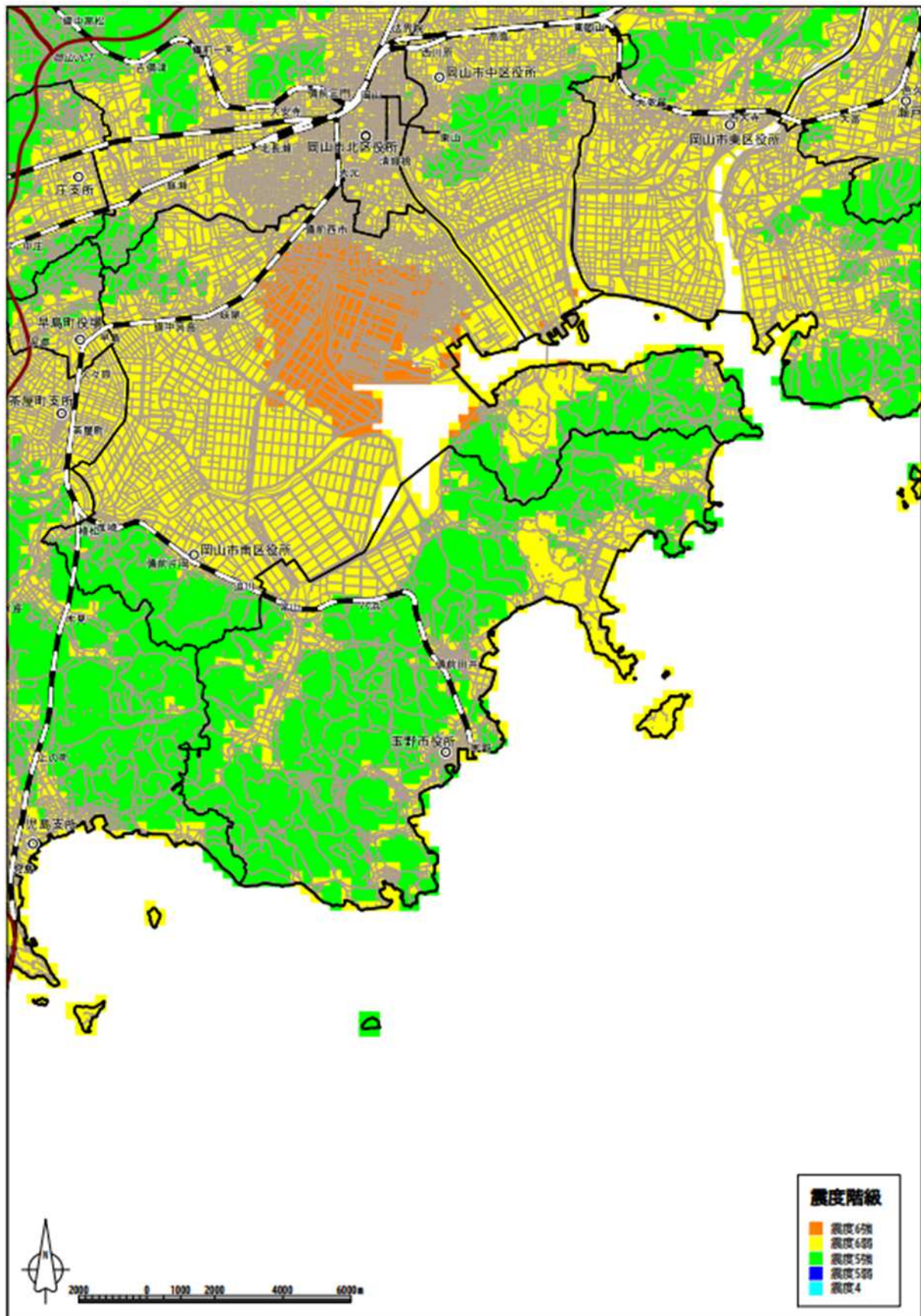
1-2-3 玉野市の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、岡山県独自に収集した地質データや岡山県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

岡山県が推計した、玉野市の震度分布図を示す。

<南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】 玉野市>



岡山県危機管理課 平成 25 年 2 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 24 情使、第 706 号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

(1) 地震による被害

南海トラフ巨大地震による市内の震度分布では、最大震度は6弱と想定されている。

市では、過去数十年間、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も、建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

(2) 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実にを行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

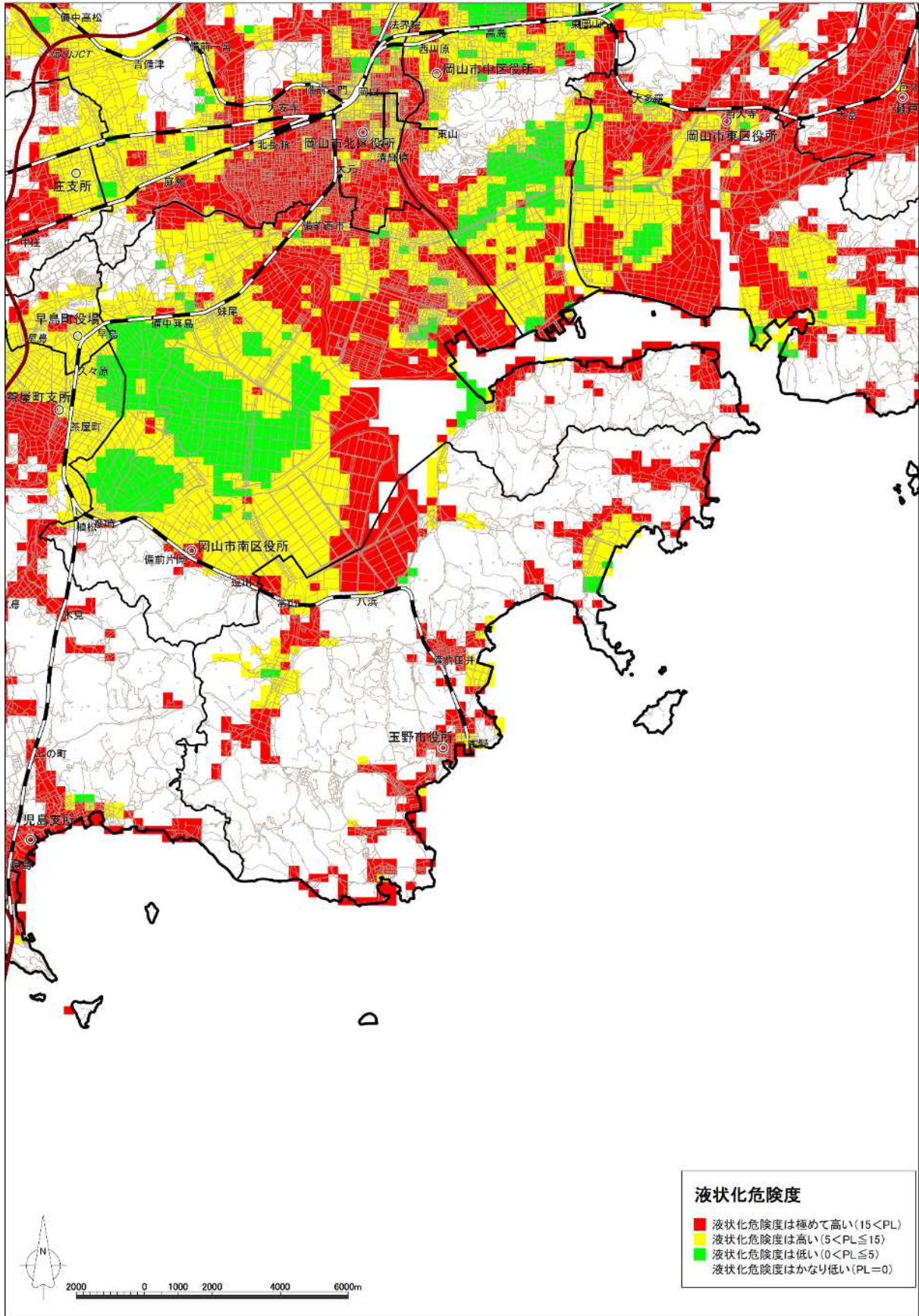
1-2-4 玉野市の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、P L値を用いている。P L値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく 250 mメッシュ単位で行っている。

岡山県が推計した、玉野市における液状化の危険度分布図を示す。

＜南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 玉野市＞



岡山県危機管理課 平成 25 年 2 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 24 情使、第 706 号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

（１）液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのように見えるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

（２）液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

<参考>液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- 締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。
- 脱 水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- 固 結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- 地 中 壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- 杭 打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

1-2-5 岡山県の津波浸水想定図

(1) 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）

今回、岡山県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により岡山県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」により、次のとおり設定されている。

※最大クラスの津波の設定について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、各海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行っている。

1) 堤防等の条件設定

- ・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・設定潮位は、平成19年～平成23年までの過去5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出している。

2) 推計結果

① 津波高

場所	最大津波高 (m)
渋川四丁目付近	2.8

- (注) 1 津波高 = 設定潮位 (朔望平均満潮位) + 津波の高さ
 2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。
 3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

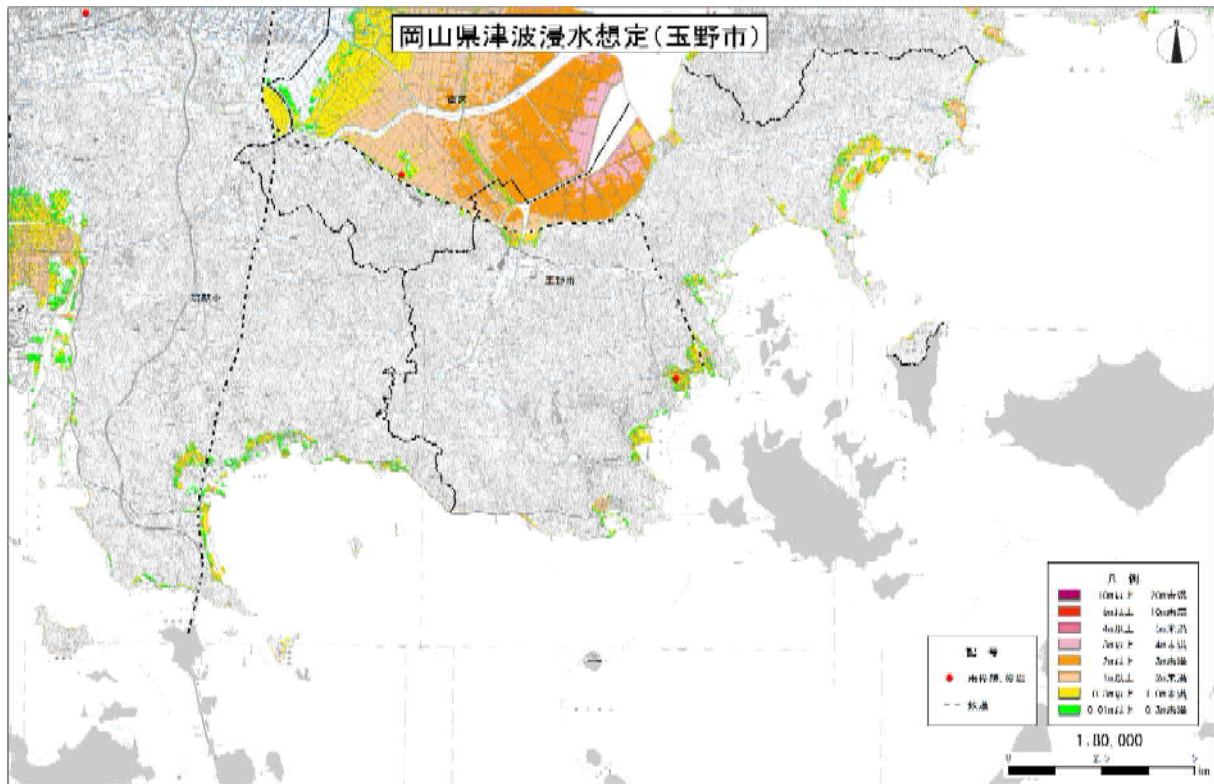
② 浸水面積

(単位: ha)

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
浸水面積	1,080	960	690	430	*	—

※ 「—」: 浸水なし、「*」: 10ヘクタール未満

3) 全堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン1）玉野市



「この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び数値地図25000（行政区・海岸線）を使用した。（承認番号 平24情史 第626号）」

岡山県危機管理課：作成 平成25年3月

<留意事項>

- ・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。
- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- ・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。
- ・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- ・今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性はある。

(2) 地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2）

(注) 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊）と同等の場合である。

1) 堤防等の条件設定

- ・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。
- ・設定潮位は、パターン1に同じ。

2) 推計結果

① 津波高

場所	最大津波高 (m)
田井六丁目付近	2.9

- (注) 1 津波高 = 設定潮位（朔望平均満潮位） + 津波の高さ
 2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。
 3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

津波高が、パターン1よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。

また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン1では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。

② 浸水面積 (単位: ha)

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
浸水面積	230	140	30	*	*	—

※ 「—」：浸水なし、「*」：10ヘクタール未満

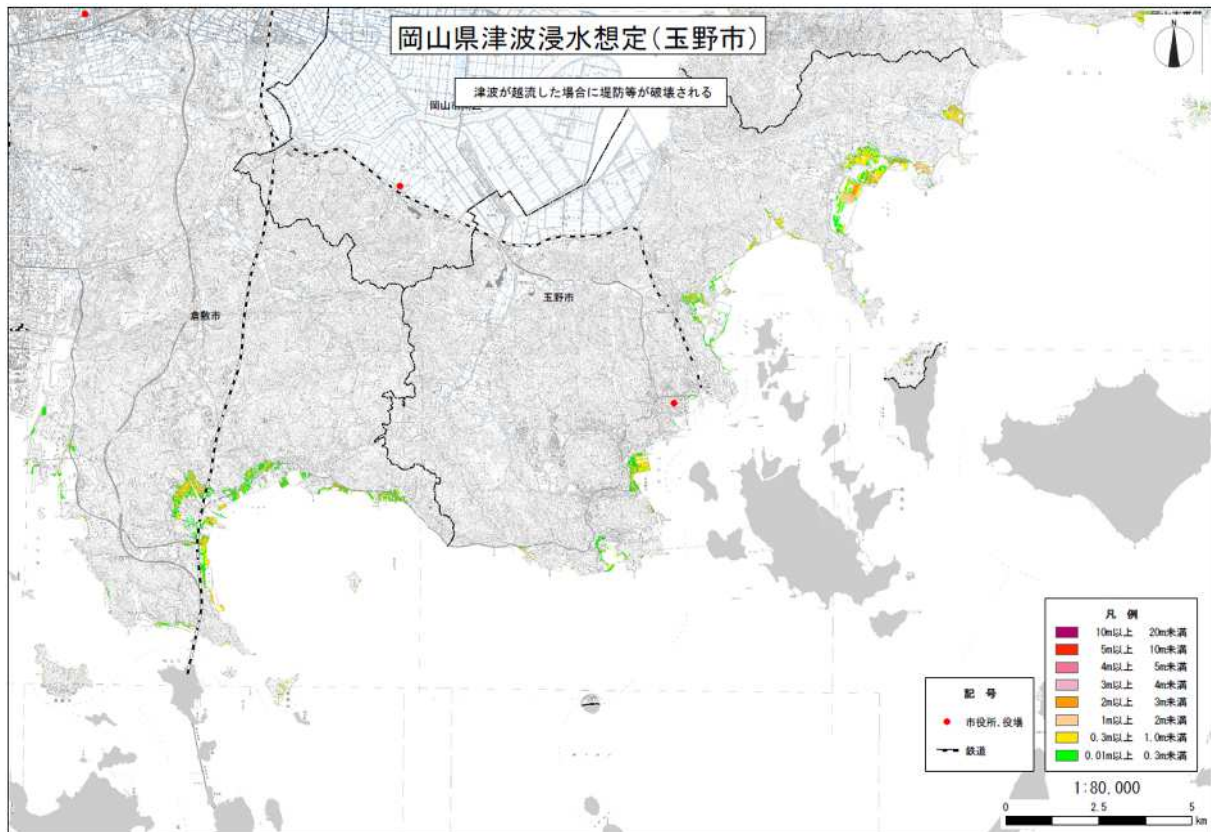
③ 津波による海面変動影響開始時間

地点名	影響開始時間 (分)
山田港	138

※ 海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から+20cmの水位変動が生じる時点をいう。

※ 時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

3) 津波越流後堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン2）玉野市



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び数値地図25000（行政界・海岸線）を使用した。（承認番号平24情使、第626号）」

岡山県危機管理課：作成 平成25年6月

<留意事項>

- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではない。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- ・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。
- ・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- ・「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- ・今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

1-2-6 玉野市の人的、物的被害想定結果

1) 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時、全棟数：26,060棟）

(単位：棟)

項目	全壊数	大規模半壊数	半壊数
揺れによる被害	125	—	1,754
液状化による被害	49	581	1,049
津波による被害	419	—	3,933
急傾斜地崩壊による被害	27	—	51
地震火災による被害	4	—	—
合計（棟）	624	581	6,787

2) 人的被害（被害が最大となるもの：①冬・深夜、人口：64,588人）

(単位：人)

項目	死者数	負傷者数	重傷者数
建物倒壊による被害	8	316	12
津波による被害	15	0	0
急傾斜地崩壊による被害	2	3	2
地震火災による被害	0	0	0
屋外落下物等による被害	0	0	0
合計（人）	25	319	14

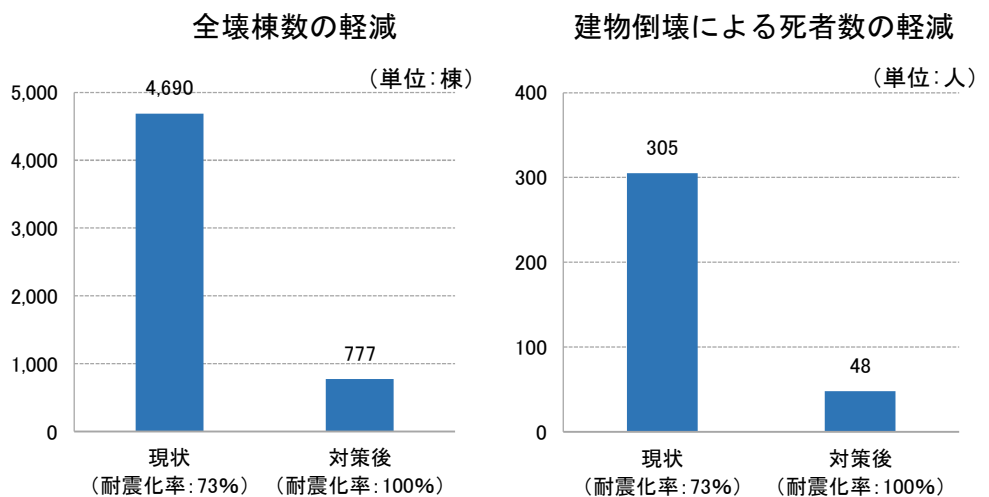
1-2-7 減災効果

(1) 建物の耐震化の促進

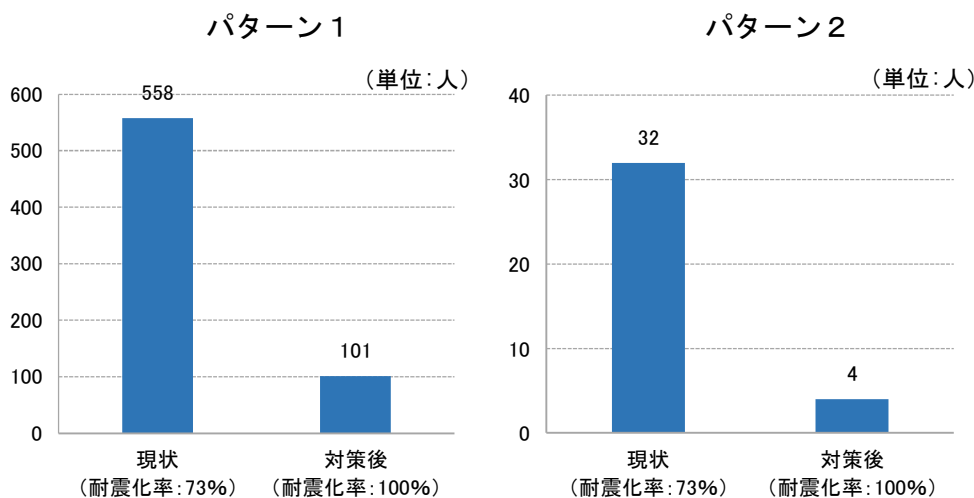
岡山県内の住宅の耐震化率は平成22年度末で約73%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上（約4,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上（約260人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

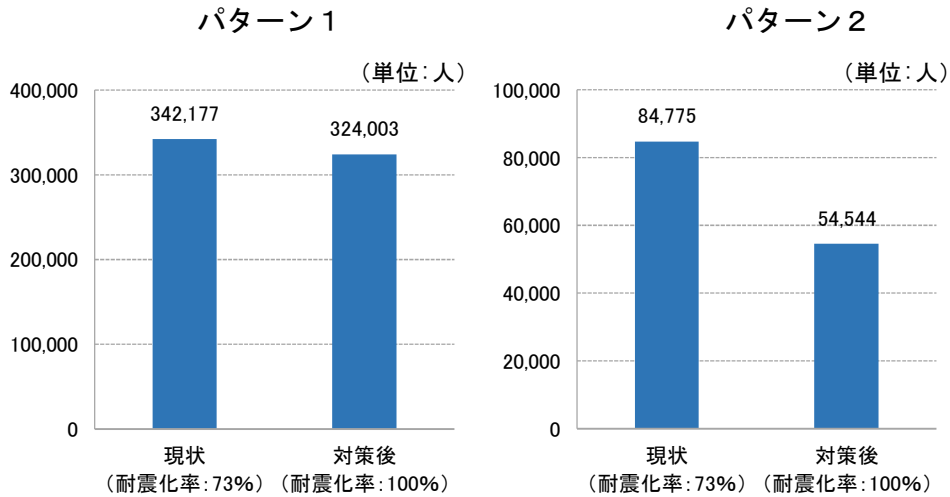
加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。



建物耐震化による全壊棟数・死者数の軽減



建物耐震化による自力脱出困難のための津波死者数の軽減

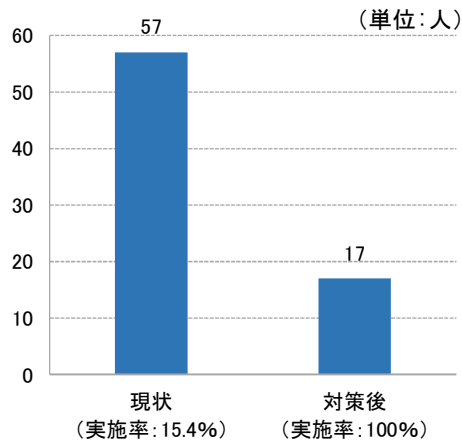


建物耐震化による避難者数の軽減

(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

岡山県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成 24 年 9 月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約 15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

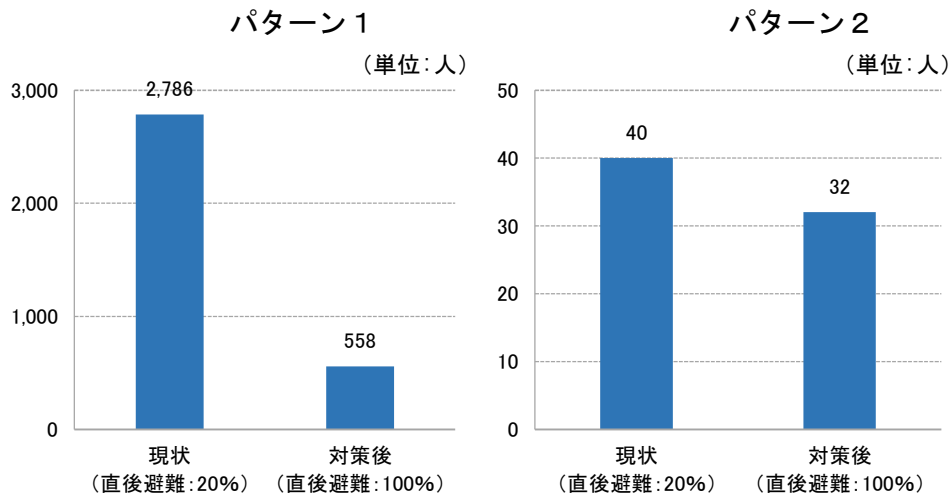
この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



家具転倒防止による死者数の軽減

(3) 津波避難の迅速化

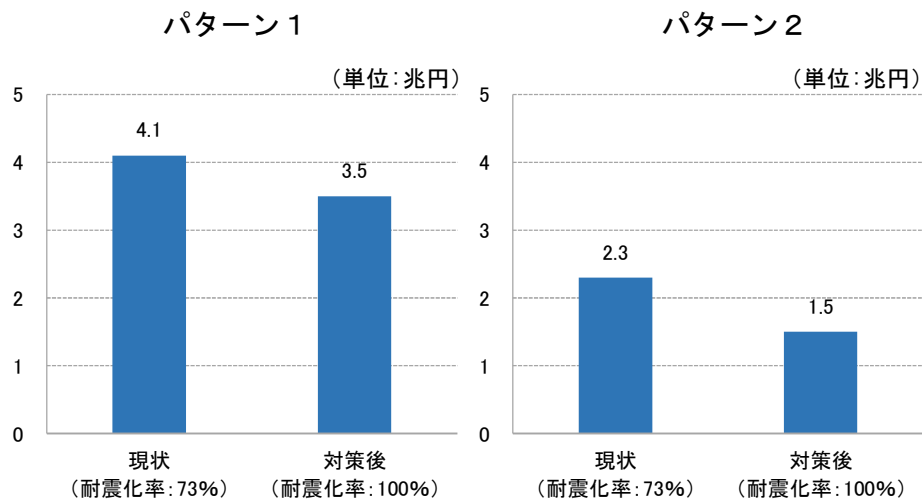
地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン1では死者数は約5分の1に減少する。



津波避難意識向上による死者数の軽減

(4) 直接被害額の軽減

建物耐震化を100%とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



建物耐震化による直接経済被害額の軽減

1-2-8 被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

- 1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- 2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- 3 初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。

平常時から自らができることを確実に（自助）、地域の安全を地域のみinnで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

1-3 本市に被害をもたらした主な台風等

本市に被害をもたらした平成以降の主な台風等は下表のとおりである。

平成16年には4つの台風による被害が発生した。台風16号と台風23号では多大な被害が発生しており、特に台風23号では尊い人命が奪われた。

年	月日	台風号数等	被害状況	備考
平成2年	9月15日 ～20日	台風第19号	床上浸水30戸 床下浸水271戸	降雨量累計362mm 最大1時間降水量17mm 最大風速11m/s
平成3年	9月26日 ～28日	台風第19号	床上浸水50戸 床下浸水9戸 渋川海岸で大規模な浜砂流出	降雨量累計6mm 最大1時間降水量3mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）195cm
平成4年	8月7日 ～9日	台風第10号	床下浸水11戸	降雨量累計20mm 最大1時間降水量8mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）187cm
平成5年	9月2日 ～4日	台風第13号	床下浸水15戸	降雨量累計47mm 最大1時間降水量21mm 最大風速19m/s
平成8年	8月13日 ～15日	台風第12号	床下浸水31戸	降雨量累計69mm 最大1時間降水量37mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）186cm
平成9年	9月14日 ～17日	台風第19号	床下浸水42戸	降雨量累計32mm 最大1時間降水量10mm 最大風速15m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）193cm
平成10年	10月16日 ～18日	台風第10号	床下浸水1戸	降雨量累計68mm 最大1時間降水量12mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）166cm
平成16年	8月27日 ～31日	台風第16号	床上浸水1,254戸 床下浸水958戸 大規模な高潮被害	降雨量累計35mm 最大1時間降水量18mm 最大風速17m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）256cm
	9月6日 ～7日	台風第18号	床下浸水320戸	降雨量累計5mm 最大1時間降水量4mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）206cm
	9月28日 ～30日	台風第21号	全壊1戸 床上浸水37戸 床下浸水264戸	降雨量累計149mm 最大1時間降水量48mm 最大風速11m/s

年	月日	台風号数等	被害状況	備考
	10月18日 ～20日	台風第23号	死者5名、けが人3名 全壊13戸、半壊15戸 床上浸水115戸 床下浸水516戸	降雨量累計245mm 最大1時間降水量28mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）179cm
平成23年	9月1日 ～4日	台風第12号	床上浸水341戸 床下浸水456戸 児島湖内水氾濫	降雨量累計136.5mm 最大1時間降水量24.5mm 最大風速14.7m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）189cm
平成29年	9月16日 ～18日	台風第18号	床上浸水40戸 床下浸水87戸	降雨量累計157.5mm 最大1時間降水量35.5mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）187cm
平成30年	7月5日 ～8日	平成30年 7月豪雨	全壊2戸、半壊2戸 一部損壊11戸 床下浸水18戸	降雨量累計326mm（7/5～7/7） 最大1時間降水量28mm （7/5～7/7）

1-4 過去に発生した主な火災

本市で発生している主な火災は下表のとおりである。

平成10年以前では林野火災の発生件数が多く、平成10年以降では林野火災は発生していなかったが、平成23年に大規模な林野火災が発生した。

(建物火災 1,000 m²以上、林野火災 50ha 以上)

出火年月日	出火場所	火災種別	焼失面積	損害額(千円)
昭和31年 2月 1日	玉(玉野高校 玉校舎)	建物	4,635m ²	44,037
昭和32年 6月 5日	築港(中国飼料合資会社)	〃	2,020m ²	43,135
昭和38年 1月27日	宇野(関西石綿コルク工業所)	〃	2,159m ²	31,249
昭和38年 3月 8日	永井庵原	林野	180.05ha	3,600
昭和42年 4月13日	玉 三井造船(株)玉野造船所	船舶	—	110,000
昭和43年 6月12日	長尾白萱3034	林野	314.98ha	9,418
昭和49年 2月 3日	田井4464	〃	408.30ha	128,840
昭和50年 3月30日	上山坂1394	〃	80.00ha	2,453
昭和52年 8月14日	玉原 2丁目1063-1	〃	71.60ha	3,426
昭和53年 4月 9日	永井2158-1	〃	212.10ha	40,000
平成 3年 2月28日	宇野 2丁目32-16 (株)宮本木工所	建物	1,068m ²	70,115
平成 4年 6月28日	北七区 備南農協倉庫	〃	1,136m ²	59,239
平成 6年 8月11日	渋川 4丁目1354-1	林野	258.00ha	198,899
平成 7年 8月27日	日比 7丁目47-1	林野	231.00ha	89,597
平成16年10月15日	玉原(角田建設)	建物	1,616m ²	44,618
平成19年11月16日	玉(三井造船)	船舶	—	35,440
平成23年 8月 9日	石島	林野	230.0ha (玉野市分 50.4ha)	玉野市分 5,250

1-5 岡山県において震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
明治38年 (1905年) 6月2日	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明治42年 (1909年) 8月14日	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明治42年 (1909年) 11月10日	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭和2年 (1927年) 3月7日	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜 落20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和5年 (1930年) 12月21日	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和9年 (1934年) 1月9日	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
※ 昭和13年 (1938年) 1月2日	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石40~50個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池 堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和18年 (1943年) 9月10日	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、 がけ崩れ、地割れ、落石等あり(被 害については、どちらの地震による か判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和18年 (1943年) 9月10日	岡山 4 津山 2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭和21年 (1946年) 12月21日	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下 流域の新生地の被害が甚大であった 死者52人、負傷者157人 建物全壊1,200戸、半壊2,346戸 その他堤防、道路の損壊多し 玉島、笠岡管内の電気・通信線がほ とんど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭和27年 (1952年) 7月18日	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
昭和43年 (1968年) 8月6日	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
平成7年 (1995年) 1月17日	岡山 4 津山 4	負傷者1人	大阪湾 【平成7年(1995年) 兵庫県南部地震】	7.3
平成12年 (2000年) 10月6日	新見・哲多・大佐・ 落合・美甘 5強 玉野ほか18 市町村 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、半壊31棟、一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し玉野市は、住宅一部破損3棟、水道管破裂6件等	鳥取県西部 【平成12年(2000年) 鳥取県西部地震】	7.3
平成13年 (2001年) 3月24日	玉野ほか25 市町村 4	軽傷1人 住家一部破損18棟 玉野市は、屋根瓦落下等	安芸灘 【平成13年(2001年芸 予地震)】	6.7
平成14年 (2002年) 9月16日	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平成18年 (2006年) 6月12日	岡山 4 倉敷 4 玉野 4 浅口 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成19年 (2007年) 4月26日	玉野 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成25年 (2013年) 4月13日	5市町 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
平成26年 (2014年) 3月14日	玉野ほか15 市町 4	重傷1人、軽傷4人 玉野市は軽傷者1人	伊予灘	6.2
平成28年 (2016年) 10月21日	鏡野・真庭 5強 玉野ほか11 市町村 4	重傷1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
(2018年) 平成30年 4月9日	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

[表の説明]

※印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995年(平成7年)までは気象官署の震度である。

【】は気象庁が名称を定めた地震である。

第2節 災害予防計画

2-1 水害対応訓練の実施内容

- 1) タイムラインの作成訓練
- 2) 防災配備体制の段階的強化訓練
- 3) 情報の収集・伝達訓練
- 4) 災害対策本部会議訓練
- 5) 避難指示等の発令・伝達訓練
- 6) 避難及び避難所運営訓練

2-2 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施内容

- 1) 季節や時間帯等のさまざまな条件を考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- 3) 防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせてより高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。
 - ① 動員訓練及び本部運営訓練
 - ② 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 4) 災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等の参加による防災訓練の実施を推進する。
- 5) 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は、下記のとおりとする。
 - ① 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
 - ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。

2-3 各種基礎防災訓練

（1）水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。また、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

- 1) 実施事項
 - ① 観測
 - ② 通報
 - ③ 作業工法
 - ④ 輸送
 - ⑤ 樋門・陸閘等の開閉操作
 - ⑥ 避難

2) 実施時期

- ① 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- ② その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

(2) 消防訓練

市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

(3) 避難・救助訓練

市その他防災関係機関、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

さらに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域急傾斜地崩壊危険地区等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を、必要に応じ、実施する。

(7) 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

(8) 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(9) 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(10) 避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2-4 防災知識の普及内容

(1) 住民への普及内容

- 1) 住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- 2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 3) 自動車へのこまめな満タン給油
- 4) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策
- 5) 指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 6) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 7) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 8) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- 9) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
- 10) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 12) 地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険

(2) 事業所への普及内容

- 1) 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること
- 2) 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること
- 3) 災害時の行動マニュアルを作成すること
- 4) 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること

(3) 不特定多数が利用する施設への普及内容

- 1) それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること
- 2) 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること
- 3) 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること

2-5 避難行動に関する周知事項

- 1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性
- 2) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なること
- 3) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること
- 4) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること
- 5) 特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること
- 6) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること
- 7) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと
- 8) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと

2-6 防災マップ・マニュアル等作成等における留意事項

- 1) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。
- 2) その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- 3) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。
- 4) 中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 5) 土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- 6) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- 7) 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

- 8) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- 9) 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

2-7 防災週間等の予防運動実施時期

- 1) 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- 2) 防災とボランティアの日（1月17日）
- 3) 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- 4) 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- 5) 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- 6) 水防月間（5月1日～31日）
- 7) 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- 8) がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- 9) 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- 10) 危険物安全週間（6月第2週）
- 11) 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- 12) 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- 13) 道路防災週間（8月25日～31日）
- 14) 防災週間（8月30日～9月5日）
- 15) 防災の日（9月1日）
- 16) 救急の日（9月9日）
- 17) 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- 18) 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- 19) 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- 20) 津波防災の日（11月5日）
- 21) 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）

2-8 防災上必要な教育の内容

（1）児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに、安全教育に関わる授業等において、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の実践的な防災教育の推進に努める。

（2）地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

2-9 防災上必要な計画及び訓練の内容

(1) 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

2-10 自主防災組織における防災活動

(1) 平常時の活動

- 1) 防災知識の普及
- 2) 防災訓練の実施
- 3) 火気使用設備器具等の点検
- 4) 防災用資機材等の整備
- 5) 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- 1) 災害情報の収集及び伝達
- 2) 初期消火等の実施
- 3) 救助・救急の実施及び協力
- 4) 避難誘導の実施
- 5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- 6) 要配慮者の支援
- 7) 避難所運営

2-1-1 防災連絡協議会（仮称）における協議事項の概要

- 1) 地区防災計画の立案に関する事。
- 2) 人命救助救出に関する事。
- 3) 被害情報の収集に関する事。
- 4) 住民への情報伝達に関する事。
- 5) 被災者の収容及び避難所の運営に関する事。
- 6) 応急救護所設置及び応急救護活動に関する事。
- 7) 食料、緊急救護物資等の輸送、保管及び配給に関する事。

2-1-2 ボランティアの種別

(1) 一般労力提供型ボランティア

- 1) 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- 2) 避難所の運営への協力
- 3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- 4) 清掃等の衛生管理
- 5) その他ボランティア自身の創意工夫による活動

(2) 専門技術型ボランティア

- 1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- 2) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- 3) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- 4) アマチュア無線技士
- 5) 通訳（外国語、手話）

2-1-3 持ち出し品・備蓄品の例

品目	持出	備蓄
非常持ち出し袋	○	
飲料水	○	○
非常食	○	○
防火頭巾・ヘルメット	○	
厚手の手袋、毛布	○	
缶切り、ライター・マッチ、ナイフ	○	
携帯用トイレ	○	
懐中電灯	○	
携帯ラジオ	○	
予備の乾電池	○	○
現金（硬貨も）	○	○
救急用品セット	○	
医薬品・常備薬	○	○
貴重品（身分証、通帳、証書など）	○	

2-1 4 避難行動要支援者について把握する内容

- 1) 居住地、自宅の電話番号
- 2) 家族構成
- 3) 保健福祉サービスの提供状況
- 4) 外国語による情報提供の必要性
- 5) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
- 6) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

2-1 5 避難行動要支援者名簿作成時の留意事項

（1）避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防、警察、民生児童委員協議会、消防団、地域の自主防災組織、町内会・自治会、社会福祉協議会等の関係機関及び市の関係部局に所属する者とする。

（2）名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者として該当するか否かについては、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的にみて判断を行う。

- 1) 避難能力の有無については、主に次の点から判断を行う。
 - ① 避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力
 - ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
- 2) 避難支援の必要性については、主に次の点に着目して判断を行う。
 - ① 同居親族等の有無
 - ② 社会福祉施設等への入所の有無
 - ③ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況
 - ④ 災害関連情報の発信方法
- 3) 上記 1) 及び 2) を踏まえた上で、市では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者として扱う。
 - ① 要介護認定 3～5 を受けている者
 - ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
 - ⑤ 県、市の生活支援を受けている難病患者
 - ⑥ 上記以外で自主防災会・自治会等が支援の必要を認めた者

（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

下記の個人情報について、市内部の関係部局より集約する。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先

- 6) 避難支援等を必要とする事由
- 7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 8) 避難行動要支援者名簿の作成の際は、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に集約するよう努める。
- 9) 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、市長は県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の異動等を把握し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置

情報セキュリティ対策など必要な措置を講じ、名簿情報の適正に管理を行うこと。

名簿情報の提供を受けた者もしくは名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者及びこれらにあった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難指示等を適時適切に発令すること。

災害発生時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合せ、多様な情報伝達手段を確保すること。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域においては、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めておくこと。

また、市等は避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮を行うこと。

2-1-6 福祉避難所における要配慮者対策

1) 福祉避難所の施設整備の例

- ① 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ② 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ③ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

2) 福祉避難所の物資・器材の確保の例

- ① 介護用品、衛生用品
- ② 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ③ 医薬品、薬剤
- ④ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ⑤ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、尿管器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

2-17 避難支援計画において定める事項

- 1) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- 2) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- 3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- 4) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- 5) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- 6) 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- 7) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- 8) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

2-18 廃棄物処理体制の整備に関する事項

(1) 仮設トイレ等し尿処理

指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

(2) 避難所ごみ等

指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

(3) 災害廃棄物

1) 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。あらかじめ市防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

2) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

3) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

4) 仮置場、仮設焼却炉

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

5) 損壊家屋の解体・撤去

道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6) 最終処分

必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

7) 広域的な処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

8) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

2-1 9 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。

このため、市及び県は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、県が策定した津波の浸水予測図及び被害想定をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

（1）津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。

（2）津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。

（3）津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど。

(4) 家庭内での備蓄等

- 1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 2) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難所での行動
- 3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 5) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めなど
- 6) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動
- 7) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 8) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(5) 津波フラッグ

国は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

2-20 指定避難所設置マニュアルの策定事項

- 1) 避難所の開設・管理責任者、体制
- 2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- 3) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- 4) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- 5) その他開設責任者の業務

2-21 避難所運営マニュアルにおいて定める事項

- 1) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- 2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- 3) 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- 4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- 5) その他避難所生活に必要な事項
- 6) 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携
避難者の生活と授業環境の確保のための対策
避難所の統合・廃止の基準・手続等

2-2 2 総合防災訓練の実施内容

(1) 訓練参加機関

- 1) 市、県、警察、消防機関、自衛隊
- 2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- 3) 医療、看護等の関係団体
- 4) 町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

(2) 訓練項目

- 1) 防災意識の高揚
- 2) 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- 3) 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- 4) 防災関係機関による応急対策訓練
- 5) 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- 6) ライフライン等の確保訓練
- 7) 指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- 8) 災害対策本部訓練
- 9) 広域応援要請訓練

(3) 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

2-2 3 地震対応訓練の実施内容

- 1) 災害対策本部の設置訓練
- 2) 情報の収集伝達訓練
- 3) 人命救助等応急対応訓練
- 4) 受援及び市町村支援訓練
- 5) 消防応援活動調整訓練
- 6) 航空運用調整訓練
- 7) 災害保健医療調整訓練
- 8) 災害対策本部会議訓練

2-2 4 広域的防災訓練の実施内容

- 1) 支援要請訓練
- 2) 情報連絡訓練
- 3) 応援隊等の応援・受援訓練
- 4) 広域支援本部設置・運営訓練
- 5) 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

2-25 応急給水マニュアルに記載する事項

- 1) 実施事項
- 2) 臨時給水所設置場所の事前指定
- 3) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
- 4) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
- 5) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
- 6) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
- 7) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

2-26 市が策定する備蓄、調達計画に記載する内容

- 1) 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- 2) 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- 3) 特定物資の調達体制
- 4) 緊急物資の集積場所
- 5) 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- 6) 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

2-27 県が策定する調達計画に記載する内容

- 1) 県が確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
- 2) 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
- 3) 食糧、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
- 4) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- 5) 調達体制
- 6) 緊急物資の集積場所
- 7) 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
- 8) 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

2-28 関係施設、設備の整備

1) 港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。

また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

2) 漁港施設

県は、漁獲物の陸揚時に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、県下一円に多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

3) その他船舶の収容施設

県は、ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設け収容し、海難事故等を防止する。

4) 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

5) 航路標識の整備

航路標識事務所は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

2-29 安全運航の確保

- 1) 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。
- 2) 海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。
- 3) 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- 4) 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

2-30 林野火災の警防訓練の内容

- 1) 現場指揮本部の運用訓練
- 2) 防御図面による防火線、防御線の設定訓練
- 3) 水利選定、遠距離中継送水訓練
- 4) 空中消火準備訓練
- 5) 食料、燃料及び資機材補給訓練
- 6) 他都市応援要請訓練
- 7) 主要山系別の防御図面を活用したシミュレーションの実施

第3節 災害応急対策計画

3-1 予報及び警報等の対象区域

1) 細分区域

(府県予報区)	(一次細分区域)	(二次細分区域)
岡山県	南部	岡山市、玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町、備前市、赤磐市、 和気町、倉敷市、総社市、 早島町、笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市
	北部	真庭市、新庄村、津山市、新見市、 鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、 勝央町、奈義町、西粟倉村

2) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	表題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

3) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			
岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝央地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

3-2 岡山地方気象台が玉野市に発表する注意報の種類

種類	発表基準
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

種 類	発表基準
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

3-3 岡山地方気象台が玉野市に発表する警報の種類

種 類	発表基準
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(注) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

別表1 (3-2、3-3関係)

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 岡山地方気象台

玉野市	府県予報区	岡山県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	岡山地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	宇藤木川流域=4.5	
		複合基準*1	宇藤木川流域=(7.4)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	宇藤木川流域=3.6	
		複合基準*1	宇藤木川流域=(7.29)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*2		
	低温	最低気温 -3℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温 2℃以下		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温:-1℃~3℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

(別表1の解説)

- 1) 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- 3) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 4) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

- 5) 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- 7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 8) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- 9) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- 10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

3-4 特別警報の発表基準

現象の種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

※指標については気象庁ホームページを参照

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

3-5 キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等による情報

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ● 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ● 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる

種 類	概 要
	警戒レベル3に相当。 ●「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ●「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ●「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ●「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ●「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ●「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

3-6 火災気象通報の基準

岡山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(参考)

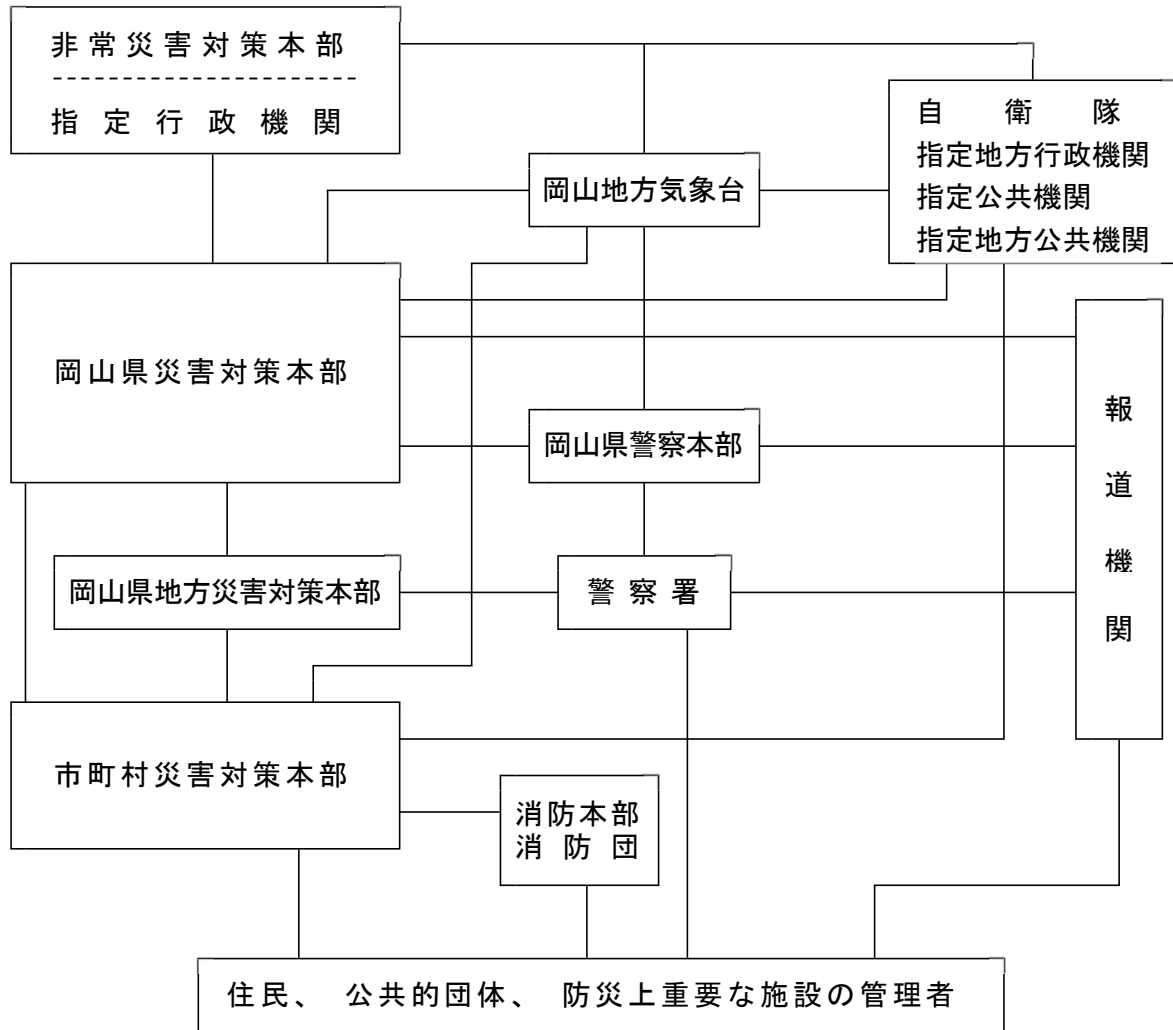
乾燥注意報	最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下
強風(平均風速)注意報	陸上 12m/s 以上、海上 15m/s 以上

(注) 実効湿度とは「木材(生木ではない例えば柱)の乾燥度」を表し、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表す。

3-7 津波警報・注意報の分類ととるべき行動

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

3-8 災害情報相互連絡関連図



3-9 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、あらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受けた災害時優先電話により輻輳を避ける。

(1) 一般電話及び携帯電話

1) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電報

前項 1) の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

1) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

3-10 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1) 非常通信

1) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの。
- ② 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- ④ 電波法第74条実施の指令その他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ⑧ 遭難者救護に関するもの。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ⑫ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

4) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

5) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局防災対策推進室

082-222-9711（災害専用電話）

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

082-222-3302

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	車両貸与：無償 運用経費：必要

3-1-1 消防庁の報告窓口

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X		(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49012
	F A X		69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

3-1 2 市町村行政機能チェックリスト

<別紙>

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に行っているか

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」とい
う)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

④広報・報道対応を円滑に行っているか(プレスリリースの定例化等)

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか

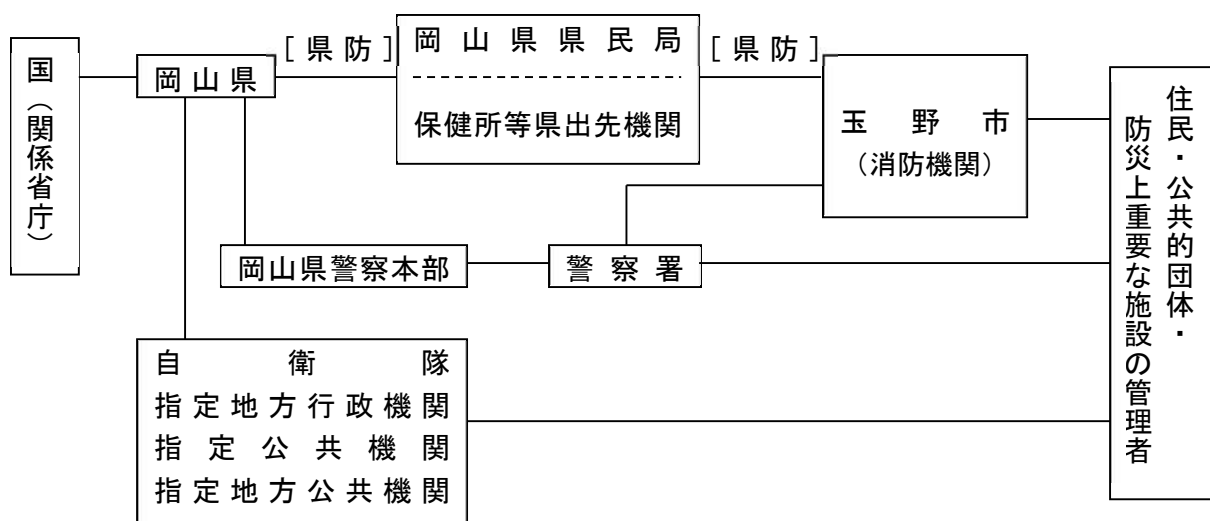
②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

④特記事項

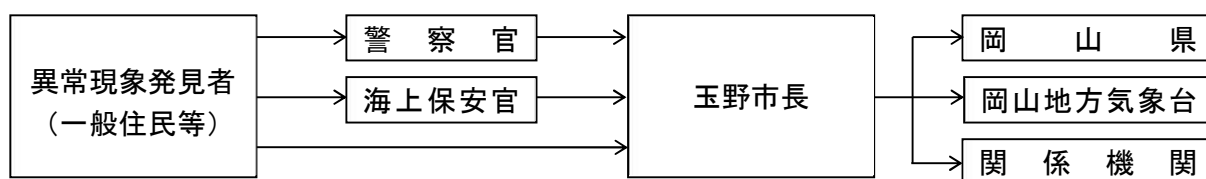
※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として
発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

3-1-3 一般的な情報の伝達系統



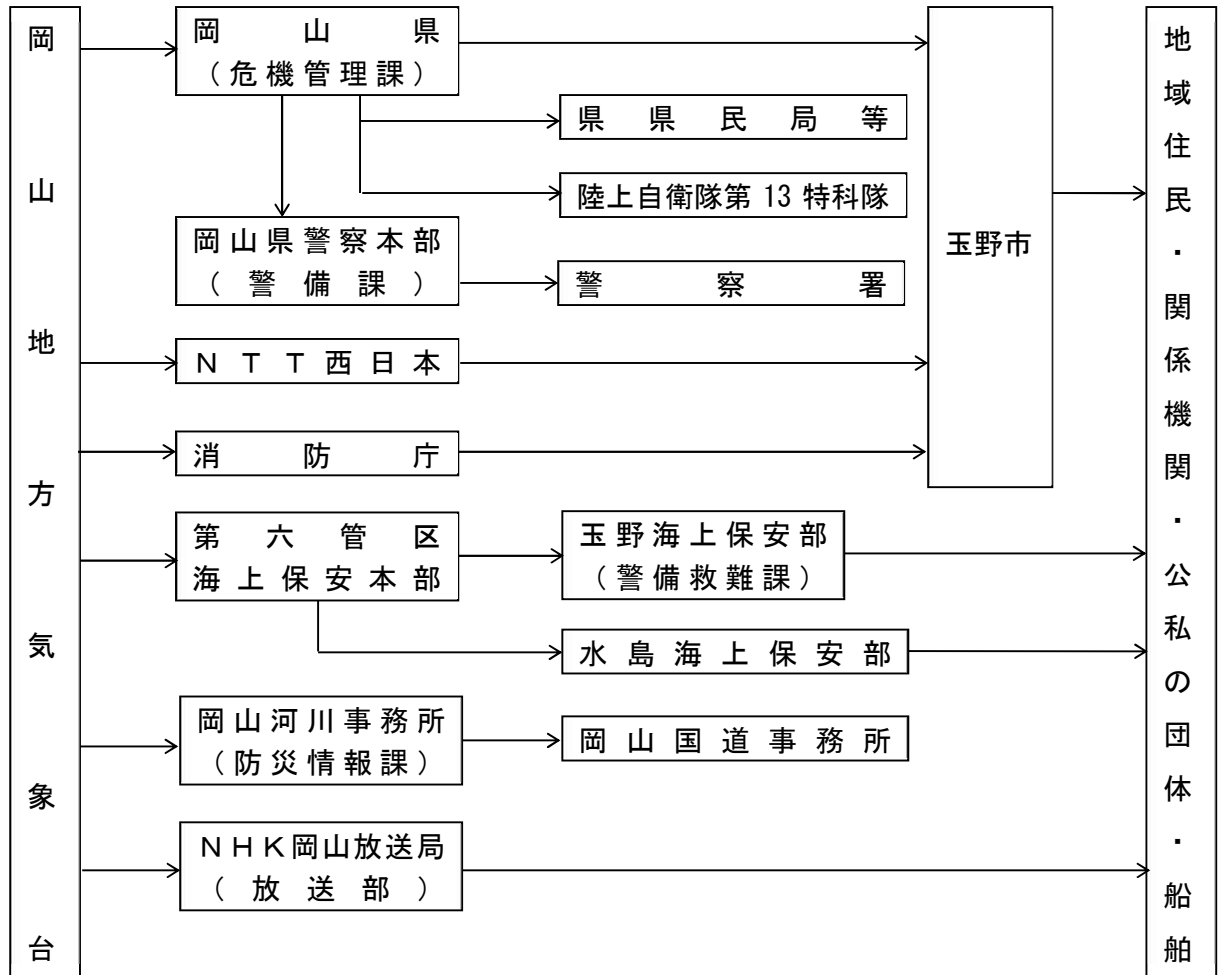
(注)：[県防] は岡山県防災情報ネットワークの略称

3-1-4 異常気象時の情報伝達系統



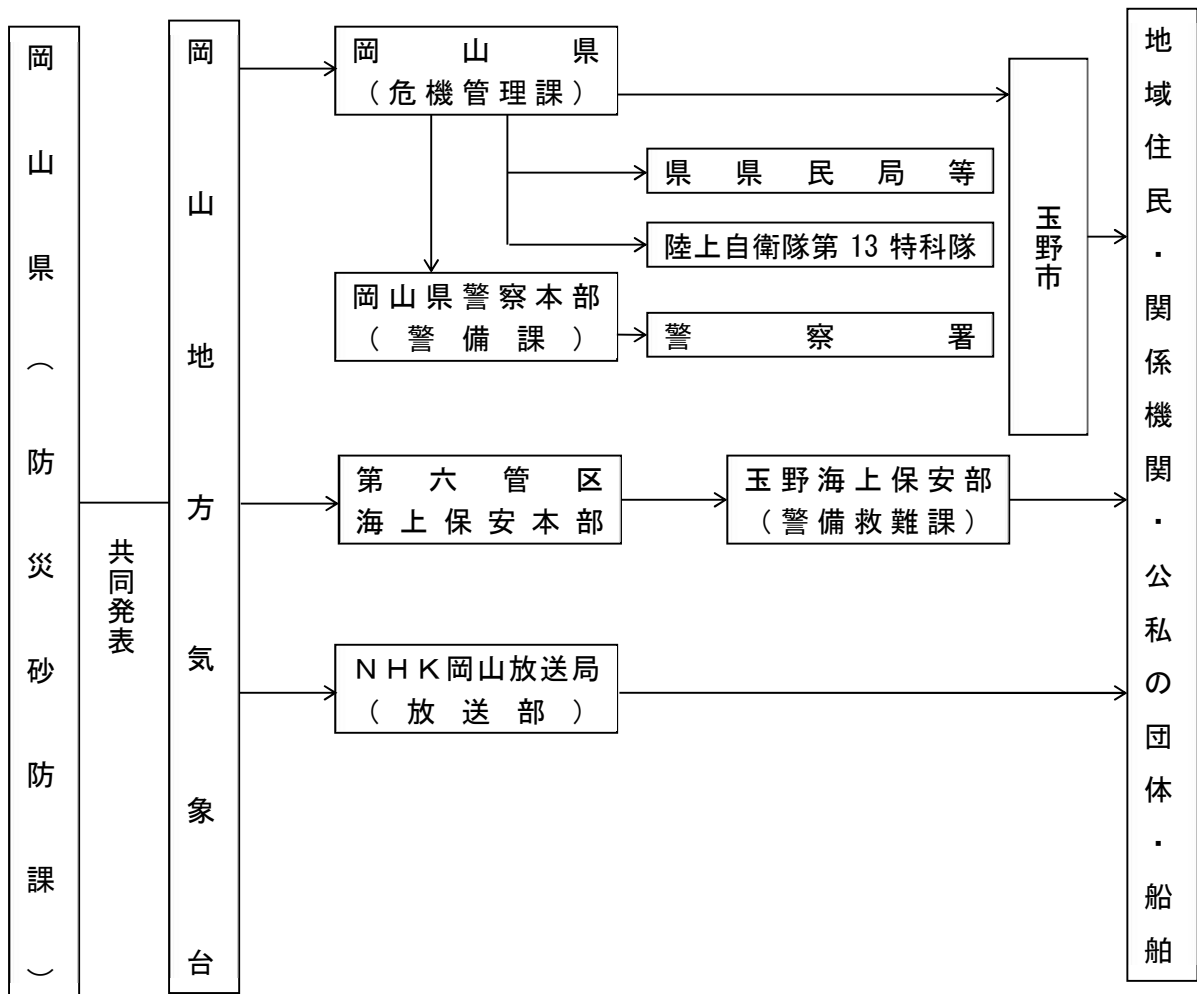
3-15 気象注意報・警報等の伝達系統

(1) 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 県が市へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
 5 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。

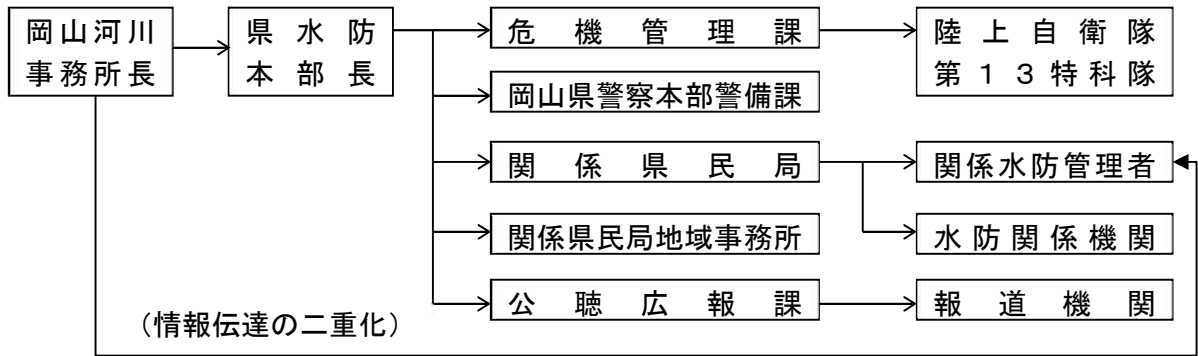
(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統



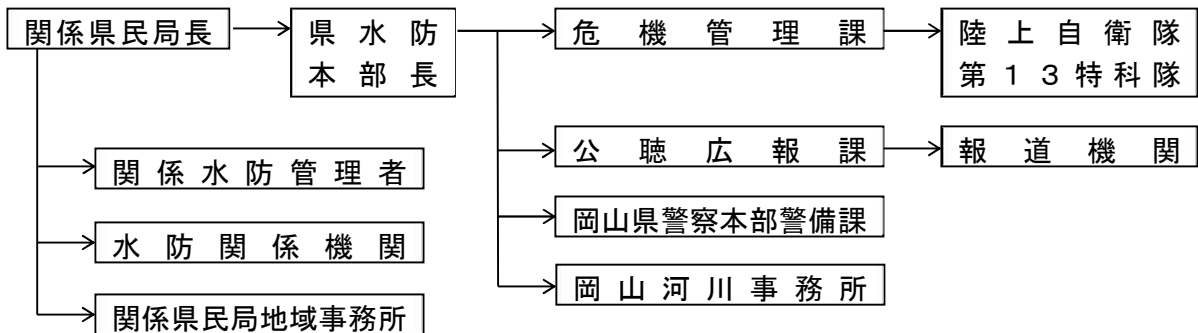
(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。

(3) 水防警報の伝達系統

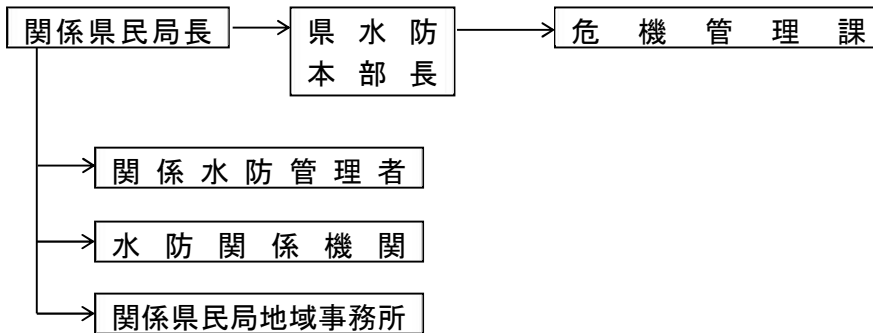
1) 国土交通大臣の発する水防警報



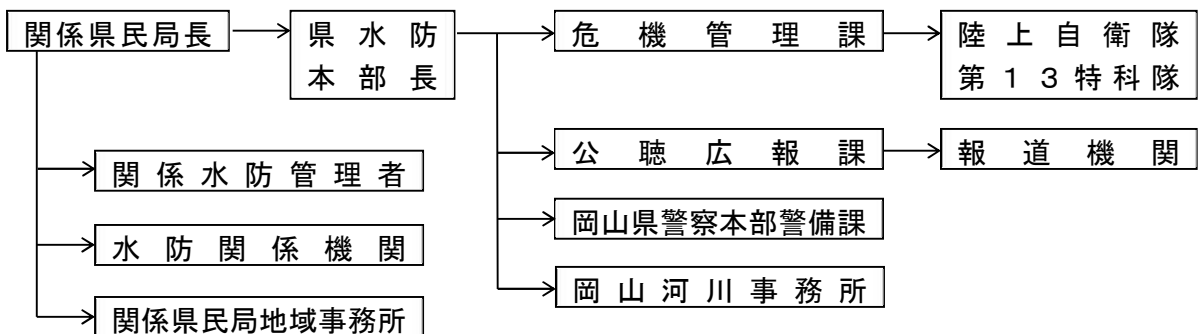
2) 知事の発する水防警報



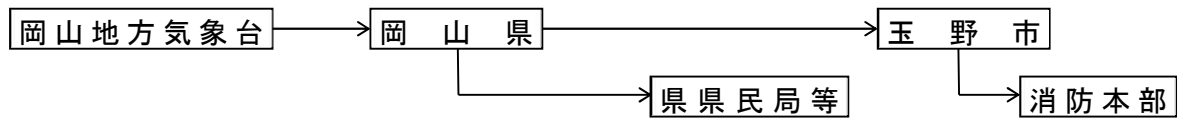
3) 知事の発する水位情報の通知及び周知 (避難判断水位)



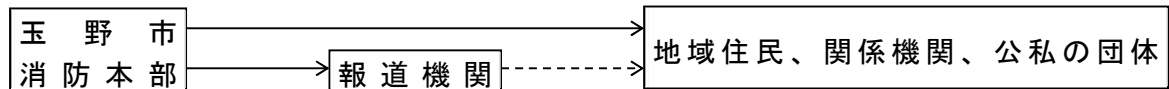
4) 知事の発する水位情報の通知及び周知 (氾濫危険水位)



(4) 火災気象通報の伝達系統

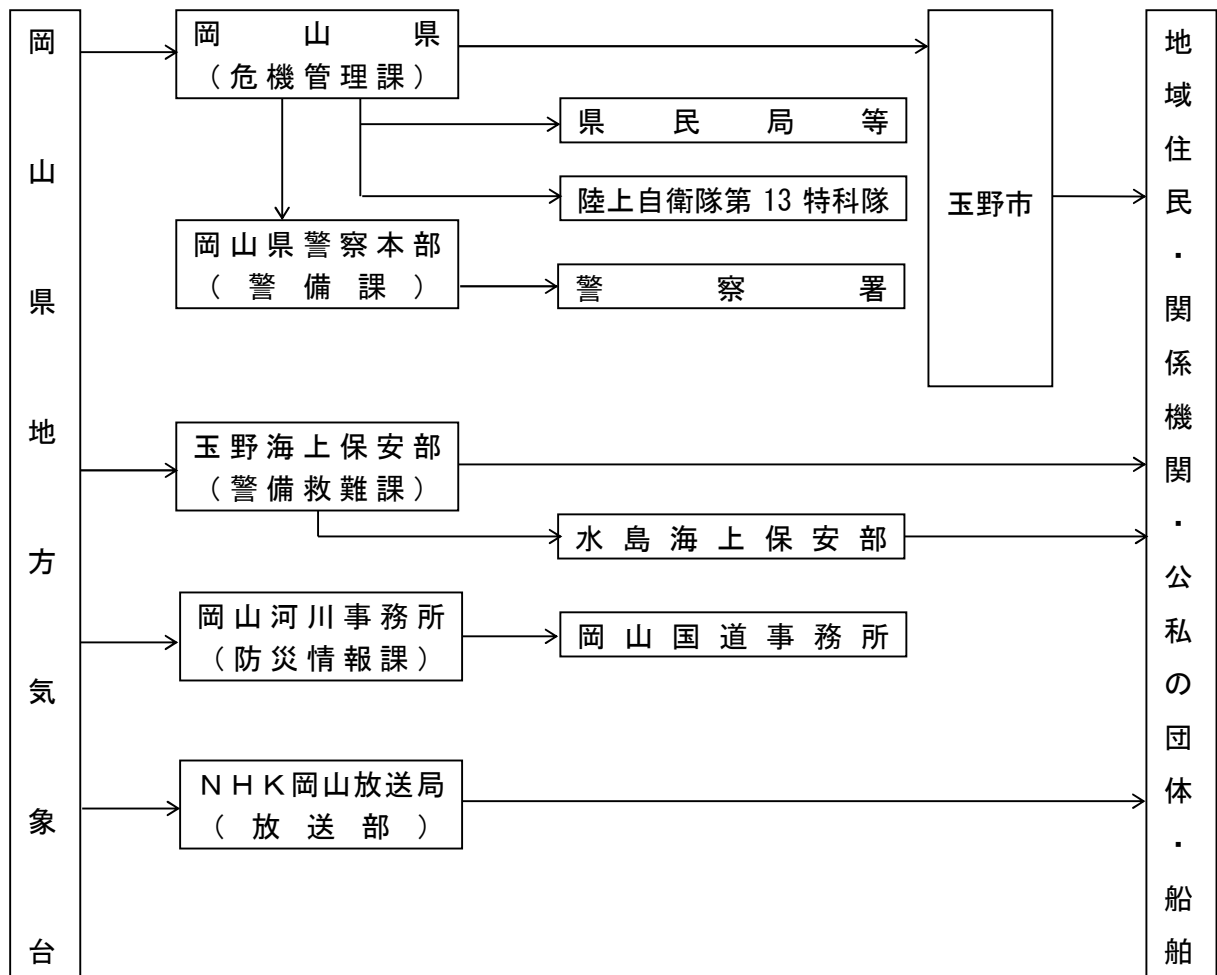


(5) 火災警報の伝達系統



(6) 地震情報の伝達系統

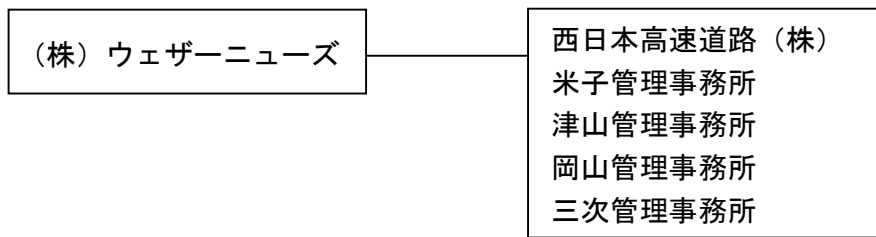
1) 岡山地方気象台からの伝達



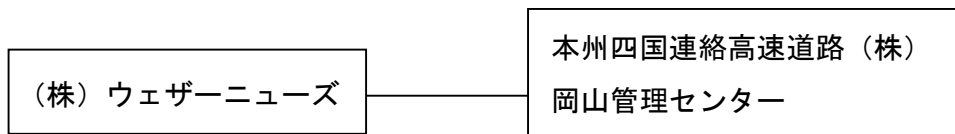
(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

2) その他の機関の伝達 (参考)

① 西日本高速道路株式会社の伝達

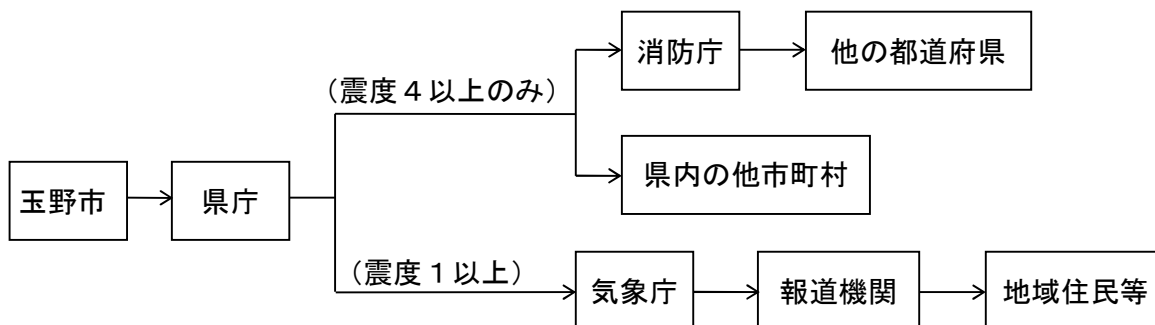


② 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達

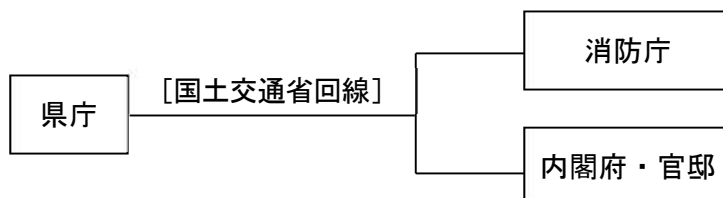


3) 国への地震情報の伝達

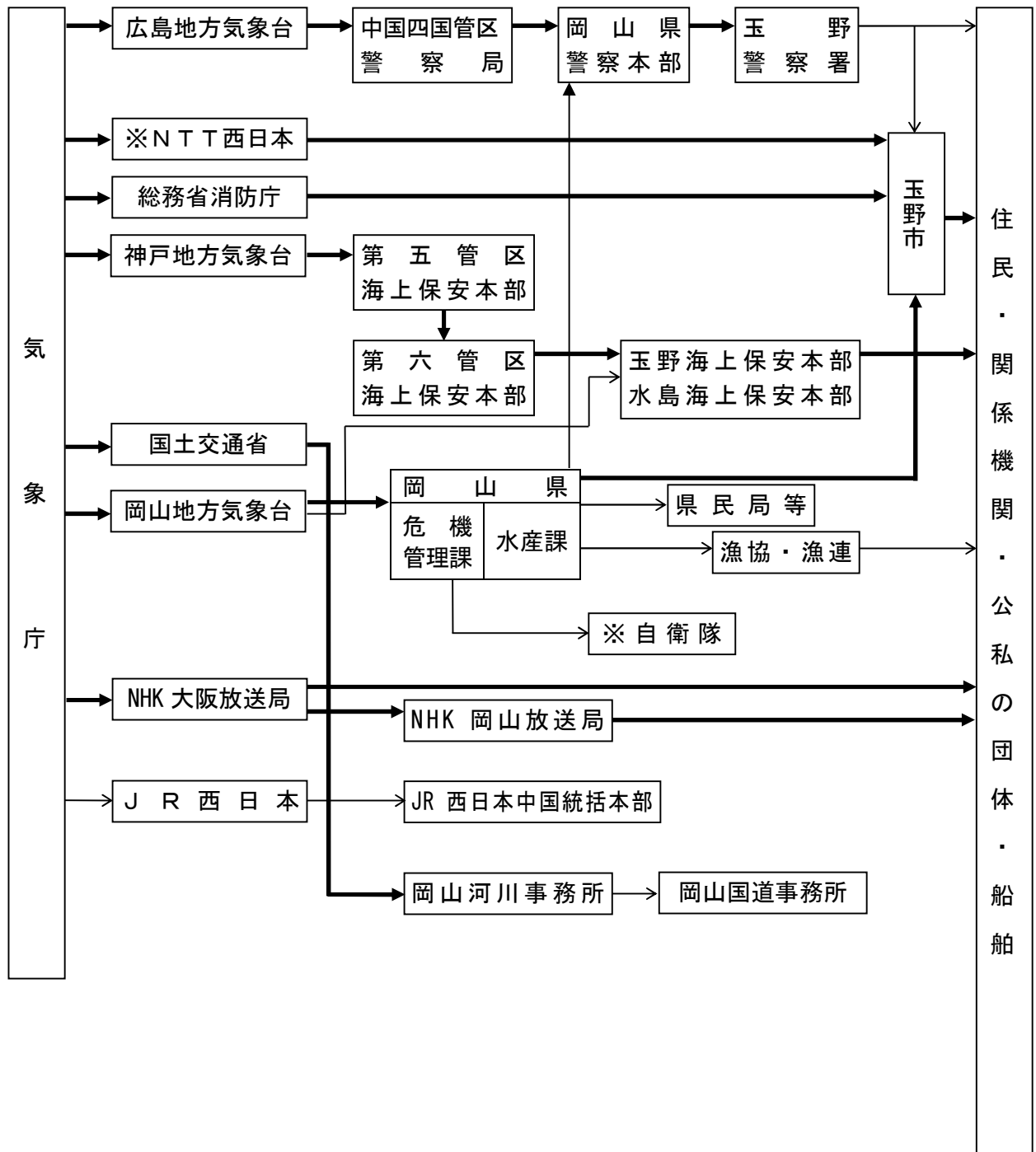
① 震度情報ネットワーク



② 消防防災無線



(7) 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統



- (注) 1 ※印は、大津波警報・津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
 2 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。
 3 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。

3-16 重要な災害情報伝達内容

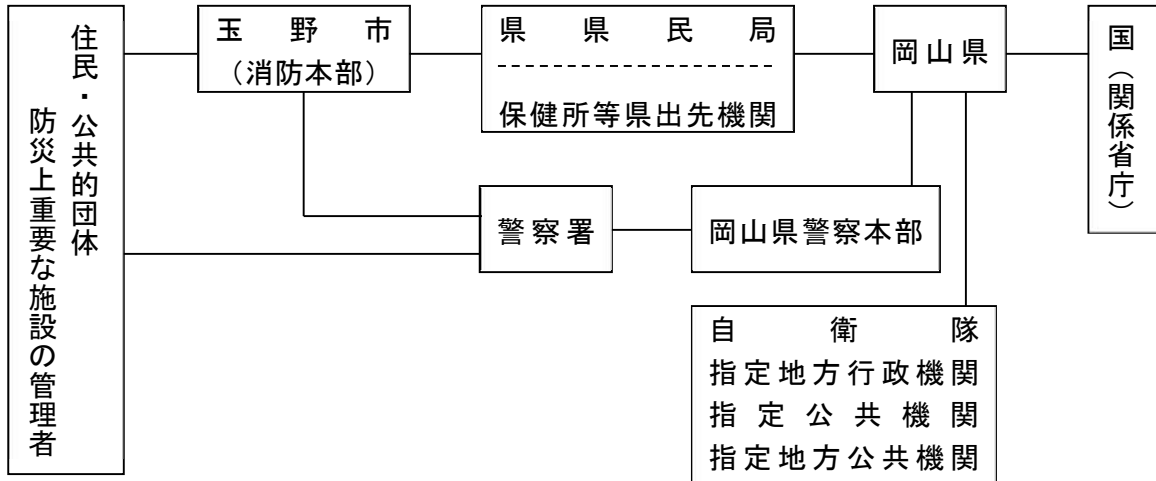
伝達の対象となる被害		伝達内容等	
1) 災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2によること。	
2) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。	
公共施設被害	3) 河川被害	様式4によること。	
	4) 海岸被害		
	5) 貯水池・ため池被害		
	6) 砂防被害		
	7) 治山被害		
	8) 港湾及び漁港施設被害		
	9) 道路施設被害		
	10) 鉄軌道施設被害		
	11) 電信電話施設被害		
	12) 電力施設被害		
その他	13) ガス施設被害	様式5によること。 様式6によること。	
	14) 水道施設被害		
	15) 下水道施設被害		
	16) 都市公園等施設被害		
	17) 公営住宅等被害		
	18) 商工関係被害等 商工被害 観光被害		
	19) 林野火災被害		様式7によること。
	20) 社会福祉施設被害		様式8によること。

(注) 1 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注) 2 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

(1) 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

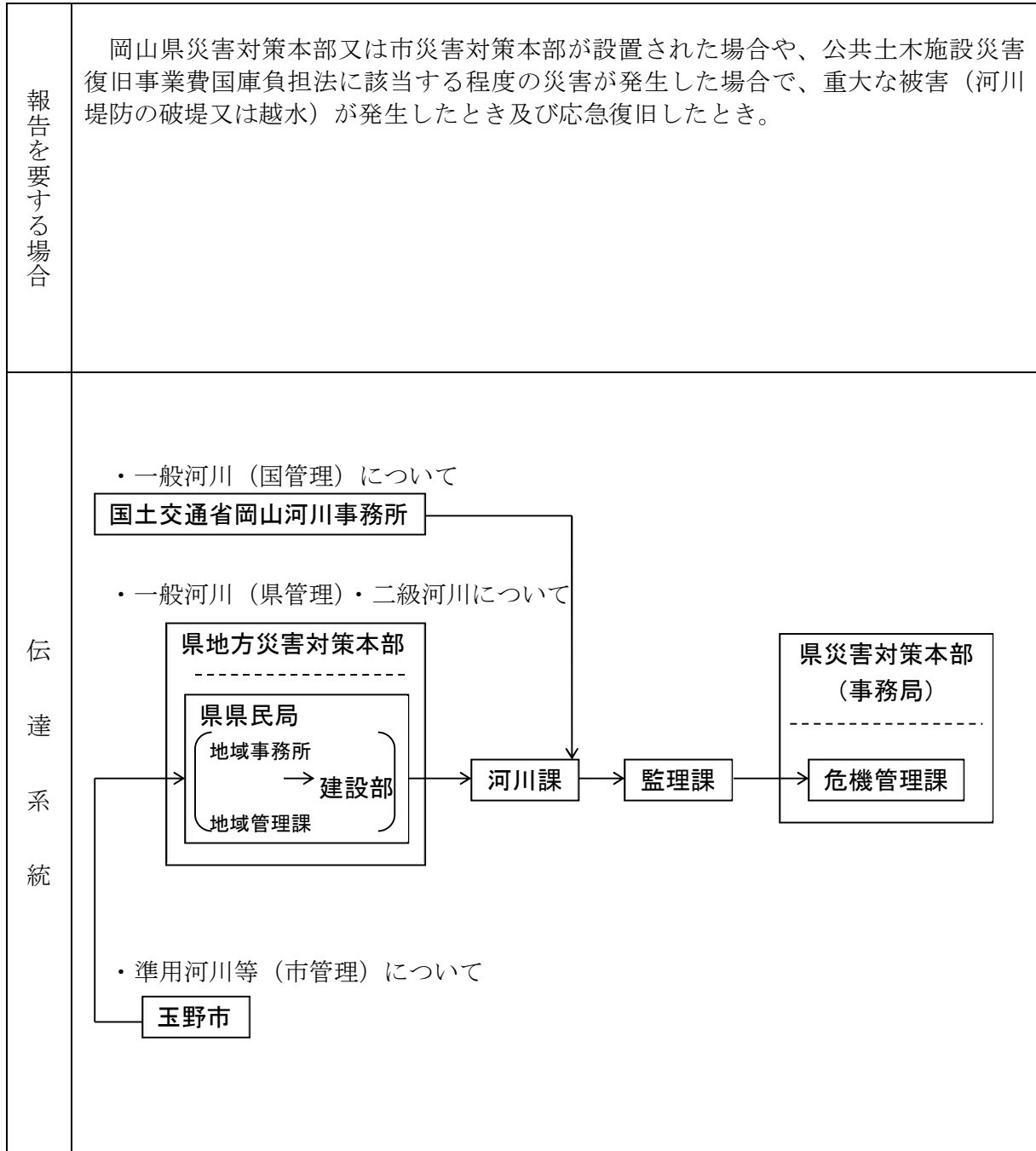
1) 災害発生状況報告等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph TD Tamano[玉野市] --> PrefLocal[県地方災害対策本部] Tamano -.-> PrefLocal Tamano -.-> PrefCitizens[県民局 (地域づくり推進室)] Police[警察署] -.-> PrefLocal Police -.-> PrefPolice[県警察本部] PrefLocal --> PrefDisaster[県災害対策本部事務局 危機管理課] PrefCitizens -.-> PrefDisaster PrefPolice --> PrefDisaster PrefDisaster -.-> PrefPolice PrefLocal -.-> Tamano PrefLocal -.-> PrefCitizens PrefDisaster -.-> Tamano PrefDisaster -.-> PrefPolice </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>

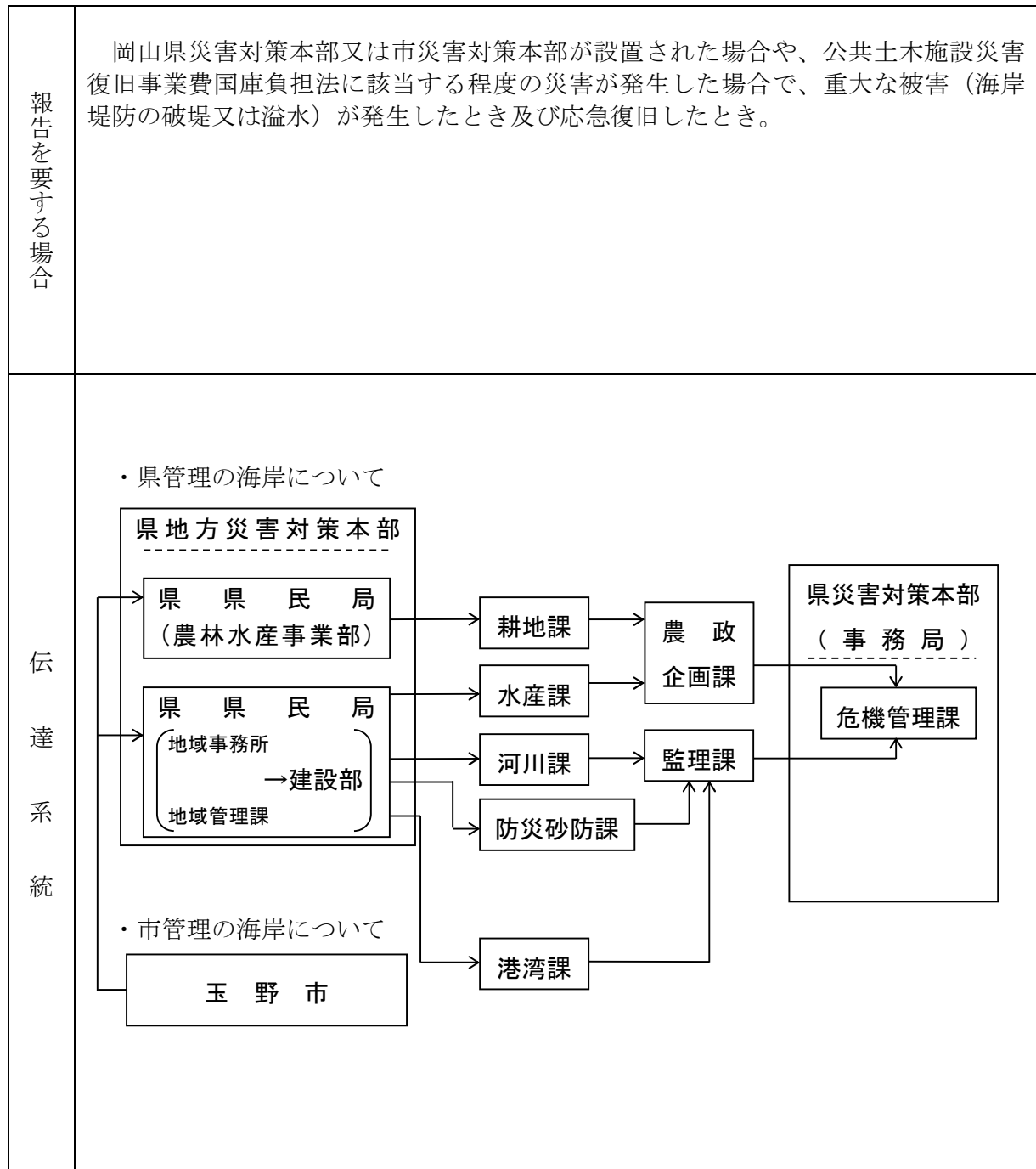
2) 人的被害、住家被害

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph TD TM[玉野市] --> DDC[県地方災害対策本部] DDC --- DMJ[県民局
(健康福祉部)] DMJ --> HFW[保健福祉課] HFW --> DC[県災害対策本部
(事務局)] DC --- WK[危機管理課] TM -.-> DDC DDC -.-> TM DDC -.-> DMJ DMJ -.-> DDC DC -.-> WK WK -.-> DC DDC --> PP[県警察本部] PP --> DDC PP --> PS[警察署] PS --> PP </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

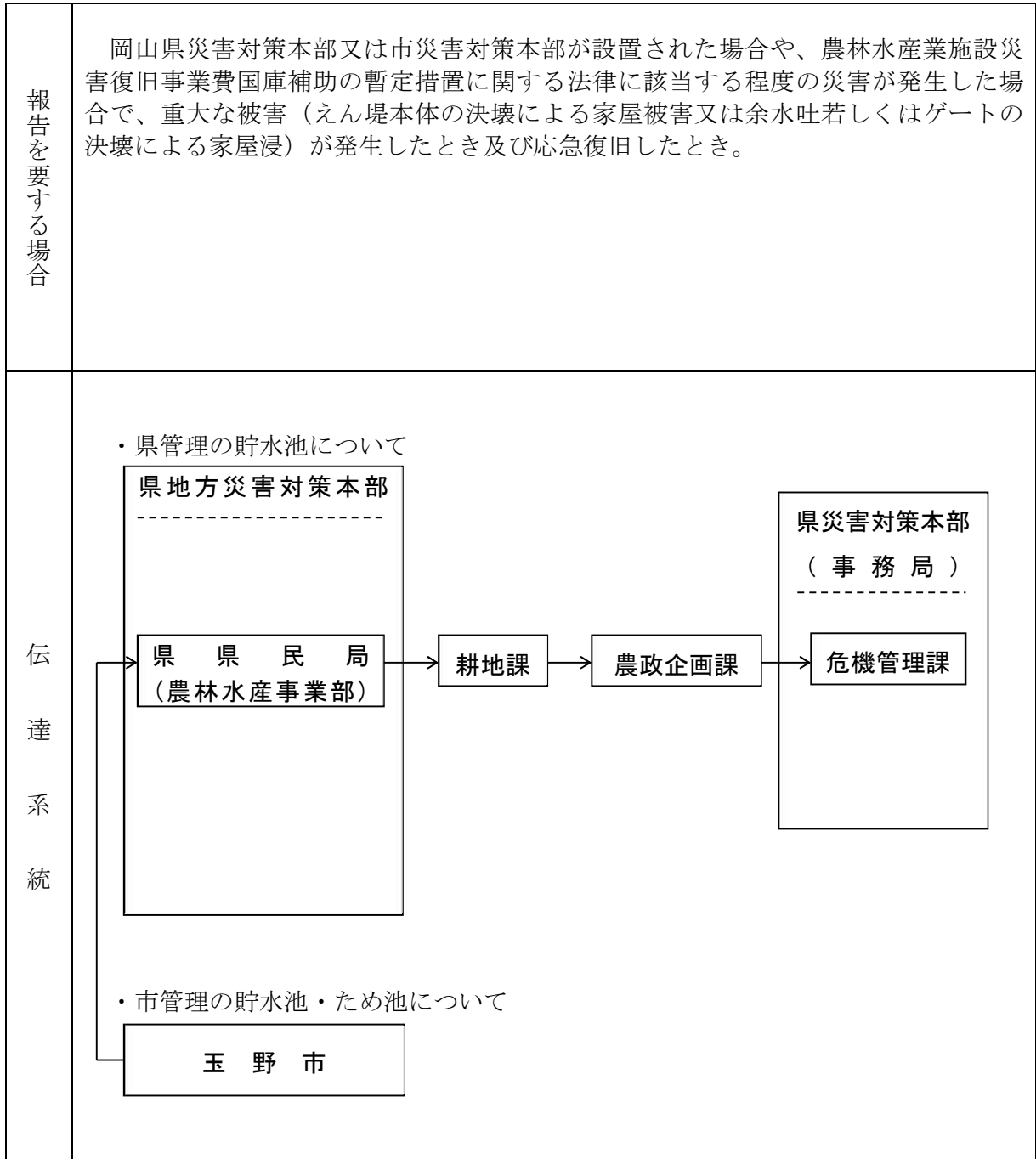
3) 河川被害



4) 海岸被害



5) 貯水池・ため池被害



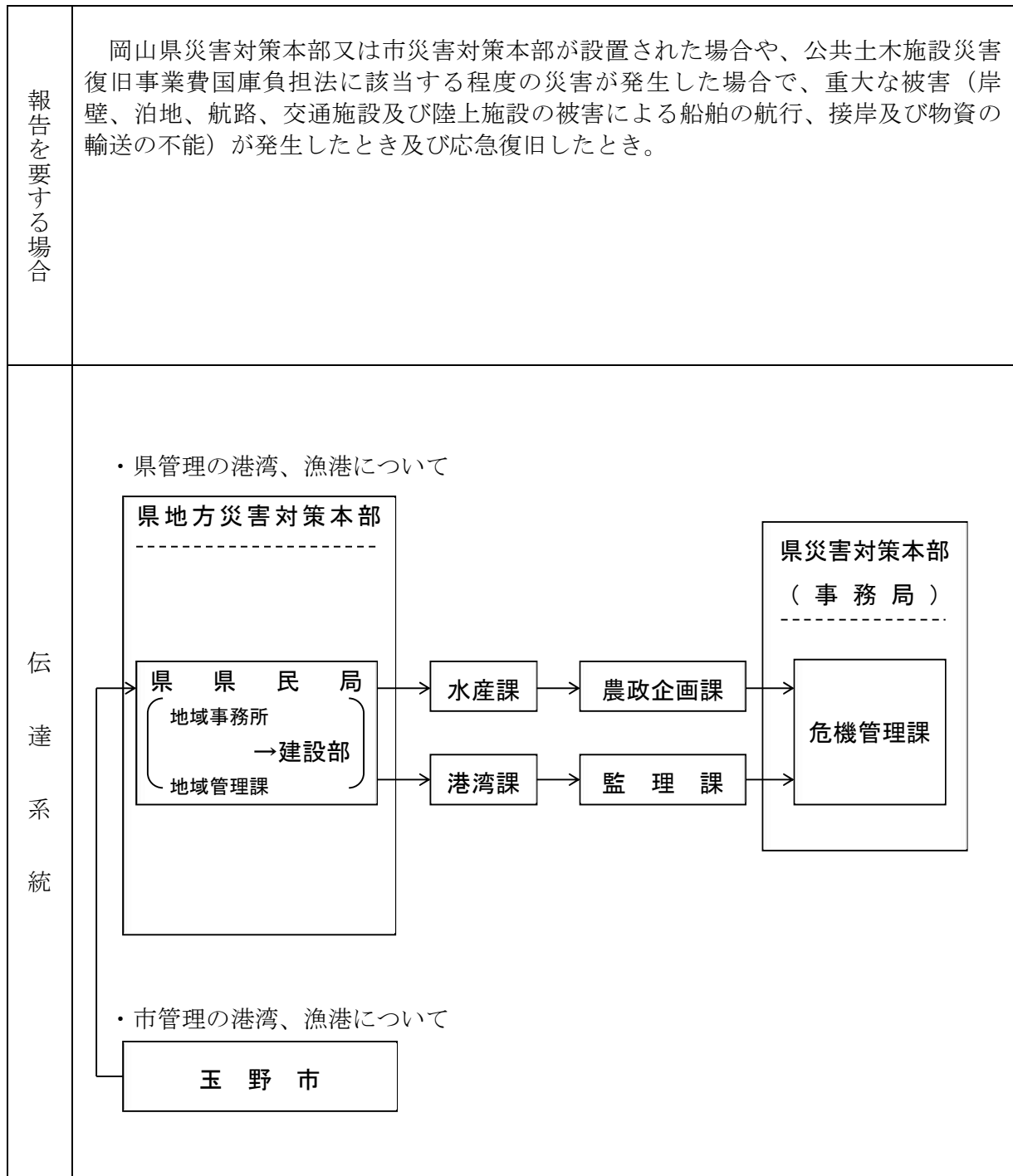
6) 砂防被害

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph TD subgraph Prefecture [県地方災害対策本部] subgraph PrefectureOffice [県 県 民 局] subgraph LocalOffice [地域事務所] Construction[建設部] end LocalManagement[地域管理課] end end Tamayoshi[玉野市] --> LocalManagement LocalManagement --> LocalOffice LocalOffice --> SandDefense[s砂防防災課] SandDefense --> Supervision[監理課] Supervision --> CrisisManagement[危機管理課] subgraph PrefectureOffice2 [県災害対策本部 (事務局)] CrisisManagement end </pre>

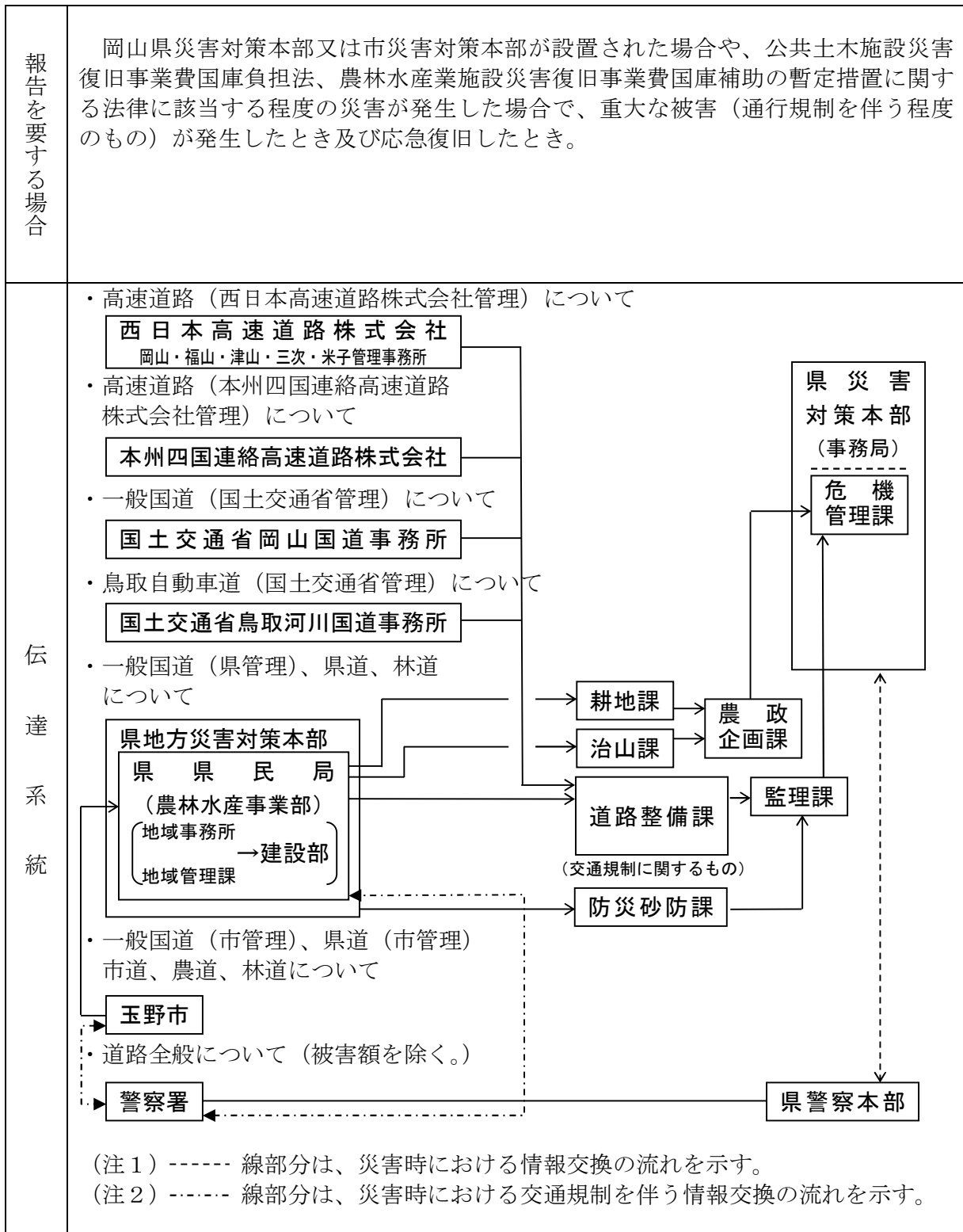
7) 治山被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD Y[玉野市] --> P[県民局] subgraph P [県民局] D[地域事務所] W[農林水産事業部] F[地域森林課] D --- W F --- W end P --> Q[治山課] Q --> R[農政企画課] R --> S[県災害対策本部(事務局)] subgraph S [県災害対策本部(事務局)] T[危機管理課] end </pre> <p>The diagram illustrates the communication system for landslide damage. It starts with Yamano City at the bottom, which reports to the Prefectural Office (県民局). Inside the Prefectural Office, the Regional Office (地域事務所) and the Forestry, Forestry, and Fisheries Department (農林水産事業部) are connected, with the Regional Forestry Section (地域森林課) also linked to the department. The Prefectural Office then reports to the Prefectural Disaster Response Headquarters (県地方災害対策本部). From there, the information flows to the Landslide Control Section (治山課), then to the Agricultural Policy Planning Section (農政企画課), and finally to the Prefectural Disaster Response Headquarters (Office) (県災害対策本部(事務局)), which includes the Crisis Management Section (危機管理課).</p>

8) 港湾及び漁港施設被害

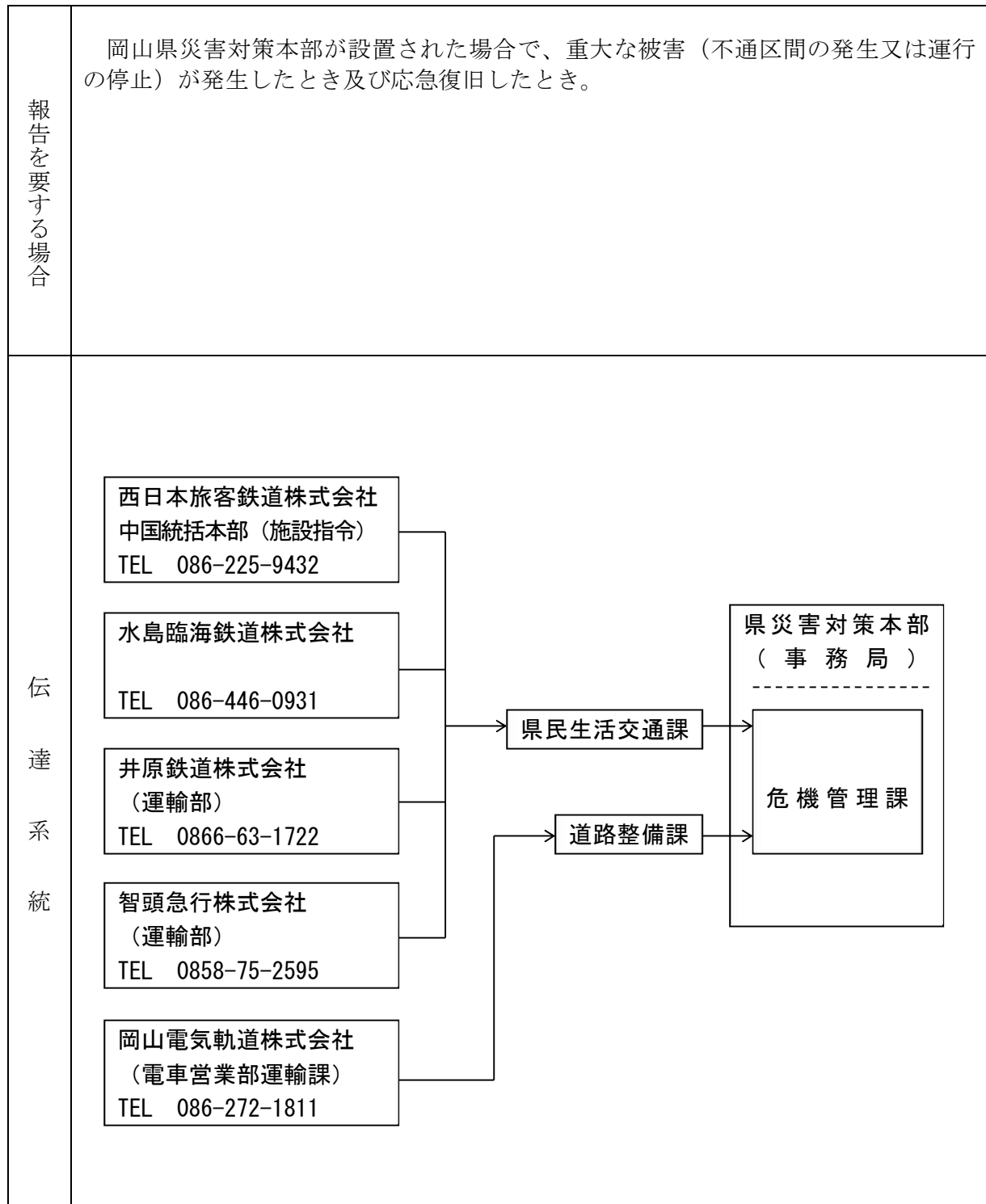


9) 道路施設被害

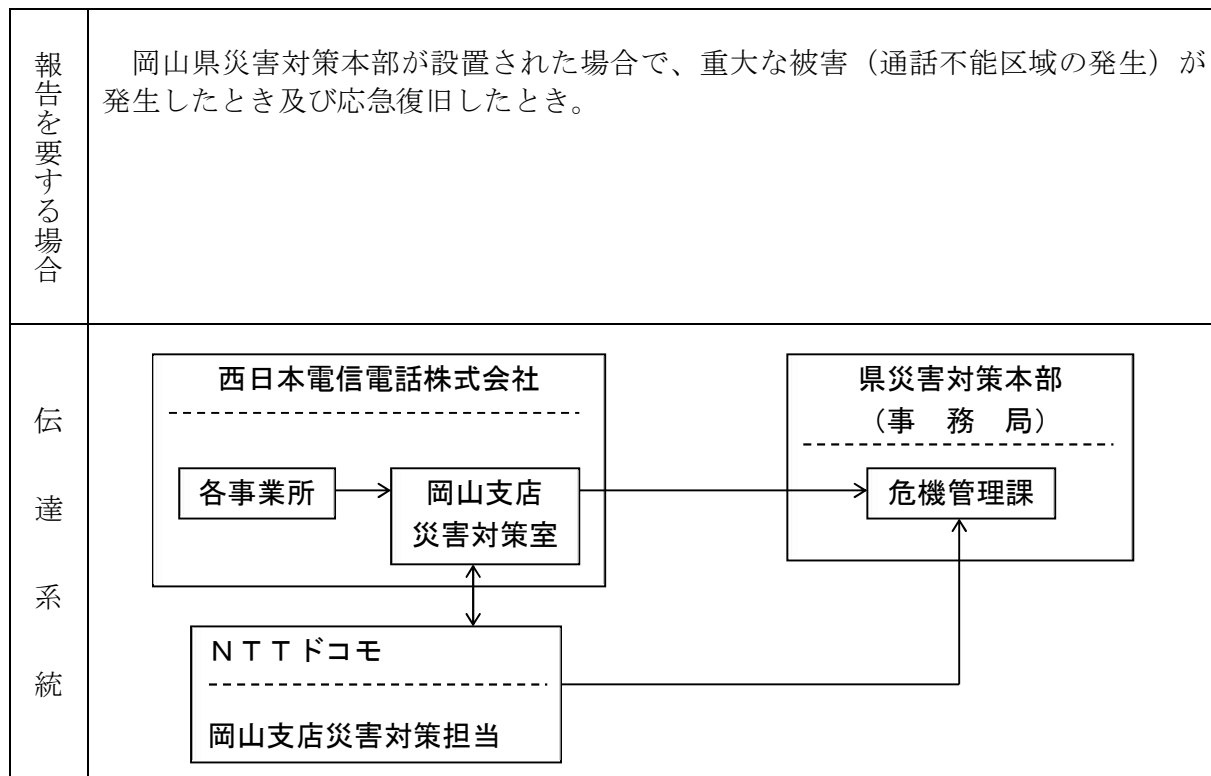


第1章
本編・マニュアル編 関連資料

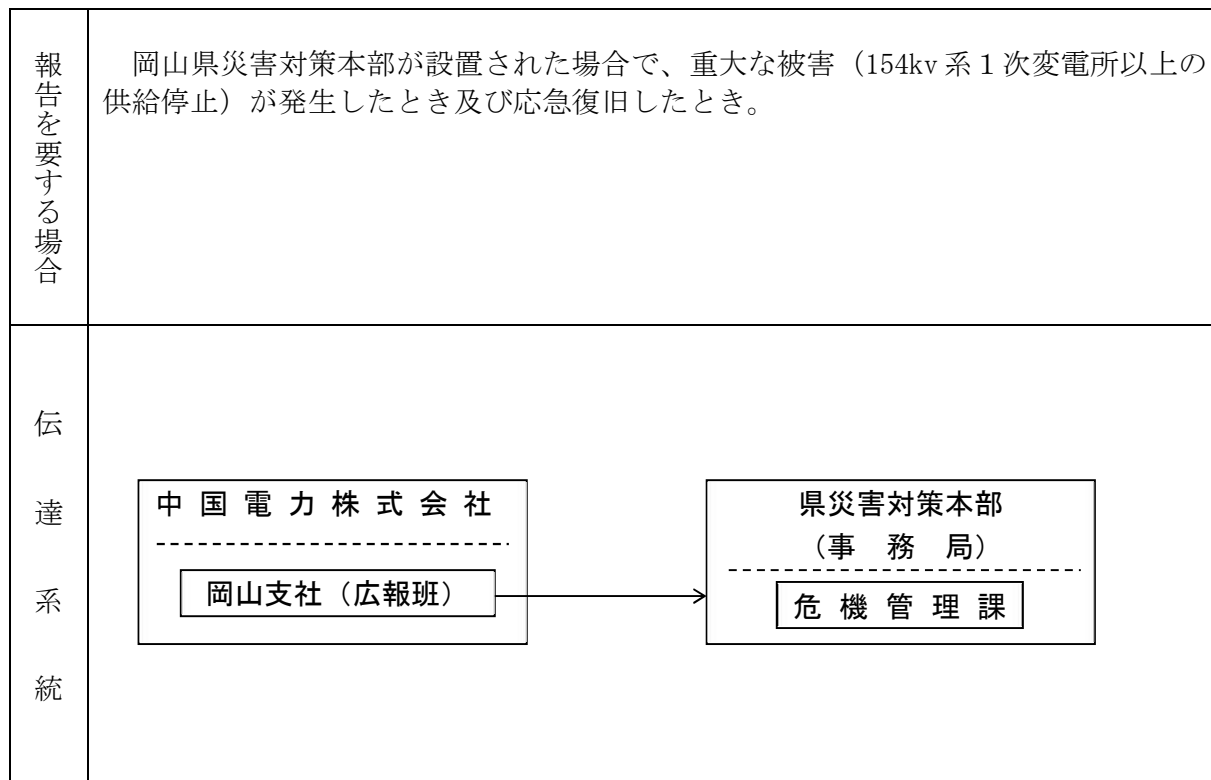
10) 鉄軌道施設被害



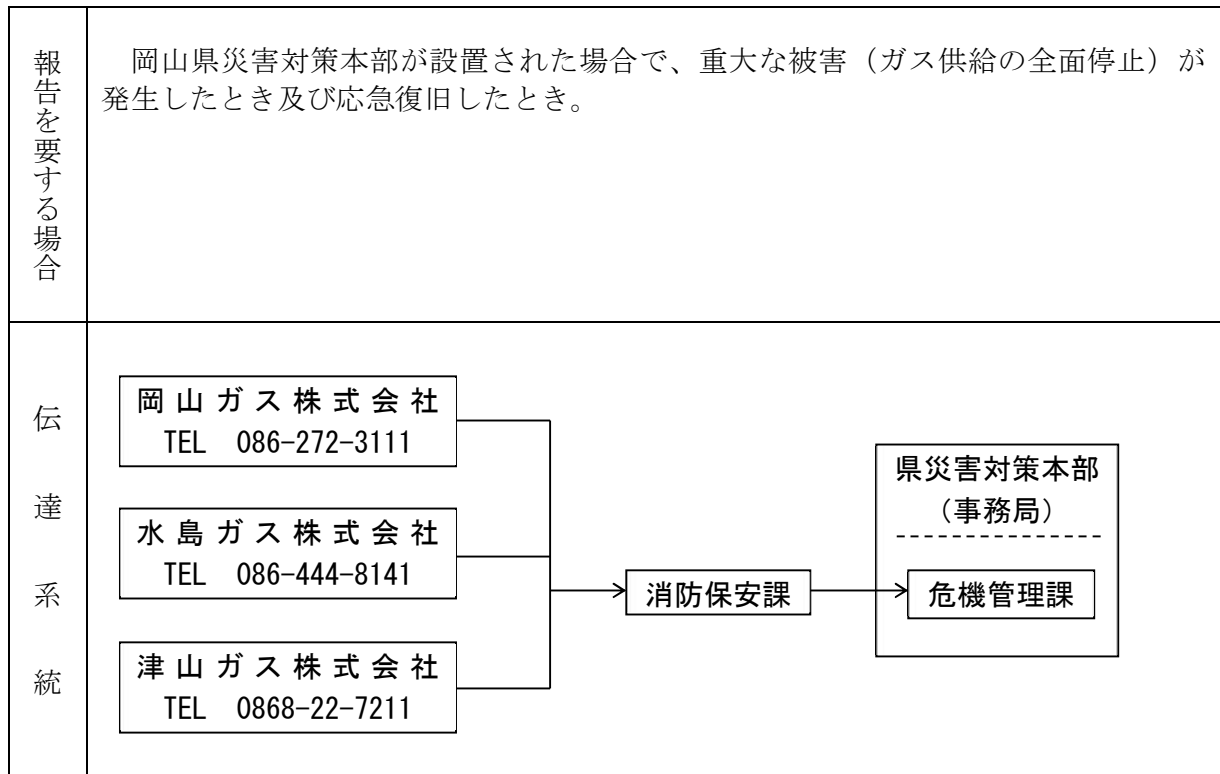
11) 電信電話施設被害



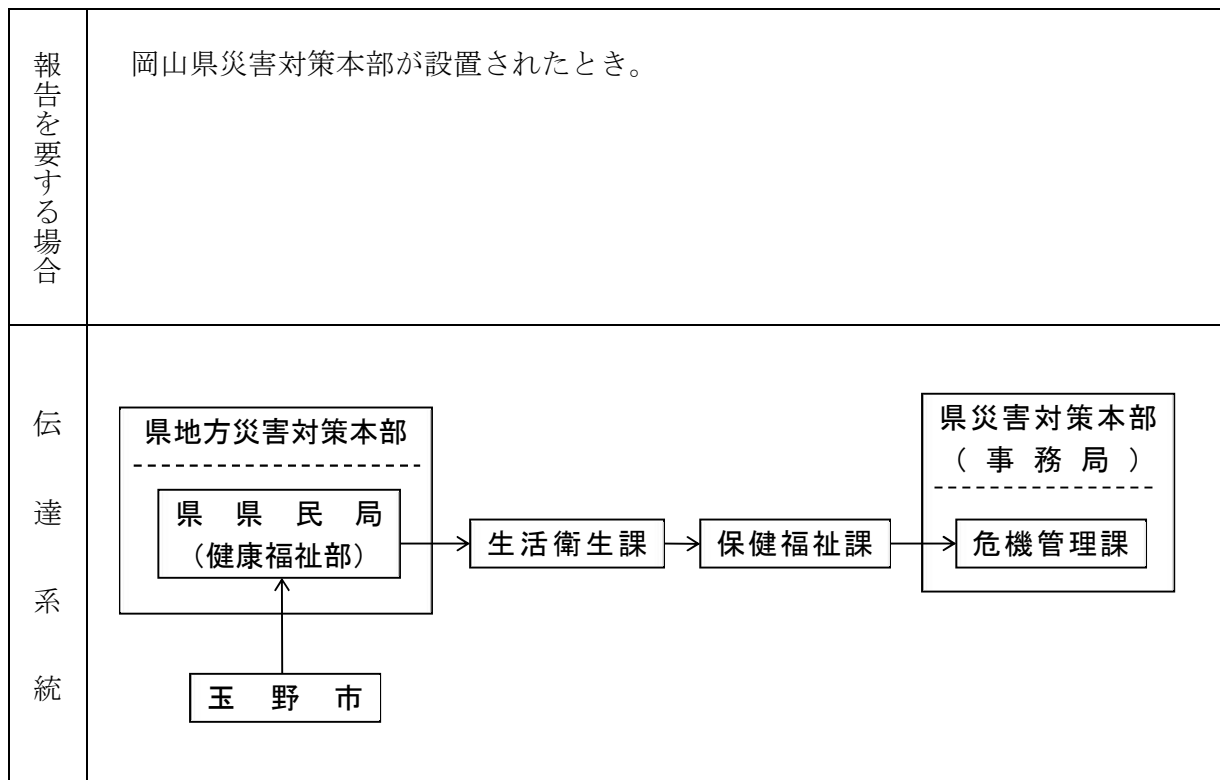
12) 電力施設被害



13) ガス施設被害



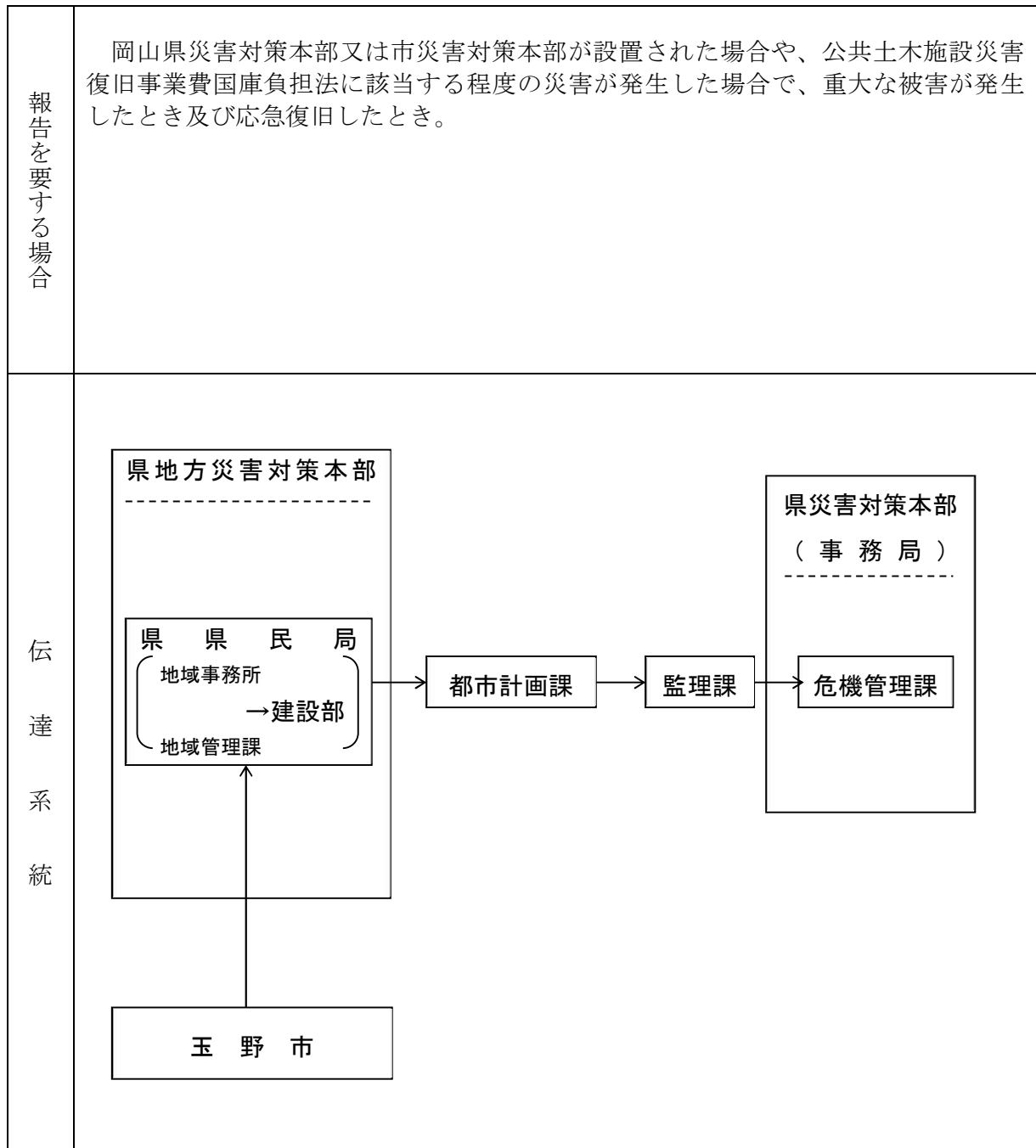
14) 水道施設被害



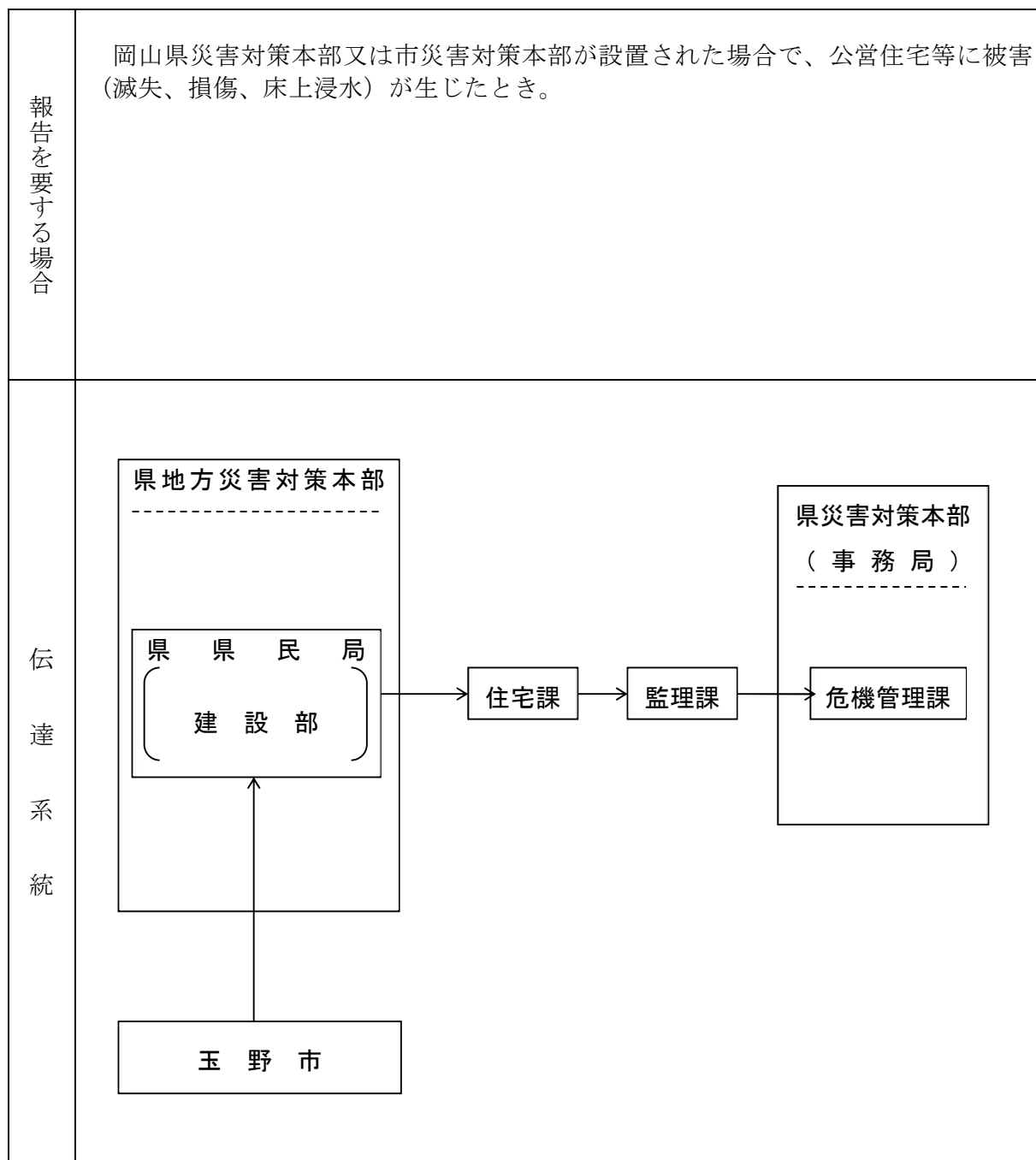
15) 下水道施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph TD Tamano[玉野市] --> PrefOffice[県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] PrefOffice --> CityPlan[都市計画課] CityPlan --> Supervision[監理課] Supervision --> CrisisMgmt[危機管理課] PrefOffice --- PrefHQ[県地方災害対策本部] CrisisMgmt --- PrefHQ2[県災害対策本部 (事務局)] </pre>

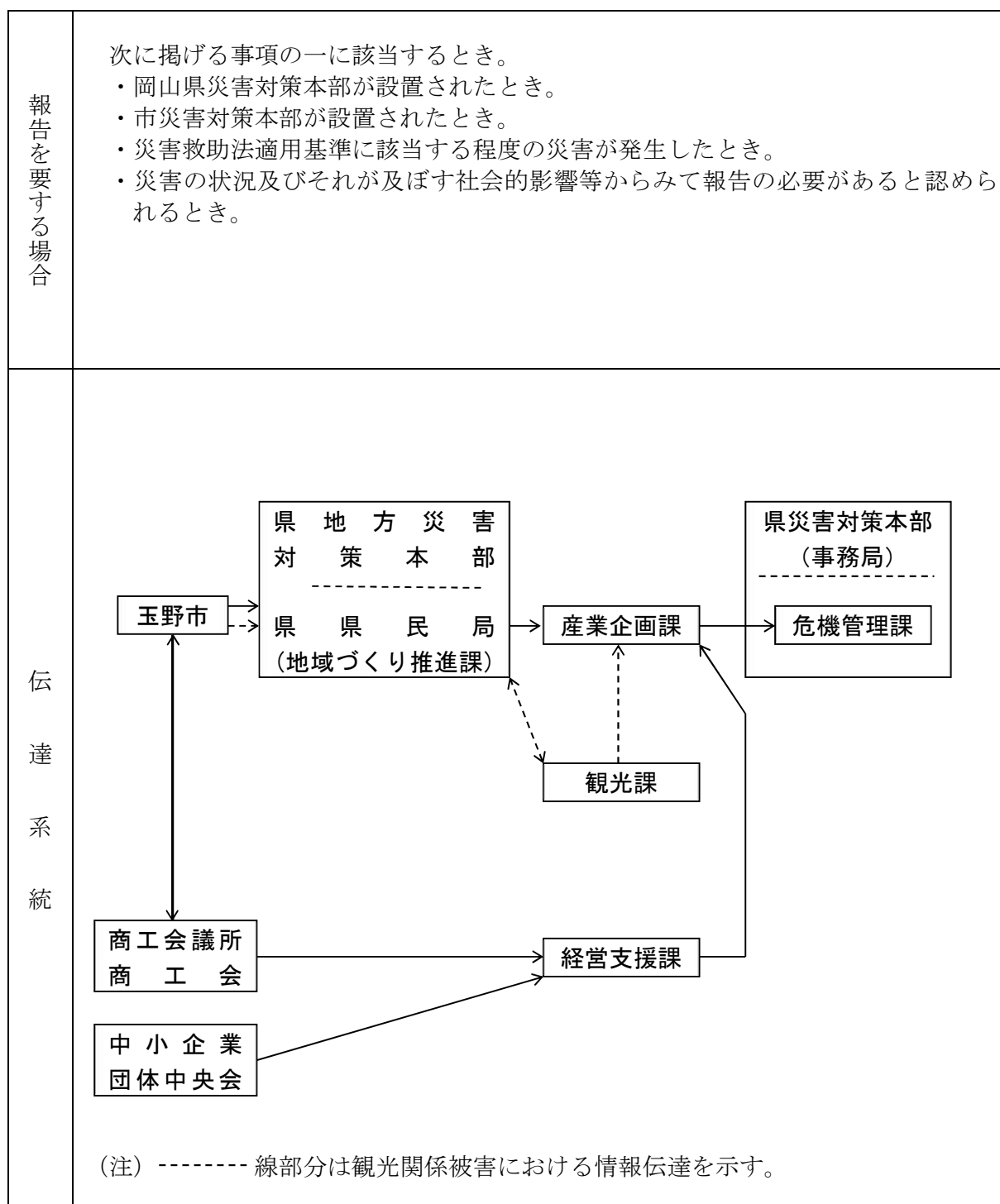
16) 都市公園等施設被害



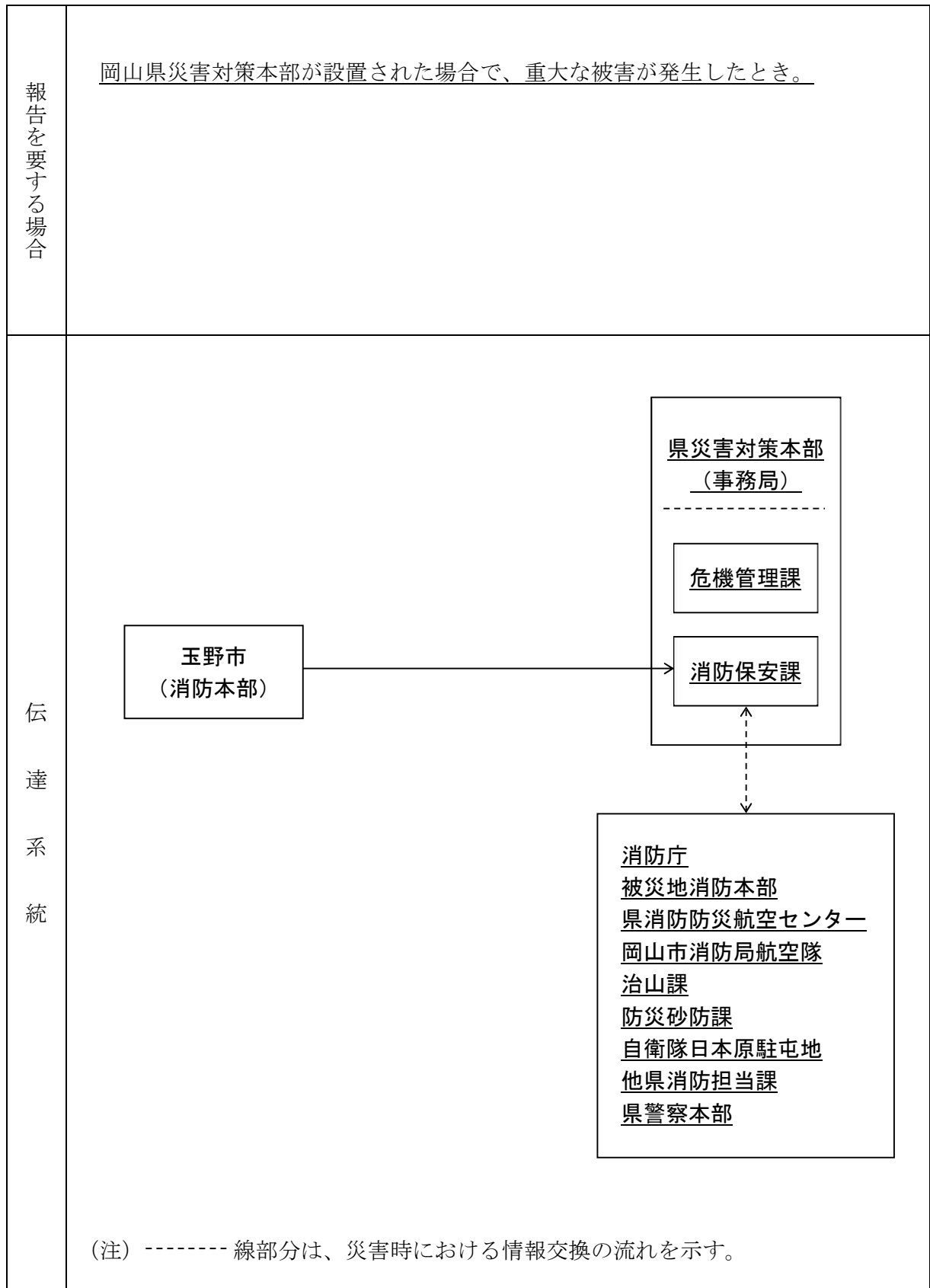
17) 公営住宅等被害



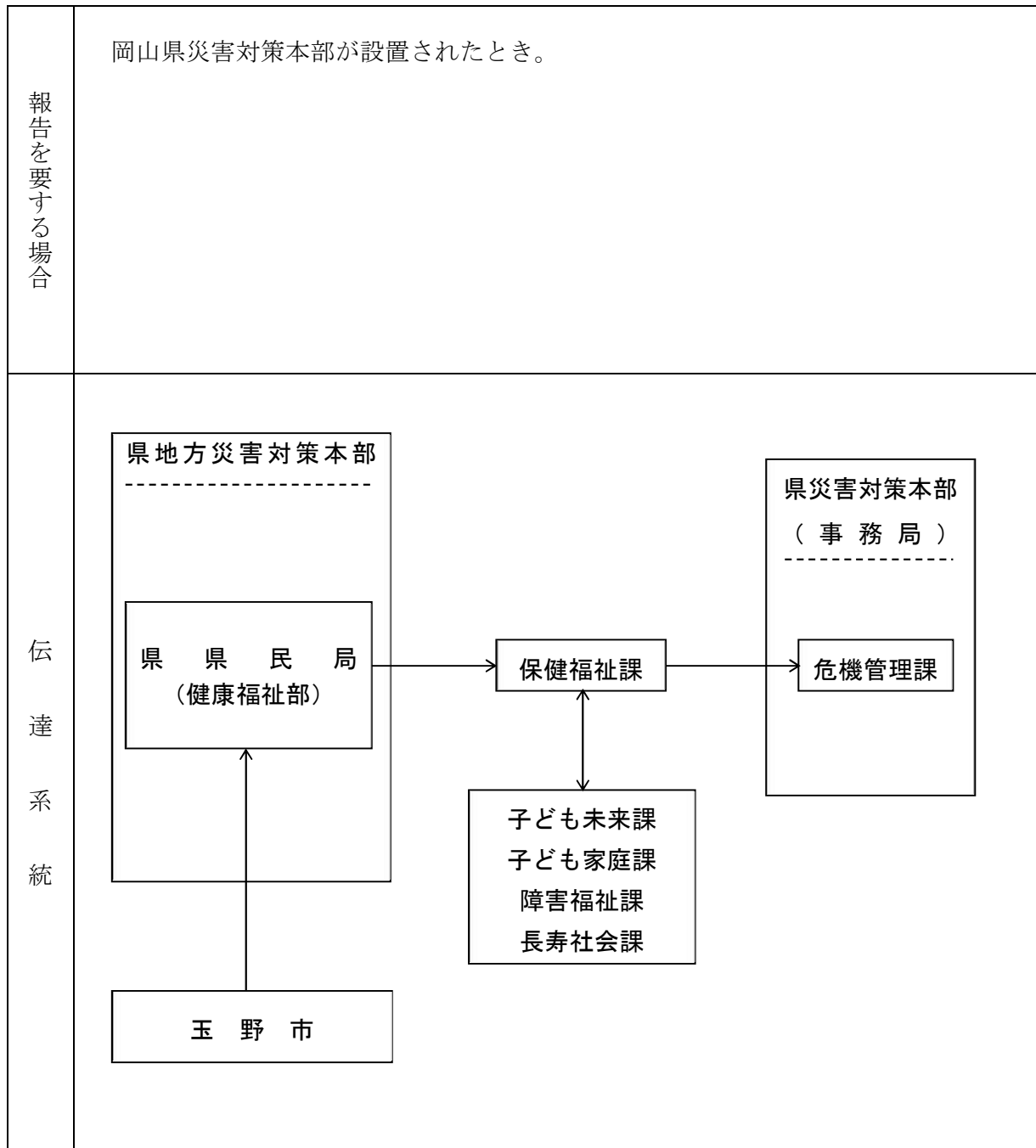
18) 商工関係被害等



19) 林野火災被害



20) 社会福祉施設被害



様式1-1 (災害発生時)

災害発生通報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 _____ 第 _____ 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		安否不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
							非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟	
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
対策の状況	○避難指示等の発令状況											
	種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保											
	発令日時 : 年 月 日 時 分											
解除日時 : 年 月 日 時 分												
対象地区等 :												
対象人員 : 世帯 人												
○避難所の設置状況												
開設避難所名 :												
○対応状況												
その他												

第1章
本編・マニュアル編
関連資料

様式1-2

災害速報(即報・確定)

市町村名				区分			被害
災害名	報告番号	第 報	年 月 日 時現在	田	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名				畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
				学校		箇所	
				病院		箇所	
				道路		箇所	
				橋りょう		箇所	
				河川		箇所	
				海岸		箇所	
				港湾		箇所	
				漁港		箇所	
				砂防		箇所	
				下水道		箇所	
				都市公園等		箇所	
				清掃施設		箇所	
				崖崩れ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水道		戸	
				電話		回線	
				電気		戸	
				ガス		戸	
				ブロック塀等		箇所	
					り災世帯数	世帯	
					り災者数	人	
				火災発生	建物	件	
					危険物	件	
					その他	件	
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設	千円			解散日時	日	時	分
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
そ の 他	農産被害	千円	災害救助法適用	適用日時	日	時	分
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円		1 1 9 番通報件数			件
災害の概況							
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動						
	自衛隊の災害派遣						その他

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領

項 目	記 入 要 領	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものと又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項目	記入要領
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊 道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能 道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
そ 橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河 川 海 岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのもとの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤 堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他 破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
の 港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
漁 港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
都 市 公 園 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
他 船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項目	記入要領
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設 公立の文教施設とする。
	農林水産業施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。	
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の種別及び 日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

様式4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 港 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他()		
発	日 時	日 時 分	
	場 所		
生	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

様式5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		そ の 他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ①工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ②卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。（様式6に計上すること。）

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

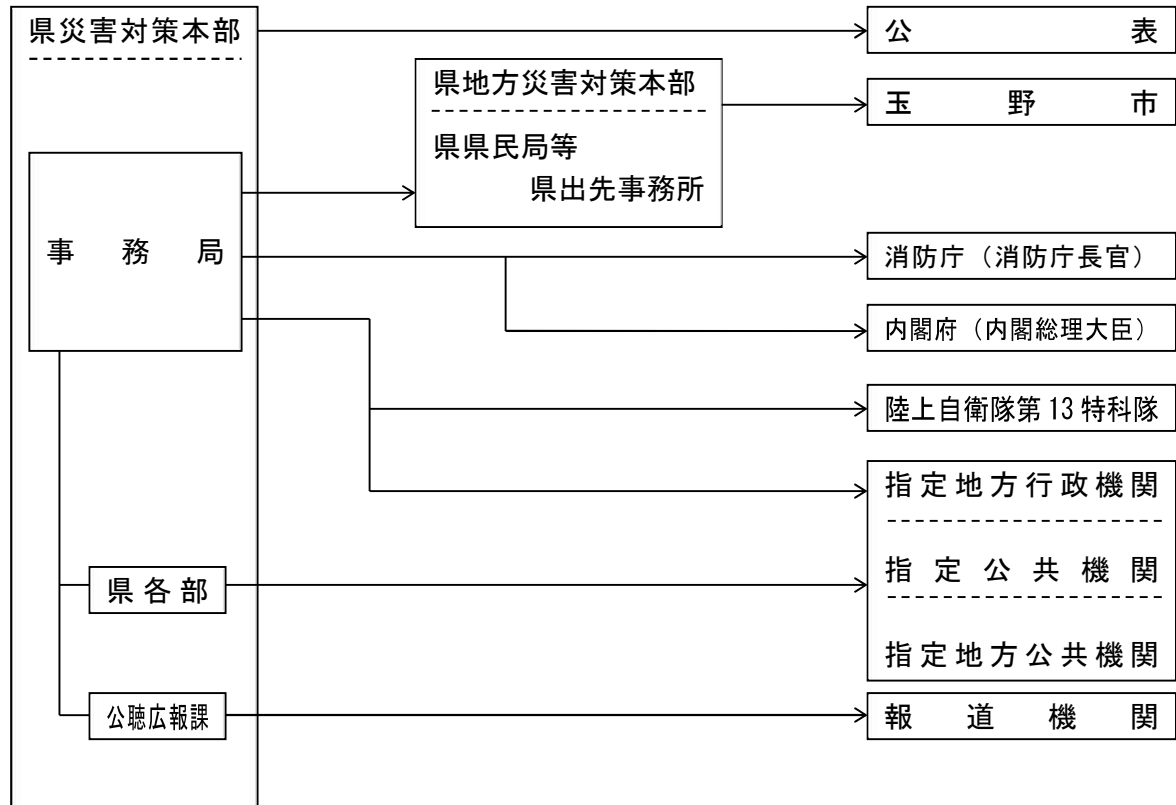
報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分	ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
	エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
	キ 保健施設	ク その他 ()	
発 生	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害施設名		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	人的被害		
	応急対策の 状況		
	復旧見込		
	被 害 額 (千円)		
そ の 他 参考事項			

(2) 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



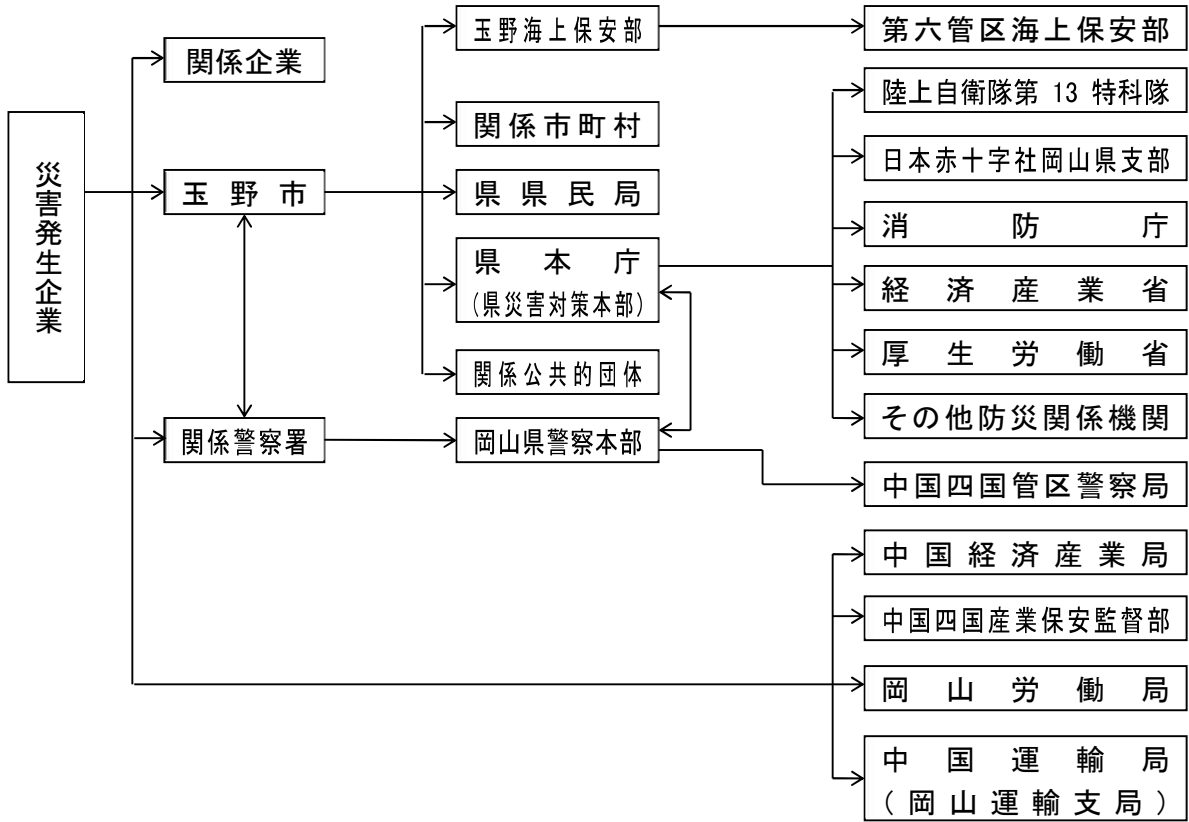
(3) 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

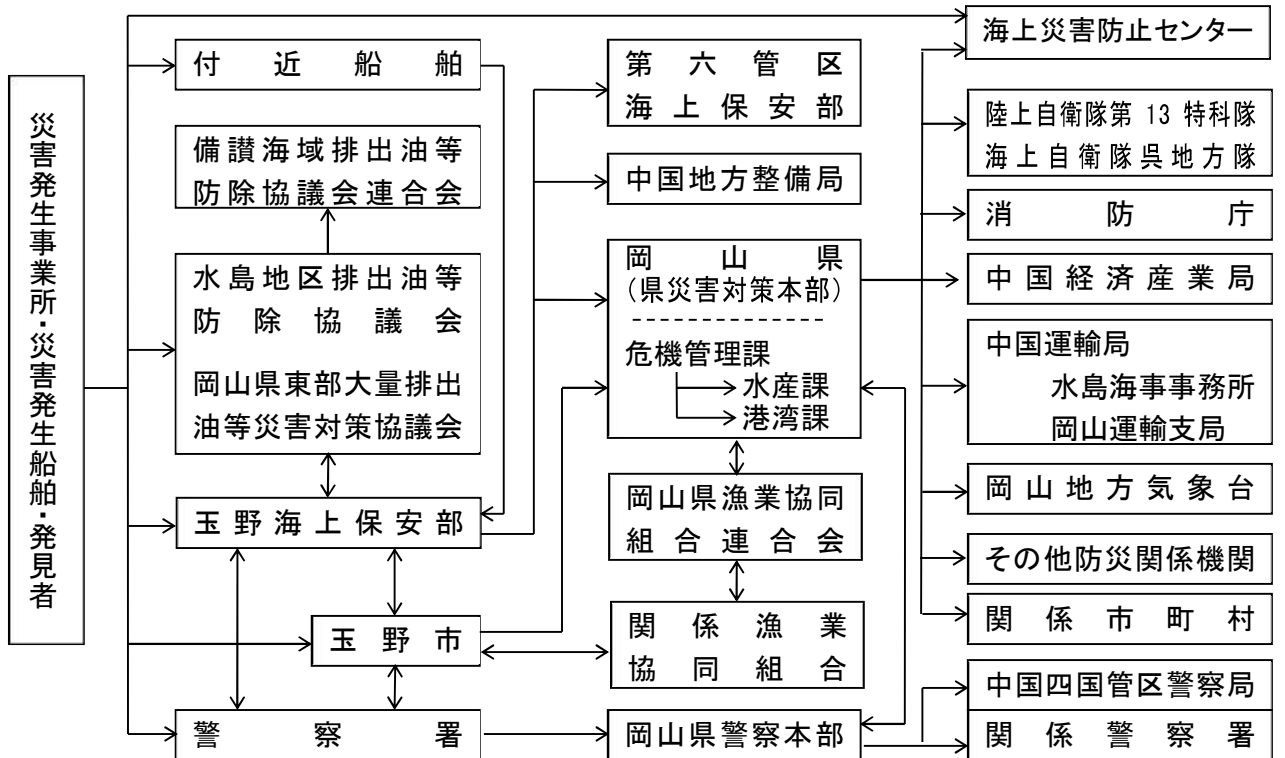
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。(河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。)

3-17 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

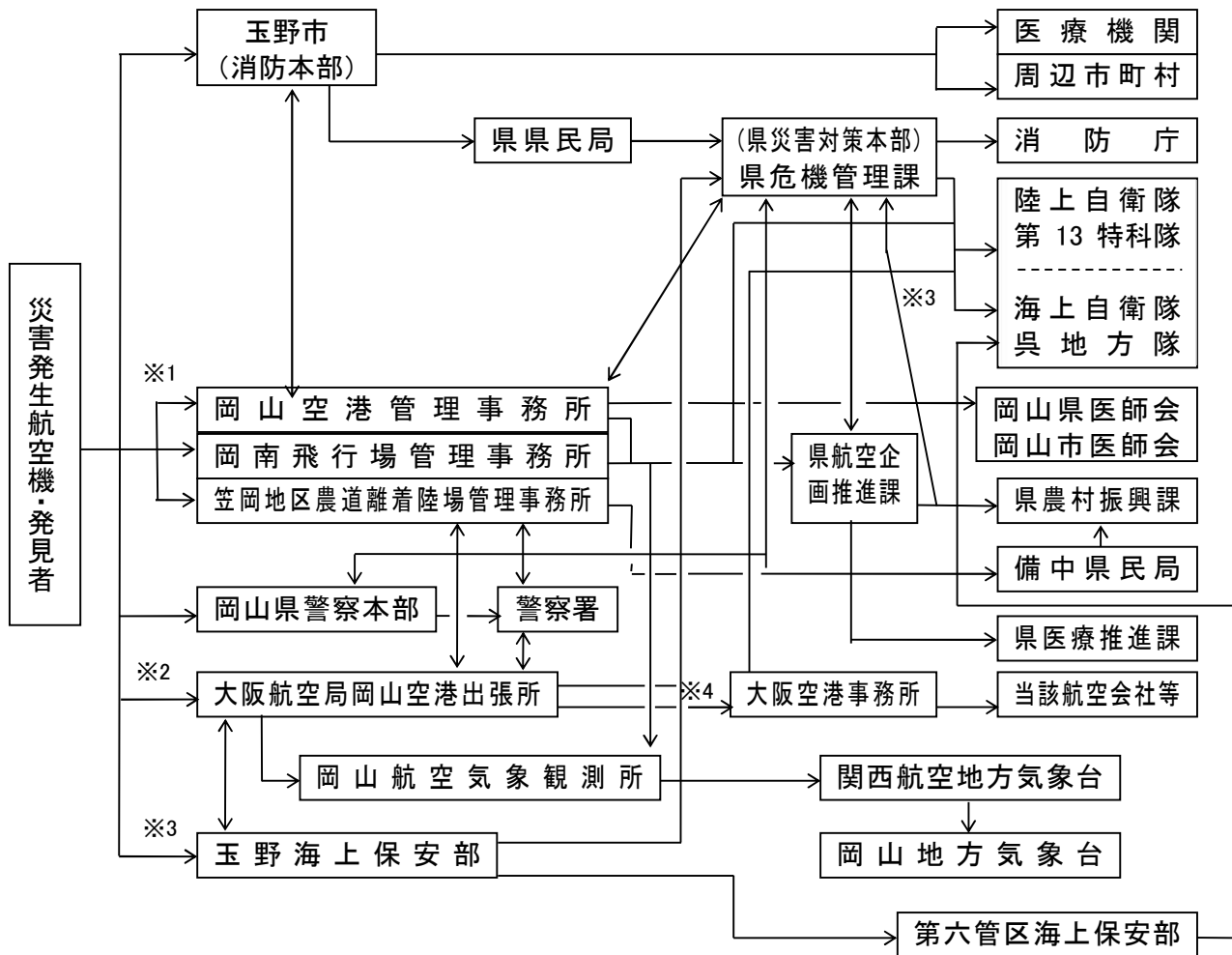
(1) 陸上の災害



(2) 海上の災害



(3) 航空機災害の場合



※1 各空港又はその周辺で発生した場合

※2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合

※3 海上で発生した場合

※4 岡山空港以外で発生した場合

3-18 広報の内容

- 1) 災害の発生状況
- 2) 安否情報
- 3) 地域住民のとるべき措置
- 4) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
- 5) 災害応急対策の状況
- 6) 道路情報
- 7) 食料、生活必需物資等の供給状況
- 8) ライフラインの復旧状況
- 9) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

- 10) 二次災害に関する情報
- 11) 被災者生活支援に関する情報
- 12) その他必要事項

3-19 報道の内容

- 1) 災害関連番組
- 2) 災害関係の情報
- 3) 安否情報
- 4) 災害対策のための解説
- 5) 関係機関の告知事項
- 6) 道路情報
- 7) 被災地で不足している物資等の情報

3-20 災害救助法による救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の区域	岡山市の区域
応急仮設住宅の供与	知事	岡山市長
医療及び助産		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

※ 災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。

3-2 1 災害救助法の適用基準

- 1) 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

- 2) 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、前記1)の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3) 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市域の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- 4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- 5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

3-2 2 被害計算の方法等

- 1) 住家については、全焼、全壊、流失等の滅失した世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の1/3世帯とみなして計算する。
- 2) 被災世帯は、家屋の棟数、戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。
- 3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して実状に即した決定をする。
- 4) 災害種別については限定しない。従って洪水震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

3-2 3 応援要請手続の記載事項

- 1) 被害状況
- 2) 応援を要する救助の種類
- 3) 応援を要する職種別人員
- 4) 応援を要する期間
- 5) 応援の場所
- 6) その他応援に関し必要な事項

3-2 4 派遣等の要請事項

(1) 派遣要請事項

- 1) り災者の避難
- 2) 医療及び助産における移送
- 3) り災者の救助
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助用物資の支給
- 6) 死体の捜索及び処理

(2) 派遣のあっせんの要請事項

- 1) 派遣のあっせんを求める理由
- 2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3-2 5 県が代行する応急措置

- 1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。
- 2) 他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。
- 3) 現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

3-2 6 応急活動要員の雇用の範囲

- 1) り災者の避難
- 2) 医療及び助産における移送
- 3) り災者の救助
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助用物資の支給
- 6) 死体の捜索及び処理

3-2 7 赤十字奉仕団等

- 1) 赤十字奉仕団
- 2) 青年団
- 3) 婦人会
- 4) 自主防災組織、町内会、自治会
- 5) 大学、高等学校（学生、生徒）
- 6) 職業訓練校（訓練生）

3-28 災害派遣部隊等の活動範囲

- 1) 被害状況の把握及び伝達
車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。
- 2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- 3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。
- 4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。
- 5) 消防活動
大規模火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- 6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
- 7) 応急医療・救護・防疫
応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- 8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
- 9) 給食及び給水
給食及び給水の支援を行う。
- 10) 入浴支援
入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。
- 11) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- 12) 危険物の保安及び除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
- 13) その他
その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3-29 災害派遣時の自衛官の権限による措置

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法4条及び6条
	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法第16条

3-30 自衛隊派遣要請要求書の様式

年 月 日
知 事 あ て
市町村名
災 害 派 遣 に 関 す る 要 請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 令和 年 月 日 時から
至 令和 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿舎
(3) 食料
(4) 資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

3-31 自衛隊派遣要請時の伝達事項

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を希望する期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) その他参考となるべき事項

3-3-2 自衛隊撤収要請依頼書の様式

年 月 日

知 事 あ て

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

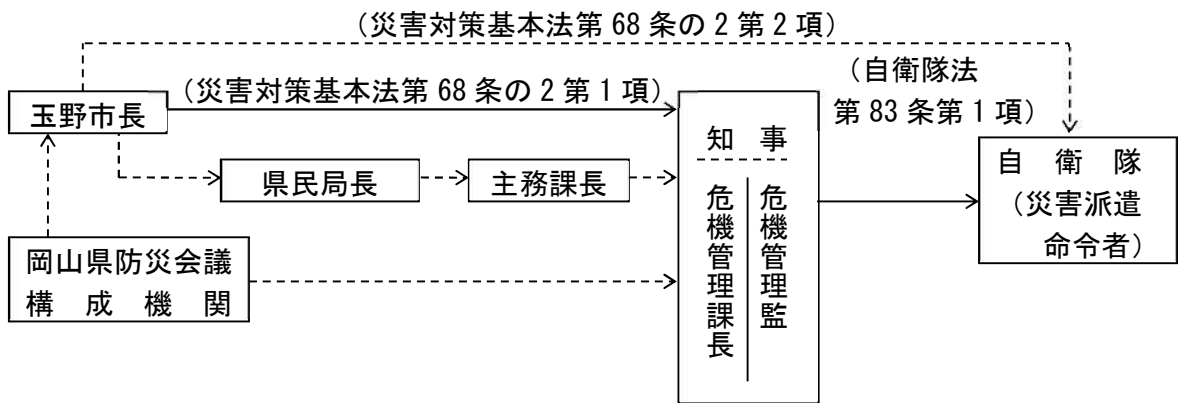
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時
年 月 日
- 2 派遣要請依頼日時
年 月 日
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

3-3-3 災害派遣要請等の手続系統及び連絡方法



(----- は情報の連絡系統)

連絡方法	NTT 電話	0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302)
	FAX	0868-36-5151 (内線 238)
	防災行政無線	6440-031 (事務室)
		6440-038 (宿直室)
		6440-039 (3科・FAX 併用)

3-3 4 自衛隊の自主出動の判断基準

- 1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- 3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4) その他災害に際し、上記 1) から 3) に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待たないとまがないと認められること。

3-3 5 災害派遣部隊の受け入れ時の留意事項

- 1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- 2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
- 4) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

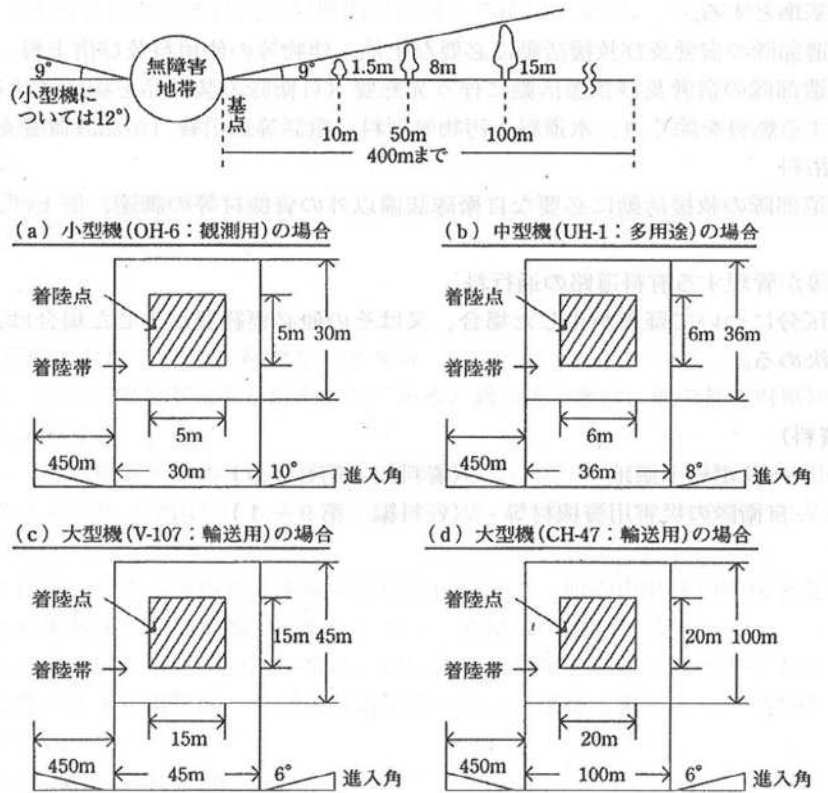
連隊規模：約15,000㎡

師団等規模：約140,000㎡

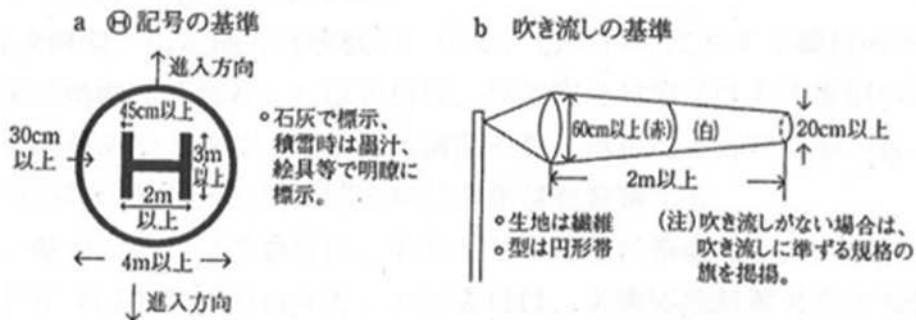
5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の準備を行う。

- ① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



- ② 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



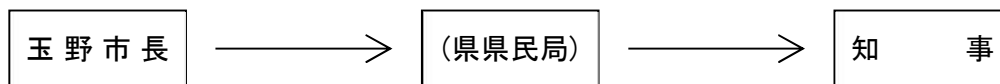
- ③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 ④ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 ⑤ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
 ⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 ⑦ 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

3-3 6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- 3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- 4) 県等が管理する有料道路の通行料

3-3 7 各機関の報告フロー

(1) 市長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）



(2) 知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

1) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

2) 公示

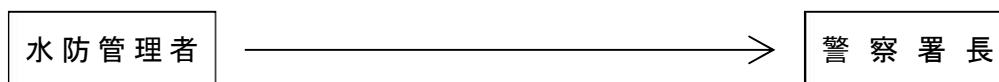
市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 水防管理者（水防法第 29 条）

1) 指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

2) 通知

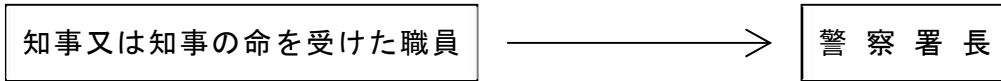


(4) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

1) 指示

洪水又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

2) 通知



(5) 警察官

1) 警察官職務執行法第4条による措置

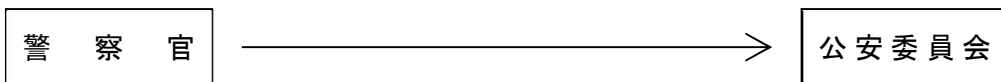
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

2) 災害対策基本法第61条による措置

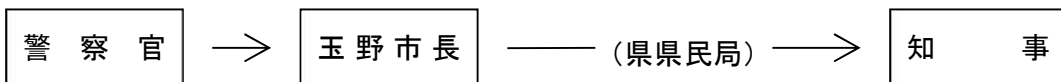
市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

3) 報告・通知

1) の場合の報告



2) の場合の通知

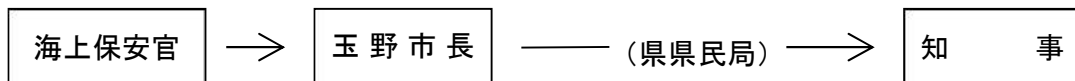


(6) 海上保安官

1) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

2) 報告・通知

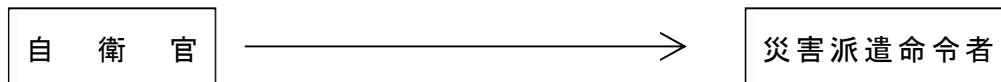


(7) 自衛官（災害派遣時の権限）

1) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「(5)の1) 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を講じる。

2) 報告・通知



3-3 8 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

(1) 市

「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

[土砂災害に関する事項]

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

[高潮に関する事項]

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

[洪水に関する事項]

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を

設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

[共通事項]

- 1) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 2) 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 3) 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(2) 県

市が行う避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時機を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。また、必要に応じて、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

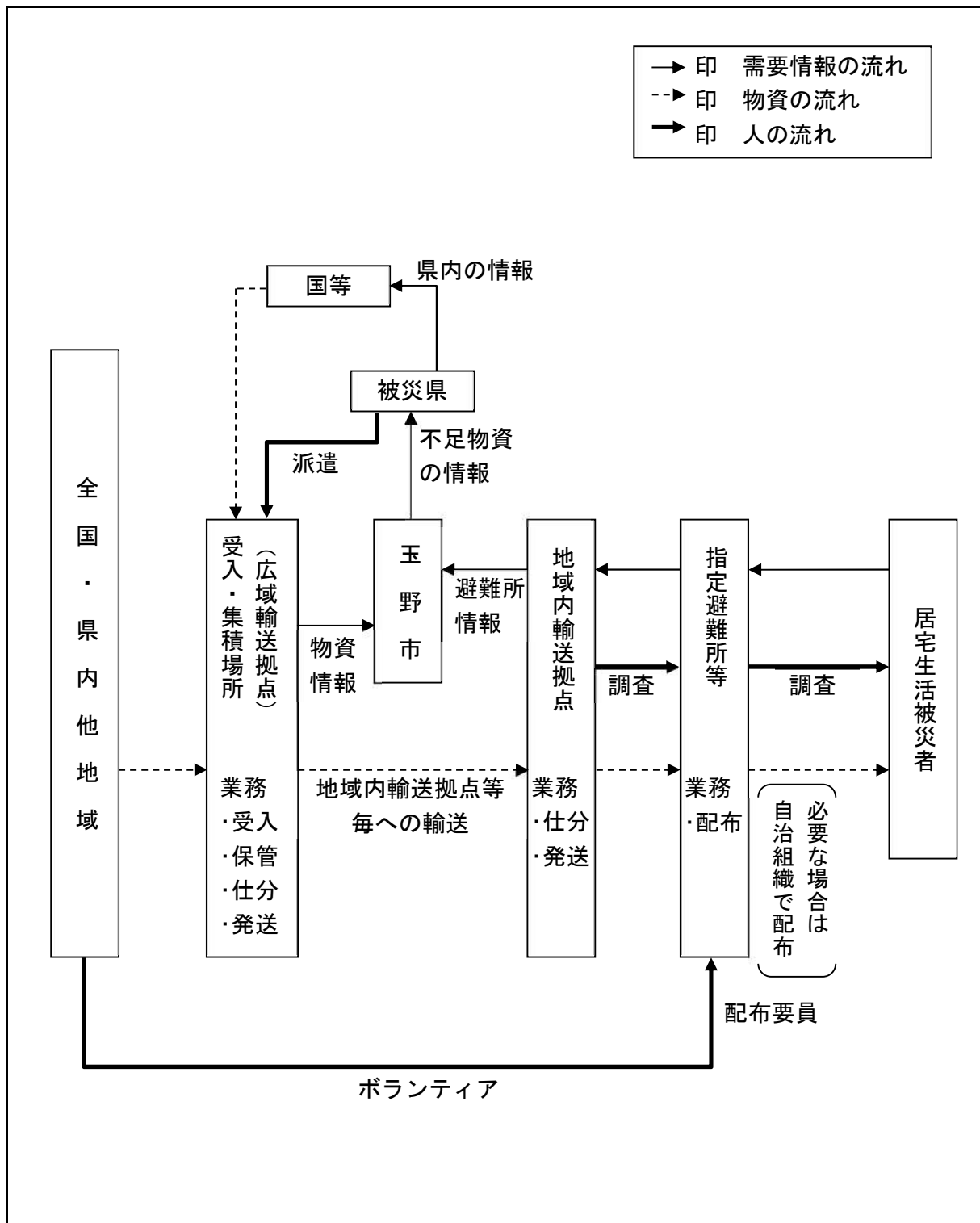
(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

3-39 家庭動物に関する準備

- 1) 飼い主は、家庭動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）
 - ① 少なくとも5日分の水とペットフード
 - ② 予備の食器と首輪、リード
 - ③ ケージ補修などに使うガムテープ
 - ④ トイレ用品
- 2) 飼い主は、家庭動物のしつけに努める。（以下、例示）
 - ① ケージに慣れる
 - ② 無駄ぼえしない
 - ③ 決められた場所でトイレができる

3-40 物資のルート



3-4 1 県民局に報告すべき堤防の異常

- 1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- 2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- 3) 天端の亀裂及び沈下
- 4) 堤防の溢水
- 5) 樋門の両袖又は底部からの漏水
- 6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

3-4 2 水防実施状況報告書の記載内容

- 1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4) 水防作業の状況
- 5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6) 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7) 水防法第28条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- 10) 応援の状況
- 11) 居住者出動の状況
- 12) 警察又は自衛隊の援助状況
- 13) 現場指導員氏名
- 14) 立ち退きの状況及びその指示理由
- 15) 水防に従事した者の死傷
- 16) 功労者及びその功績
- 17) 爾後の水防につき考慮を要する点その点水防管理の所見
- 18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- 19) その他必要な事項

3-4 3 公用負担権限委任証明書

<p>公用負担権限委任証明書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">水防団〇〇部長</p> <p>右の者に〇〇地域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">玉野市長 〇〇 〇〇 印</p>
--

3-4-4 公用負担の証票

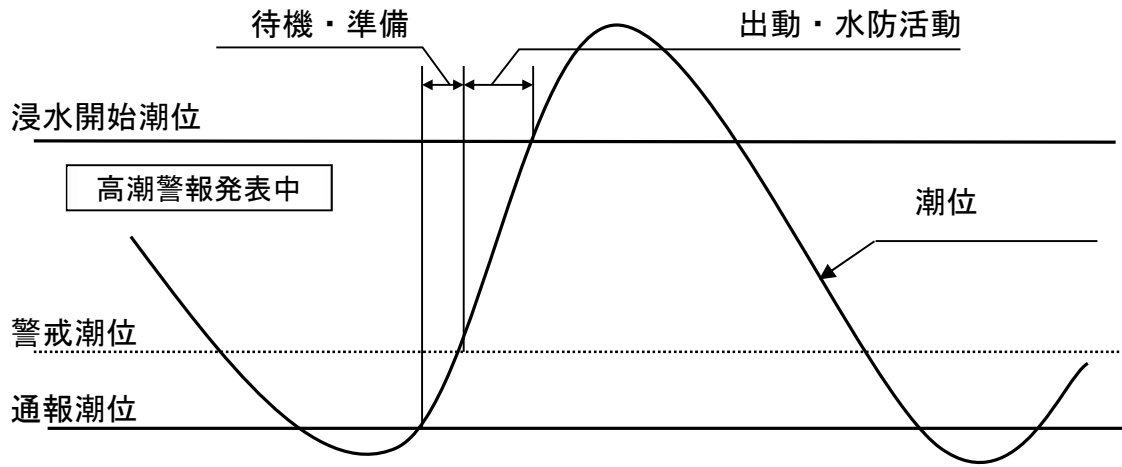
公用負担命令票			
第 号			
(目的物)	種類	数量	
(負担内容)	使用収用処分等		
年 月 日			
玉野市長 ○○ ○○ 印			
事務取扱者 ○○ ○○ 印			
○○ ○○ 殿			

3-4-5 水防警報を発表する基準等

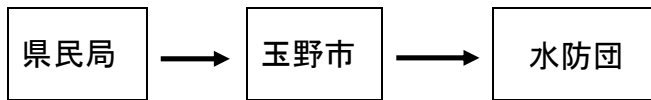
1) 水防警報を発表する基準

段階	発表基準	内容	備考
①待機	高潮警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団（消防団）の足留めを警告する。 ・状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告する。 	
②準備	通報潮位 (高潮警報発表中)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の点検、水門の開閉準備、堤防の巡視等直ちに出勤ができるよう準備する。 	
③出勤	警戒潮位 (高潮警報発表中)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団（消防団）員が出勤する必要がある旨を警告する。 	活動開始
④指示	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘する。 	
⑤解除		<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知する。 	

2) 潮位と水防警報



3) 水防警報の通報伝達系統



4) 対象地域

海岸名	潮位観測所名	警戒潮位 (水防団出動)	通報潮位 (水防団準備)
宇野港海岸高辺地区	玉野	0.70 m	0.40 m
〃 築港地区			
〃 宇野地区			

※ 潮位はTP表記による

5) 警戒等基準潮位

区分	警戒等基準潮位
第1次警戒体制 (準備)	高潮警報が発表され、宇野港の潮位が通報潮位 (TP+0.4) に達し、さらに警戒潮位 (TP+0.7) 以上に到達すると予測され、高潮災害が発生する恐れがあるとき
第2次警戒体制 (出動)	高潮警報が発表され、宇野港の潮位が警戒潮位 (TP+0.7) に達し、さらに潮位の上昇が予測され、高潮災害の発生が切迫しているとき

非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇野港の潮位が警戒潮位（TP+0.7）に達し、容易に浸水開始潮位への上昇が予測され、かつ避難指示の段階よりも状況が悪化し、災害の発生が極めて切迫し、又は確実視される時 ・ 浸水開始潮位に到達したとき又は異常な越波、越流が生じたとき ・ 海岸堤防の損壊又は決壊が発生したとき ・ 防潮施設が正常に作動しないとき
------	---

3-4 6 火災警報及び火災注意報の発令基準

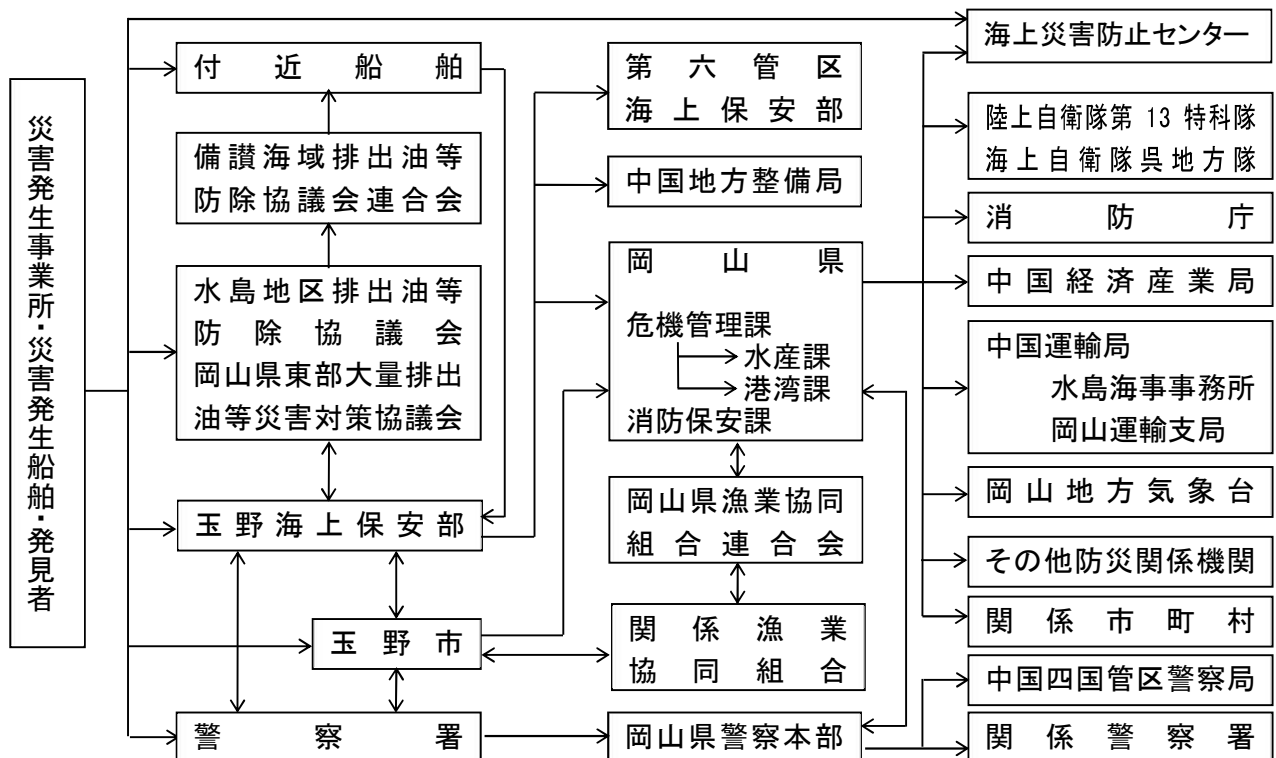
1) 火災警報発令基準

①	実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、最大風速が毎秒 7 mを超える見込みのとき。
②	平均風速毎秒 10m以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

2) 火災注意報発令基準

①	実効湿度が 60%以下で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
②	最大風速が毎秒 7 m以上で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
③	火災が多発しているとき、又はそのおそれがあり、一般に注意を促す必要があるとき。

3-4 7 油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統



3-48 要配慮者を支援するための措置

- 1) 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- 2) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- 4) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- 5) 指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。
- 6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- 7) 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

3-49 市による緊急食料等の調達

事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- 1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- 4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5) 必要に応じて、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6) 援助食料集積地の指定、責任者等受入れ体制を確立
- 7) 供給ルート、運送体制の確立
- 8) 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ態勢の確立
- 9) 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- 10) ボランティアによる炊き出しの調整

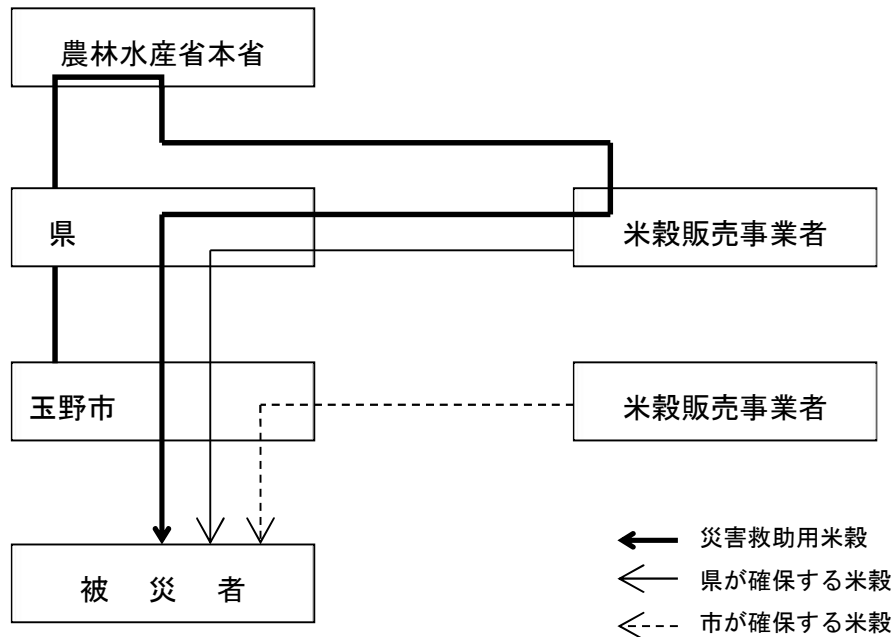
3-50 県による緊急食料等の調達

事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

- 1) 被災地への援助食料の受入集積地の決定
- 2) 市からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- 3) 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- 4) 国、他県、日本赤十字社岡山県支部への協力要請（食料等の調達、輸送）
- 5) 他の市町村の応援の調整
- 6) 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

3-5 1 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

【応急用米穀】



3-5 2 応急仮設住宅の建設基準等

(1) 建設基準

1) 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、市又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2) 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、市に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

3) 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(2) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

(4) 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。

運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。

(5) 協力要請

応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

3-5 3 応急修理の対象及び内容

- 1) 災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。
- 2) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）

3-5 4 土石等障害物の除去の内容

- 1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。
- 2) 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

3-5 5 公営住宅への入居に関する事項

(1) 公営住宅への入居の調整

1) 公営住宅の空家情報収集と調整

県は、本市以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、本市に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込の調整業務を行う。

2) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

3) 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第211条に定

めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

市営住宅については、玉野市財務規則（昭和39年玉野市規則第10号）第175条により、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

4) 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

第4節 災害復旧・復興計画

4-1 被災者台帳の記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6) 援護の実施の状況
- 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

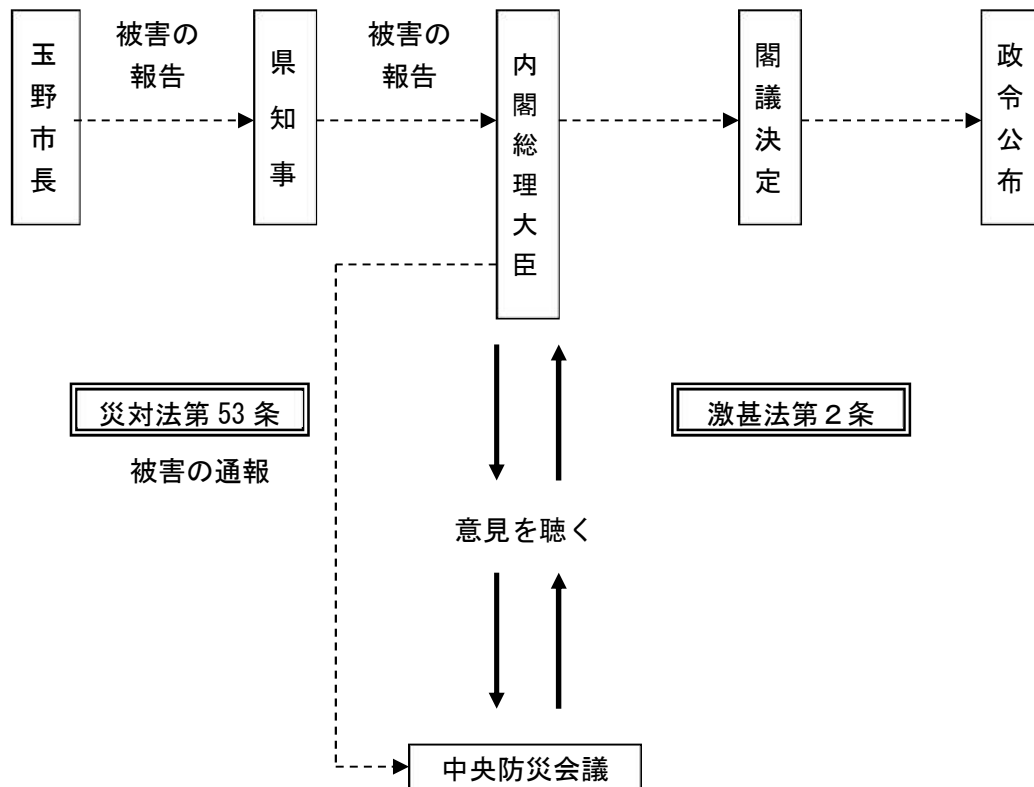
4-2 り災証明書の発行に関する留意事項

- 1) 本証明書の交付は、り災者にとっては、本救助のみでなく以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期すること。
- 2) 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行にあたっては契印をする等発行の事実を判然とし重複発行を避けるよう留意すること。
- 3) 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等にあたっては「り災証明書」の提示を求めるようにするものとする。

4-3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成時の留意事項

- 1) 関係住民の意向の尊重
さらに災害に強いまちづくり計画を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。
- 2) 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用
計画の実施にあたっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。
- 3) 被災市街地復興特別措置法等の活用
建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、特定行政庁は、建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。
- 4) 学校とまちづくりの連携
市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

4-4 激甚災害指定のフロー



4-5 防災まちづくり実施に関する留意事項

1) 高台移転も含めた総合的な市街地の再整備

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

2) 浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

3) 短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。その際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

4-6 法律等により一部負担又は補助するもの

1) 法律

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 海岸法
- ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧ 予防接種法
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）
- ⑪ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助
- ③ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

4-7 激甚災害に係る財政援助措置

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

- 3) 中小企業に対する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - ⑤ 水防資材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4-8 被災中小企業への融資等に関する措置

- 1) 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 2) 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 3) 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 4) 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 5) 市及び中小企業関係団体は、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 6) 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。
- 7) 市、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4-9 農林漁業関係者への融資等に関する措置

- 1) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- 2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- 3) 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

4-10 住宅関連融資等

- 1) 災害復興住宅資金
- 2) 地すべり等関連住宅資金
- 3) 宅地防災工事資金
- 4) 産業労働者住宅資金
- 5) マイホーム新築資金
- 6) リフォームローン

4-11 市復興計画において定める内容

- 1) 復興計画の区域
- 2) 復興計画の目標
- 3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6) 復興計画の期間
- 7) その他復興事業の実施に関し必要な事項